

行政ほっかいどう '88,7

第29回 総会特集号



北海道行政書士会 会長 日向寺 正 幸

“ 監察強調月間始まる ”

“ 車庫証明業務誘致拡大月間 ”

—8月1日から9月30日まで—

- ★ 全会員、監察の目となり、耳となろう
- ★ 行政書士の記名押印を励行しよう
- ★ 行政書士ネームプレートを着用しよう

北海道行政書士会

目 次

<業務資料>

○建設業者の経営に関する事項	業研部	米倉副会長	1
○浄化槽法の施行に関する事務取扱い	企画部		12
○総会終了後初の各部会、役員合同会議の開催	総務部		13
○広告用語コマーシャル・メッセージの募集	企画部		13
○支部のうごき			15
○本会の主要行事			15
○昭和63年度日行連会長表彰者名			16

<総会特集>

○会長あいさつ	日向寺会長	17
○知事の祝辞	北海道知事	18
○祝 辞	日行連会長	19
○第29回定時総会議案		22
○昭和63年度第29回定時総会のあらまし		91

<お知らせ>

○事務局人事（事務局次長の補充）	125
○会報第166号の記事訂正について	125

<編集後記>

○総会スナップ及び各部会開催風景	125
------------------------	-----



改正「建設業法の一部改正する法律」

—建設業者の経営に関する事項の審査関係事項—

このことについては、昨年8月22日付北行第137号「建設業法の一部を改正する法律の施行について」をもって、会報第162号でお知らせしたところでありますが、この度、標記題名で改正の概要について解説しましたが、今回、政令及び省令並びに第三者機関が告示されることによって、これで一応法体系全般が整備されることとなりますので十分熟知され業務に支障のないようお願いします。

なお、この度さきに掲載して解説した事項について、その後の政令及び規則にもとづき再度検討のうえ解説しましたので参考にしてください。（企画部担当副会長 米倉 博）

昨年9月25日発行の会報第162号10頁に掲載した標記のうち、政省令に委任された事項は下記のとおり定められた。（分析機関自身に係る部分は省略）

第Ⅰ 審査の具体的項目と申請書（建設省告示第1316号）

1. (1) 審査の申請をする日の属する年度の10月1日（審査基準日）の直前2年の各営業年度における、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高
 - (2) 審査基準日の直前の営業年度における自己資本額
 - ・法人の場合：資本金、新株式払込金又は新株申込証拠金、法定準備金、任意積立金、繰越金の合計
 - ・個人の場合：期首資本金、事業主借%、事業主利益の合計額から事業主貸%の額を控除した額
 - (3) 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数
 2. (1) 審査基準日の直前1年の営業年度における完成工事高、経常利益率
 - ・法人の場合：経常利益の額÷完成工事高
 - ・個人の場合：事業主利益÷完成工事高
- ※ 直前1年の営業年度とは、半期ごとに決算を行っている場合には、1年の各営業年度である。以下同じ。
- ※ 完成工事高には、兼業売上高を含む。以下同じ。
- (2) 直前1年における総資本経常利益率

$$\frac{\text{経常利益の額}}{\text{総資本の額}}$$
- ※ 経常利益の額は、1年間における経常利益の額であり、直前決算の経常利益ではない（半期決算の場合）

業務資料

※ 総資本の額は直前決算における総資本の額である。

- ・法人の総資本額とは：流動負債、固定負債、自己資本額の合計
- ・個人の総資本額とは：流動負債、固定負債、自己資本額の合計

(3) 直前1年における損益分岐点比率

$$\frac{\text{販売費、一般管理費、支払利息の額の合計}}{\text{完成工事利益}}$$

※ 兼業を行っている場合は、売上総利益が完成工事利益となる。

(4) 直前決算における流動比率

$$\frac{\text{流動資産} - \text{未成工事支出金}}{\text{流動負債} - \text{未成工事受入金}}$$

(5) 直前決算における当座比率

$$\frac{\text{当座資産の額}}{\text{流動負債} - \text{未成工事受入金}}$$

※ 当座資産とは、現預金、受取手形、完成工事未納入金、その他営業債権、有価証券、自己株式、親会社株式の合計

(6) 直前1年の運転資本保有月数

$$\frac{\text{直前決算の流動資産} - \text{直前決算の流動負債}}{\text{直前営業年度における1月当り完成工事高}}$$

$$\frac{\text{直前営業年度における1月当り完成工事高}}{\text{直前営業年度における1月当り完成工事高}}$$

※ 1月当り完成工事高とは、完成工事高の額を12で除して得た額をいう。

(7) 直前1年における1人当たり完成工事高対数

$$\frac{\text{直前営業年度における完成工事高}}{\text{審査基準日の直前の営業年度の終了の日における職員数}}$$

$$\frac{\text{直前営業年度における完成工事高}}{\text{審査基準日の直前の営業年度の終了の日における職員数}}$$

※ この職員数を「総職員数」という。

(8) 直前1年における1人当たり付加価値対数

$$\frac{\text{直前営業年度における完成工事高} - (\text{材料費、労務費、外注費合計})}{\text{総職員数}}$$

$$\frac{\text{直前営業年度における完成工事高} - (\text{材料費、労務費、外注費合計})}{\text{総職員数}}$$

※ 兼業のある場合は、兼業売上原価に係る材料費、外注加工費、当期商品仕入高の合計を含める。完成工事高には兼業売上高も含める。

(9) 直前1年における1人当たり総資本対数

$$\frac{\text{直前決算における総資本の額}}{\text{総職員数}}$$

$$\frac{\text{直前決算における総資本の額}}{\text{総職員数}}$$

(10) 直前決算における固定比率

$$\frac{\text{固定資産の額}}{\text{自己資本の額}}$$

(11) 直前決算における自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本の額}}{\text{総資本の額}}$$

(12) 直前決算における固定負債比率

$$\frac{\text{固定負債の額}}{\text{自己資本の額}}$$

3. 審査基準日の前日における建設業に従事する職員のうち、次に掲げる者の数
 - (1) 特定建設業の許可要件のうち専任の技術者となりうる者で、技術検定試験の1級合格者、又は他の法令により該当する専任技術者
 - (2) (1)以外の者で、技術検定試験、他の法令による試験に合格した者、又は他の法令による免許を有して一般建設業の許可要件に満る専任の技術者
 - (3) 学卒者で一定の実務経験がある者、又は一定の実務経験のある者及び建設大臣が認定した者で(1)、(2)以外の者で特定、一般の許可要件の専任技術者となれる者
4. 審査基準日の前日までの建設業の営業年数
 - ※ 許可又は登録を受けて営業を行っていた年数
5. 申請様式 (規則第19条の2)
 - 別紙1及び2のとおり。

第Ⅱ 申請書に添付すべき書類 (規則第19条の3)

1. 工事経歴書 (様式第2号許可の工事経歴書)
 2. 法人、個人共直前1年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書 (法人にあっては利益処分に関する書類必要)
 3. 建設業以外の事業を併せて営む者にあつては、兼業の売上原価報告書
別紙3のとおり。
 4. 職員数を記載した書面
別紙4のとおり。
 5. 技術職員名簿
別紙5のとおり
- ※ 2、3は経営分析機関に対し経営状況分析の申請をする者は省略することができる。
(同条2項)

第Ⅲ 経審の手数料 (政令第27条の13)

7,000円に入札参加しようとする建設業の1種類につき、2,000円を加算した額

第Ⅳ 経営状況分析機関への申請書 (規則第19条の10)

別紙6のとおり。

本申請書に添付すべき書類 (規則第19条の11)

- ※ 第Ⅱに掲げた書類のうち2、4までの書類

第Ⅴ 分析機関への手数料 (政令第27条の132項)

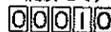
14,000円

別紙 1

様式第二十五号の六 (第十九条の二関係)

(表 面)

(用紙 B4)



経営事項審査申請書

建設業法第27条の23第1項の規定により、経営に関する客観的事項の審査の申請をします。

昭和 年 月 日

主たる営業所の所在地

建設大臣 知事 殿 申請者 印

項番 大臣知事コード

申請時の許可番号 01 建設大臣許可(後-)第 号

前回申請時の許可番号 02 建設大臣許可(後-)第 号

継続・新規の区分 03 (1. 継続 2. 新規,その他)

法人又は個人の区分 04 (1. 法人 2. 個人)

(フリガナ) 05

商号又は名称 06

主たる営業所の電話番号 07

許可を受けている建設業 08 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 鉄 板 ガ 防 内 機 絶 通 函 井 具 水 消 消 (1. 一般 2. 特定)

審査対象建設業 09

自己資本額 (千円) 10

	直前決算時 (昭和 年 月 日)	計	前年度の期別	合 計
自己資本金等	円	円	円	円
貸倒準備金	円	円		
未償還借入金 (建設関係)	円	円		
計				

職員数 11 1級技術者 (人) 2級技術者 (人) その他の技術者 (人)

営業年数 12 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日 昭和 年 月 日 休業等期間 備考(組織変更等)

(行政庁側記入欄) 土木事類コード 整理番号 13

工事種類別完成工事高については別表による。

申請事務担当者 氏名 担当者名 電話番号

(裏面の記載事項に従い必着すること。)

業務資料

(裏面)

記載要領

- 1 「建設大臣知事」及び「教特」については、不要のものを消すこと。
- 2 太線の枠内には記載しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□②のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば④⑤⑥⑦⑧⑨□□のように左詰めで記入すること。
- 4 ①①「申請時の許可番号」の欄における「大區コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。また、「許可番号」の欄は、例えば②①①②③④のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 5 ②②「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なる場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
- 6 ③③「継続・新規の区分」の欄は、前年度において経営事項審査を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
- 7 ⑤⑤「商号又は名称の(フリガナ)」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記載しないこと。
- 8 ⑥⑥「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

(例 □④⑤⑥⑦⑧⑨□□
□②③④⑤⑥⑦⑧□)

種 類	略号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 9 ⑦⑦「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、例えば②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように左詰めで記載すること。
- 10 ⑩⑩「許可を受けている建設業」の欄は、申請する時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木事業(土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業(筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業(大)	は葺工事業(は)	造園工事業(園)
左官工事業(左)	しゆんせつ工事業(しゆ)	さく井工事業(井)
とび・土工事業(と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業(ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業(屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業(電)	防水工事業(防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	
タイル・れんがブロック工事業(タ)	機械器具設置工事業(機)	

- 11 ⑩⑩「審査対象建設業」の欄は、経営事項審査を受けようとする建設業について10の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。
- 12 ⑪⑪「自己資本額」の欄は、審査の申請をする日の属する年度の10月1日(以下「審査基準日」という。)の直前の営業年度の決算における自己資本の額(直前決算後、審査基準日の前日までの間に増減資があつた場合においては、当該増減資の額を加減した額)を記入すること。また、表内には自己資本の額の内訳を記載すること。この場合において「資本金等」の欄には、法人にあっては資本金及び新株式払込金(又は新株申込返戻金)の合計額を、個人にあっては期首資本金の額を記載すること。また、「準備金・積立金」の欄には法定準備金及び任意積立金の合計額を記載すること。
- 13 ⑫⑫「職員数」の欄は、審査基準日の前日における建設業に従事する職員数を記入すること。1級技術者、2級技術者及びその他技術者の欄には別表(四)の分類に従い該当する者の人数を記載すること。
- 14 ⑬⑬「営業年数」の欄は、審査基準日の前日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行つた年数をいい、休業等の期間を除く)を記載すること。また、表内には営業年数に係る沿革を記載すること。

別紙 2

別表

(表 面)

(用紙 B4)
00011

工事種別別完成工事高表

	〔直前第2期以前の決算より〕										〔直前第1期の決算より〕									
	項番	年		月		年		月		日		年		月		日				
営業年度	21	決算期前		自	□	□	至	□	□	□	□	自	□	□	至	□	□			
		直前4期		～		直前3期		～		直前2期										
工事種別別年間 平均完成工事高	業 種 コ ー ド																			
	22	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			
工事 千円	完成工事高 計 算 表																			
	直前4期 直前3期 直前2期																			
工事 千円	22	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			
工事 千円	直前4期 直前3期 直前2期																			
工事 千円	22	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			
工事 千円	直前4期 直前3期 直前2期																			
工事 千円	22	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			
工事 千円	直前4期 直前3期 直前2期																			
その他工事 千円	23	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			
その他工事 千円	直前4期 直前3期 直前2期																			
合 計 千円	24	3	5	□		□	□		□	15	20	□		□	□		□			

(横頭の記載欄は貸し忘れすること。)

業務資料

(裏面)

記載要領

- ②①「営業年度」の欄は審査基準日の直前の営業年度の決算日からさかのぼって24ヶ月になるまでの各営業年度について記載すること。
- 「工事種別年間平均完成工事高」の欄は、建設工事の種類及び当該工事の年間平均完成工事高を記載すること。
- ②②「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する建設工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記載すること。
完成工事高計算表の欄は、②①で記載した各営業年度ごとに完成工事高を記載すること。ただし、最も古い営業年度の完成工事高については次式による。

$$\text{最も古い営業年度の完成工事高} \times \frac{24\text{ヶ月}-\text{他の営業年度に含まれる月数}}{\text{最も古い営業年度に含まれる月数}}$$

コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類	コード	建設工事の種類
01	土木一式工事	08	電気工事	15	板金工事	22	電気通信工事
02	建築一式工事	09	管工事	16	ガラス工事	23	造園工事
03	大工工事	10	アール・レング・ブロック工事	17	塗装工事	24	さく井工事
04	左官工事	11	鋼構造物工事	18	防水工事	25	建具工事
05	とび・土工・コンクリート工事	12	鉄筋工事	19	内装仕上工事	26	水道施設工事
06	石工事	13	ほ装工事	20	機械器具設置工事	27	消防施設工事
07	屋根工事	14	しゆんせつ工事	21	熱絶縁工事	28	清掃施設工事

- ②③「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高を記載すること。
- ②④「合計」の欄は、②②及び②③に記載した完成工事高の合計を記載すること。
- この表は審査対象建設業に係る建設工事5種類ごとに作成すること。この場合、「その他工事」、「合計」は最後の用紙のみに記入すること。

別紙 3

様式第二十五号の七(第十九条の三関係)

兼業売上原価報告書

自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
(申請者)

千円

製造原価									
I 材料費	XXX								
II 労務費	XXX								
III 経費	XXX								
(うち 外注加工費)	XXX								
当期経製造費用	XXX								
期首仕掛品たな卸高	XXX								
合計	XXX								
期末仕掛品たな卸高	XXX								
当期製造原価	XXX								
兼業売上原価									
期首商品(製品)たな卸高	XXX								
当期商品仕入高	XXX								
当期製品製造原価	XXX								
合計	XXX								
期末商品(製品)たな卸高	XXX								
兼業売上原価	XXX								

記載要領

- 建設業以外の事業を併せて扱う場合における当該建設業以外の事業(以下「兼業事業」という)に係る売上原価について記入すること。
- 兼業事業として、製造業を営んでいる場合は、「製造原価」及び「兼業売上原価」のいずれにも記入し、兼業事業として、製造業以外の事業のみを営んでいる場合は、「兼業売上原価」のみ記入すること。

様式第二十五号の八（第十九条の三関係）

（用紙B5）

職 員 数

申請者

使 用 人		役 員 等			合 計	
建設業に従事する使用人		兼業事業に従事する使用人	代表権を有する役員等（うち法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者）	その他の役員等		
法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の使用人			常勤である者（うち法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者）		非常勤である者
人	人	人	人	人	人	

記載要領

- 「使用人」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者とする。
- 「役員等」は、法人である場合においては業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。
- 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。

(裏面)

記載要領

- 1 「建設大臣 知事」及び「数 特」については、不要のものを消すこと。
- 2 太線の枠内には記載しないこと。
- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲園園園園□□□□のように左詰めで記入すること。
- 4 ③①「申請時の許可番号」の欄における「発番コード」のカラムには、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い該当するコードを記入すること。また、「許可番号」の欄は、例えば⑩⑩①②③④のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 5 ③②「前回申請時の許可番号」の欄は、前回申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ前回申請時の許可番号を記入すること。
- 6 ③③「継続・新規の区分」の欄は、前年度において経営事項審査を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入すること。
- 7 ③⑤ 商号又は名称の「(フリガナ)」の欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記載しないこと。
- 8 ③⑥「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については下表の略号を用いること。

(例 □□□□甲園園□
 □□園園□園□□)

種 類	略号
株式会社	(株)
有限会社	(有)
合資会社	(資)
合名会社	(名)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 9 ③⑦「主たる営業所の電話番号」の欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ(ハイフン)で区切り、例えば⑩③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように左詰めで記載すること。
- 10 ③⑧ 代表者又は個人の氏名の「(フリガナ)」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。
- 11 ③⑨「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記載すること。
- 12 ④①「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(自治省編「全国地方公共団体コード」)により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記載すること。
- 13 ④②「主たる営業所の所在地」の欄には、12により記載した市区町村コードによって表される市区町村に就く町名、街区符号及び住居番号等、「丁目」「番」及び「号」については(ハイフン)を用いて、例えば園園園②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳のように記載すること。
- 14 ④③「総職員数」の欄には、審査の申請をする日の属する年度の10月1日の直前の営業年度の終了の日における全ての職員の数を記入すること。

浄化槽法の施行に関する事務は 支庁長に委任

法施行以来、本庁土木部管理課で取扱っていた、標記に関する諸事務は、本年4月12日付北海道訓令第8号、北海道事務決裁規定の一部を改正する訓令をもってそれぞれの地域を管轄する支庁長に任委されたのでお知らせします。

なお、支庁で取扱う関係諸事務は次のとおりです。

記

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関する事務

- (1) 第23条第1項及び第2項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録をし、及びその旨を申請者に通知すること。
- (2) 第24条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を拒否し、及びその旨を申請者に通知すること。
- (3) 第25条の規定に基づき、変更の届出を受理し、又は変更があった事項の登録等を行うこと。
- (4) 第26条の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- (5) 第27条の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を抹消し、及びその旨を廃業等の届出をした者に通知すること。
- (6) 第28条第2項の規定に基づき、浄化槽工事の施行の差止めを命ずること。
- (7) 第32条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者に対し、必要な指示をすること。
- (8) 第32条第2項及び第3項の規定に基づき、浄化槽工事業者の登録を取り消し、及びその旨を通知し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- (9) 第33条第3項の規定に基づき、浄化槽工事の開始等の届出を受理すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から許可を受けている建設業者に係るものを除く。）。
- (10) 第53条第1項の規定に基づき、浄化槽工事業者から報告を徴すること（建設業法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事以外の者から同法別表下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者に係るものを除く。次号及び第12号において同じ。）。
- (11) 第53条第2項の規定に基づき、職員に、浄化槽工事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせること。
- (12) 第54条の規定に基づき、同条第2号に掲げる処分に係る聴聞を行うこと。

総会后初の役員合同会議開催される

日時 昭和63年6月8日10時～15時

場所 札幌市北海道婦人文化会館

去る5月28日に開催された定時総会后初の理事会、各分会、監事会、綱紀委員会が開催されました。

理事会では、総会で補選された理事の所掌業務の分担と常任理事が次のとおり決定されました。(10時25分/理事会休会)

経理部担当	本間 秋 光	常任理事(経理部長)
理 事	本間 留四郎	総務部担当(車庫証明対策特別委員会委員長)
理 事	本間 幸 男	経理部担当

11時から総務、経理、企画、業務研修、監察の各部にわかれ、第1回の部会を開催し、昭和63年度事業の実施方針等について検討いたしました。(14時/理事会再開)各部長から検討結果、事業の推進方策等について報告了承されました。次いで6月21日に東京都において開催される日本行政書士会連合会定時総会の代議員を選出し、理事会を終了しました。

また別室において、監事会、綱紀委員会が開催され、それぞれ所管の業務について検討協議されました。

コマーシャルメッセージの募集について

企 画 部

昭和63年度事業として次の要領で「コマーシャルメッセージ」の募集をします。
会員各位のご協力を是非お願いします。

1. 趣 旨

北海道行政書士会が行う各種の対外広報事業に使用する広告用語として、不特定多数の大衆に、行政書士職能のサービスの存在、特徴、便益性などを具体的に知らせ、行政書士の信用と信頼を高め、潜在的ニーズを掘り起こす刺激的なコマーシャル文案を募集する。
(実例 多彩な役割、税理士はあなたと企業の相談役)

2. 募集作品

20字位の短文で、分かり易く、感じ易い文章とします。

3. 利用目的

本会、支部の行う新聞広告、パンフレット、チラシ、TVコマーシャル、ロードサイン、電飾広告、無料相談の広報用語に使用し、行政書士の対外広報活性化に活用するほか、行政書士個人が行うPRにも使用する。

4. 募集範囲

北海道行政書士会の会員本職及び補助者又は行政書士事務所に勤務する者に限ります。

5. 応募の期間

昭和63年7月1日から同年9月30日まで2か月間

6. 募集広告方法

会報行政ほっかいどう 88, 7号(第167号)に掲載して募集するほか、支部だよりの発行する支部にも依頼して掲載してもらう。

7. 応募方法

官製ハガキに「C・M応募」と表題を記載して、作品1篇を横書にかい書で正しく書き、応募者の住所氏名を明記するほか、作者の本職、何某事務所補助者又は事務別を併記すること。

応募は1人で何篇でも応募してよく、その場合、ハガキは別葉とすること。(審査選考の都合で)

8. 選考

理事会、常任理事会等公正な方法で審査選考して決定する。

9. 作品の送付先

札幌市中央区北1条西7丁目西向 タキモビル3F
北海道行政書士会宛 とする。

10. その他

応募作品は未発表作品に限る。

応募原稿は返却しない。

採用した作品には謝礼として、1作品金5,000円を20篇に対し贈呈する。

著作権は北海道行政書士会に帰属する。

発表は会報行政ほっかいどう 88, 11号(第168号)誌上に掲載するほか、本会支部役員に活用文書とともに送付する。

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注：（ ）は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	6 / 18	教育文化会館	建設業許可申請と 決算報告書の作成	石狩支庁建設指導課 審査係長山口敏夫外2名	(583) 127	一般
函館	6 / 25	五島軒駅前	遺言と相続	公証人 橋立賢太郎	(152) 33	〃
小樽	6 / 25	小樽ビジネス アカデミー	ワープロ操作	本会監事 野坂 房市	(70) 12	〃

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
5 / 12	第1回常任理事会	10:30～12:00	大通公園ビル
〃 / 〃	第1回理事会	13:00～16:52	〃
〃 / 17	第1回支部長会	10:00～15:53	〃
〃 / 25	登録調査委員会	16:00～17:00	本会会議室
〃 / 27	第2回常任理事会	10:00～12:00	エルム会館
〃 / 〃	(総会質疑事項検討会)	(13:00～17:00)	〃
〃 / 28	第29回定時総会	10:00～16:00	ホテルアカシヤ
6 / 7	第1回正副会長会	13:00～17:00	本会会議室
〃 / 8	第2回理事会	10:00～17:00	北海道婦人文化会館
	(第1回総務部会)	11:00～14:00	〃
	(第1回経理部会)	11:00～14:00	〃
	(第1回企画部会)	11:00～14:00	〃
	(第1回業務研修部会)	11:00～14:00	〃
	(第1回監察部会)	11:00～14:00	〃
〃 / 27	支部業務研修担当者会議	10:00～17:00	ホテルニューフロンティア
〃 / 29	第2回車庫証明対策特別委員会	10:00～17:00	〃
〃 / 30	登録事務打合せ	14:00～16:00	本会会議室
〃 / 〃	登録調査委員会	16:00～17:00	〃
7 / 6	昭和63年度会報編集会議	13:00～17:00	〃
7 / 8	第2回監察部会	13:00～17:00	〃

昭和63年度日行連会長表彰者名

昭和63年度日本行政書士会連合会総会において、次に掲げる会員の方が、日行連会長表彰を受けられました。この表彰は会員としての業務歴が20年以上で、各支部より推せんの方々です。受賞を心からお祝い申し上げますとともに、今後益々で発展を遂げられますよう祈ります。

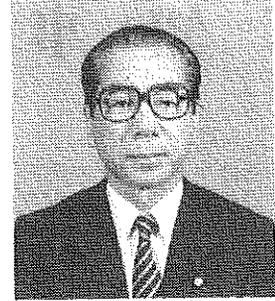
<表彰者氏名>

支部	区	会員番号	氏名	表彰区分	摘要
札幌	東区	716	葛西義雄	連合会推薦	
"	南区	1076	後平邦彰	顕彰規則第3条4号	
小樽		1722	北川清	"	
空知		1967	新川司	"	
室蘭		849	菅原繁治	"	
			小計	4人	
札幌	中央区	137	福田定恒	顕彰規則第3条5号	
"	豊平区	333	小浦方寅一	"	
"	中央区	354	秋田正雄	"	
函館		1020	本間新	"	
小樽		272	武田信一	"	
空知		615	大沼秀雄	"	
旭川		776	武田力一	"	
網走		841	須藤正美	"	
苫小牧		916	杉浦幸城	"	
十勝		921	米倉博	"	
"		955	荒一典	"	
釧路		562	武田時雄	"	
			計	17人	

会長あいさつ

北海道行政書士会

会長 日向寺 正 幸



第29回定時総会開会に当りまして、一言ご挨拶を申し上げます。
ご来賓の皆様方には、時節柄何かとお忙しい中を曲げてご臨席賜りまして誠にありがとうございました。

また日頃私共の為に、いろいろとご指導を賜りまして、更にはまたご厚誼を頂戴いたしまして誠に有り難く、厚く御礼申し上げます次第でございます。

総会構成委員の皆様方には全道各地から遠路お越しいただきまして誠にご苦労様でございます。

日頃本会会務の運営の為にいろいろとご協力をいただきまして本当に感謝申し上げます次第でございます。今後共、なお一層のご協力をお願い申し上げます次第でございます。本日はご案内の通り私共が昨年5月の定時総会におきまして葛西前会長からバトンタッチを受けて新執行部のもとに会務を執行してまいったわけでございますが、この1年間の事業経過と決算の報告、さらに63年度私共新執行部の手によって作成いたしました事業計画、並びに収支予算案のご審議を賜るわけでございますが、代議員の皆さんからすでに23件に及ぶ非常に建設的なご質問、あるいはご意見を頂戴しておりまして、非常に力強く感じている次第でございます。

予算案について、あるいは事業計画につきましては、議案の審議の段階で詳しく申し上げたいと思っておりますけれども、62年度の1年間を顧みまして、皆様方から本当にご協力いただきまして概ね計画通り実行することが出来ました。

63年度の事業計画、予算案の策定におきましては、まず行政書士の地位向上、会員の和と団結、健全財政の保持、この3本を柱といたしまして、各部におきましてそれぞれ具体的な事業計画を建てたわけでございまして、さらに支部長さん方のご意見もいただき、理事会の決議を得まして、本日提案するに至ったわけでございます。

どうか十分ご審議をいただきまして、私共の会の益々の発展のため、また会員のために今後益々お力添えをいただきたいものとする次第でございます。

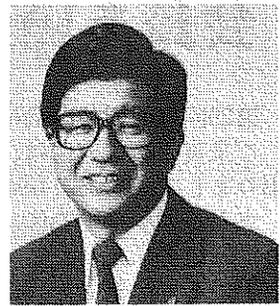
なお皆さん方に本日、ふたつのイベントの案内を配布しておりますが、これは“世界・食の祭典”と“青函博エキスポ88”の案内を配布しておりますが、いずれも関係団体の協力要請により何とか私共もお力添えを出来るものならばということで皆様方の協力を求める次第でございます。

“食の祭典”におきましては、もったいないほど有難い企画だというふうに考えております。北海道全地域からそれぞれ名物、名代、味のそうした出展をされることになっております。最近の例でございますけれども、私共の町からも味自慢のそれぞれの店が参加することになっております。そういう意味からいましては、道民の一人として非常に関わり合いの深いイベントだと思うわけです。さらに青函博につきましては、函館支部の会員の皆様方は非常に張り切っておりまして、恐らく休み時間中でも、安保支部長さんからPRがなされるものと思っております。

この二つにつきまして、何とか皆様方のご協力をお願いする次第でございます。食のことにつきまして、私的なことを申し上げますけれども、ちょうど私共が発育盛りに育った戦前、戦後を通じて食べることは非常に苦労をしております。いわゆる澱粉かすを食べたり、あるいは、かぼちゃや芋で身体が黄色くなるほど食べてしのいで来たという、食のことを思い出す時に本当にこういう企画は北海道の味は勿論、世界の味を楽しめるという一大イベントでございます。これは道も肝入りでやることでございまして、どうか皆さん方のお力を借りる次第でございます。終わりになりましたが、本日参会の皆さん方の益々のご健勝とご多幸を心から礼念いたして甚だ簡単粗辞でございますが開会に当りましてのご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

知事祝辞

北海道知事 横路 孝弘



本日、北海道行政書士会第29回定時総会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃から地方行政の円滑な推進のために多大なご協力をいただいております。この機会をお借りして厚く御礼申し上げます。

昭和26年に行政書士法が制定されて以来37年余り、昭和35年に北海道行政書士会が設立されて以来28年を経たわけではありますが、この間行政書士制度は幾多の変遷を経ながら、着実な歩みの中で道民の間に定着し、今や皆様方は住民と行政の間のパイプ役としてなくてはならない存在となっております。これも先輩諸氏をはじめとする皆様方のたゆまぬご努力の結果と改めて敬意を表する次第であります。

さて、本年は北海道にとっても21世紀に向けて新たな第一歩を踏み出した意義のある年です。本道の経済は全般に低迷期を脱し、明るさを取り戻しつつある中、道政の指針となる北海道新長期総合計画がスタートしました。

また新しい交通体系として、道民の待望の青函トンネルが去る3月に開業したことにより、人や物の流れが活発になり、7月には新千歳空港が開港することにより国際的な流通の促進が期待されます。

さらに世界食の祭典、青函博、赤レンガ百年祭、十勝海洋博覧会等、かつてないほどたくさんイベントが開催されます。これはイベントを通じて多くの素晴らしい話題、北海道の可能性、将来性について理解を深めていただきたいものと期待しております。

北海道は今、よりよい21世紀に向けて新たな出発をしたわけではありますが、今後国際化、情報化、高齢化など社会情勢の変革のなかで、住民の行政に対するニーズもさらに複雑化し、多様化していくものと予想されております。

住民と行政の関わりが広範囲に亘り、密接になればそれだけ官公庁に提出する書類も複雑、かつ高度の専門性が要求されることが多く、皆様方の果たす役割は益々重要なものになると思われます。

皆様方におかれましては、今後一層業務の研究に励まれ、新しい時代にふさわしい住民と行政のかけ橋として、地域住民の福祉の向上に寄与されますようお願いする次第であります。

最後に、本日の総会が今後の本会の適正な運営に資するものになるようご期待申し上げますとともに、北海道行政書士会の今後益々のご発展と会員皆様方のご健勝を心から祈念いたしましてご挨拶いたします。

昭和63年5月28日

祝 辞

日本行政書士会連合会

会長 佐藤 義 哉



本日、ここに北海道行政書士会昭和63年度定時総会が開催されるに当り、一言お祝いの言葉を申し上げます。

北海道行政書士会におかれましては、平素日行連の運営について格段のご支援、ご協力を賜り本席をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

また、日向寺会長を中心に役員の皆様方が行政書士会発展のために日夜精進を重ねていることに対し、深甚なる敬意を表する次第であります。

さて、行政書士会を取り巻く環境は、いつになく厳しいものがあります。地域の職域の確保、拡大に向けた取り組みは緊急最大の課題となっております。

建設業法改正に伴う経営分析機関設置に関する対応、入管法規改正による申請取次制度への対応、商法改正に伴う会計調査人への対応、VAN通信回線を利用した情報サービスの開発等について、全力を傾注して対応しているところであります。

一方、自動車業界の行政書士法一部改正反対運動と道路運送車輛法の一部改正推進の動きは一向に鎮静化しておりません。のみならず最近では、一部自動車業界紙等を通じ、行政書士会の結束を乱し、内部離反を策動するがごとき企てが益々活発化するように見受けられます。これらの企てに惑わされることなく、日向寺会長をはじめとする北海道行政書士会の皆様方におかれましては、この定時総会に一層団結を固められ、初期の目的達成に向かって邁進されますよう心よりお願い申し上げます。

日行連は今後共、行政書士制度の護のために万難を排し、あらゆる施策を講じてまいり所存でございますので、日向寺会長を中心に北海道行政書士会の皆様におかれましては、一致団結し、その難局を乗り切っていただきたく、切に念願する次第でございます。

最後になりますが、北海道行政書士会の益々のご発展を祈念して挨拶いたします。

来 賓 祝 辞

北海道行政書士会顧問 岩崎守男殿
北海道議會議員

おはようございます。ご紹介をいただきました岩崎でございます。

私共は、日頃会長さんからご厚意をいただいて、3人の道議會議員が顧問に推薦されております。1人は帯広出身でございます、佐々木行雄さん、そして岩見沢吉田英治さん、そして私釧路の岩崎でございます。3人が顧問ということでご推薦をいただいております。

これからも何かとよろしくご指導のほどをお願いを申し上げたいと思います。また、同時に会の発展のために、私共会派はそれぞれ違いますけれども、一緒になって行政書士会の発展のために努力をしまいたいということをまず、お誓いを申し上げておきたいと思う次第でございます。

今池島さんからもお話がございましたけれども、北海道横路道政が誕生いたしましたから、2期目の船出の年でございます。特に、今年から新北海道計画がスタートいたしまして、15のプロジェクトを実施することになっております。特に今手掛けておりますのは、エアーカーゴつまり千歳空港を貨物空港に位置づけて、アジアとヨーロッパを結ぶ玄関にしようということ北海道の新しい発展の第一歩にしようということで新長期計画がスタートしました。多くの難点もございましたけれども、食の祭典、いろいろのご批判やご指導がある中でございますけれども、なんとか6月から3ヶ月間実施をするに当って皆さんのご支援を賜りたいと思っております。

これは世界という言葉をつけましたけれども、北海道は何といっても食糧基地であるということをもまず根元におきまして、オリンピックもございますのでヨーロッパから来る人達を北海道に寄せて、北海道を見ていただいたという思想を持ちつつ、食の祭典を開催することになっております。知事も大変力を入れてやっておりますので、皆さんのご支援をいただきたいということを冒頭をお願いを申し上げておきたいと思う次第でございます。

さて、行政書士会からも顧問の私共にいくつかの課題が投げかけられ、一部は解決をするところまで来ています。特に、一つは社会貢献賞というのが北海道の中にございまして、貢献賞を会のそれぞれの仕事をされた方を表彰をするという制度がございしますが、この点については、知事とも話をし、あるいは今日お見えの池島課長とも話をいたしまして、行政書士会が今日まで社会に貢献をしたその実績を買って、この制度に該当させよう、条例の改正を行なうということになりました。

もう一つは、書類を作成するに当っての作成者の氏名を記入する欄を作ってほしいという要望がございました。総務部だけで問題が解決いたしませんので、道の各機関の意見をとりました。この意見をとりますと、まちまちでむしろその氏名を書くことが作成者の混乱を呼ぶ、つまり欄を作ることによって必ず作成者に頼まなければならないということになっては困ります。他の業種の中にも欄が書かれているものはあるけれども、これを何とか削除していく方向にあり、またそういうふうを考えているということで、この点についてはなかなか難しいです。その他、いろいろ仕事の関係で道の出先機関あるいは、支庁という所と窓口をもっと開いてほしいという要望もございましたので、これは市町村課を通じながら、あるいはそれぞれの支庁において皆さんと道の機関との関係をスムーズに行くように窓を開いていきたいと考えております。これからも何かと用事を言いつけていただいて、私共の会の発展の為に頑張ってもらいたいと思う次第でございます。

私自身も行政書士の事務所を持って仕事をしている一人でございますので、今日は来賓というより一会員として皆さんにご挨拶をした次第でございます。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

第29回定時総会の開催を心からお喜び申し上げます。

先週札幌司法書士会の総会が洞爺において行われたわけでございますけれども、遠路わざわざ五十嵐副会長さんにお出でをたまわりました。本当にありがとうございました。

去る5月20日国会におきまして、不動産登記法、商業登記法の一部を改正する法律案が可決決定をみました。これはいわゆるコンピュータ法案でございます。

今は、登記簿という簿冊がなくなりまして、全部コンピュータの中に登記内容が入られるということになってくるわけです。

そして登記事項証明、いわゆる閲覧とか謄本なども全部コンピュータが打ち出すもので見られるという形に、大体15年かけまして全国をネット出来るという状態に今運ばれようとしています。

札幌法務局管内、これは北海道で初めてでございますけれども、明年の4月ないし5月から白石あるいは西出張所のどちらかにおきまして、その作業に入りまして65年4月1日からはいわゆる登記簿が消えて、コンピュータの中に不動産の内容が全部入るという状態に向かって動きはじめようとしています。

非常に大きなことでございますので、どうぞこれからもご注意いただきたいと思うわけです。いわゆる国民のプライバシーの問題等のいろいろな重要な問題が投げかけられることでもございますので、国民の皆様方の密接なご関係をもつ行政書士の先生方も十分ご注目いただきたいと思うわけでございます。

それから司法書士というのは今まで世間に向かってあまり発言することがございましてしたけれども、例えば昨年からの登録免許税、土地の取得について50%アップということで課税価格を計算するというので、国民に多大な負担をかけているわけでございます。

これは時限立法でございまして、来年の3月で終わるわけでございます。これを何とか継続を阻止したい、あるいはもし継続されるとする場合でも市民が住民と共に、住宅を建てる土地あるいは住宅と共に変わる土地、これについては従来の50%アップというのをやめただけという運動も司法書士会が今一体となって努力しているところでございます。それと先般来問題になりました、いわゆる司法試験合格者の数、法曹基本問題懇談会というところが現在の日本の法律家の数が非常に不足だからとあえて、司法試験の合格者の数を500名から200名アップしようという答申がなされたわけでございます。

これに対しても司法書士会には1万5,700名の司法書士、いわゆる法律家職能集団があるということを見落とした答申ではないのかということを経済大臣に提言し、これは同じく行政書士の先生方も同じだろうと思います。

法曹三者以外に底辺を支えている法律職能集団があるということを経済法律家、学者、法務省は見落としているということを経済を申し上げまして、法務省の担当の人事課長とその協議に入るところでございます。

実は、日向寺会長さんは私共札幌司法書士会の会員でございますし、ここに札幌司法書士会及び全道の会員のお顔が何人か拝見するわけでございます。

私自身も昨年札幌司法書士会の会長に就任した時に、辞めさせていただいたわけでございますけれども、その前十数前行政書士の会員をやらせていただきました。

それだけで非常に親しさを感じています。昨年来、社労士会、北海道税理士会、行政書士会と私共と四者の協議も既に成立しているところでございます。

今後非常に友好関係を深めたいと考えますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

本日の総会のご盛会をお祈り申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。どうもおめでとうございます。

第29回 定時総会議案

第1号議案 昭和62年度事業報告について

昭和62年度事業について、次のとおり報告します。

昭和62年度事業報告書

総 務 部

1 登録事務の適正化

登録事務の適正化を図るため「行政書士登録事務処理内規」により、登録事務の処理機関として「登録調査委員会」を設置し、委員3名をもって構成し、毎月下旬に委員会を開催し、登録事務処理の万全を期したところである。

2 会務活動に対する傷害保障制度の継続

自動車事故の多発に対応するため会務活動に対し保険制度を適用し、予算事情から前年度と同様、自動車に同乗して集団的に行う各支部の監察キャンペーン活動を対象として傷害保障を実施した。

3 官公署等の関係強化

特に関係ある官公署等と関係を保ち、会務運営と会員業務の円滑化を図り、時には会合をもち情報の交換を行い、協調を深め本会に対する認識の高揚に努めました。

経 理 部

健全財政の確保

(1) 本会の財政事情は、登録、入会の減少傾向と長期にわたり会費を滞納している会員及び会費納入を遅延している会員のため、健全財政を確保していくことは大変厳しい環境下にあります。

この対策として、会費滞納者に督促、催告、廃業勧告、また大口滞納者に対しては強制執行を前提として内容証明郵便を送付する等、文書をもって回収督促を行って来ました。

この間、関係支部長にも特段の協力を依頼する等努力を重ねているところであります。

なお、会費滞納者について調査等の協力を得た支部及び会費収納率の向上している支部には協力費を交付しました。

(2) 会費の収納率は、現年度 93.1%、前年比で 1.3 ポイントの増加、滞納繰越分 52.7%、前年比で 0.7 ポイントの減少で、予算額では 268 千円の減収ではあるが、収入未済額においては、10,461 千円で、依然として滞納が多く、これは会員の納入遅延及びみなし退会制度がないことも要因の一つとなっています。

(3) 支出については、効率的執行を前提として経常経費の節減に努める等して計画どおり執行した結果、総務管理費にあっては、予算額に比し、4,933 千円の不用額、全体的には、9,645 千円の不用額が生じました。

(4) 事業の執行にあたっては、計画どおり遂行し、健全財政を確保しました。

企 画 部

1 法令の研究と業務の改善

(1) 業務に関する法令等を研究し、次のとおり会員へ周知しました。

標 題	掲 載 会 報
ア 住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令並びに同施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。	会報5月号掲載
イ (最高裁判所判例要旨) (ア) 出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めと憲法第21条第2項前段にいう検閲 (イ) 名誉侵害と侵害行為の差止請求権 (ウ) 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関する出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めの可否 (エ) 公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によって命ずる場合と口頭弁論又は債務者審尋	"
ウ 農地の売買に基づく県知事に対する所有権移転許可申請協力請求権の消滅時効期間の経過後に右農地が非農地化した場合における所有権の移転及び非農地化後にされた時効援用の効力の有無	"
エ 民法第921条第3号にいう相続財産と相続債務	"
オ 建設業法の一部を改正する法律公布のあらまし	会報7月号掲載
カ 建築基準法の一部を改正する法律のあらまし	"
キ 建設省建設経済局建設業課長通知	"
ク 自動車登録方式が大幅改正	会報9月号掲載
ケ 取締役総務部長は被保険者か	"
コ 土地の現況証明について	"
サ 住宅金融公庫の貸付金の金利の引上げについて	"
シ 国土利用計画法が改正され新法となる監視区域の指定を知事及び政令指定都市の長が決定する	会報11月号掲載
ス 建築基準法施行規則の一部を改正する省令が公布されました	"
セ 戸籍法施行規則の一部を改正する法務省令の公布について	"

標 題	掲 載 会 報
ソ 民法等の一部を改正する法律並びに外国人登録法の一部を改正する法律が公布されました	会報1月号掲載
タ 北海道手数料徴収規則の一部を改正する規則の公布について	〃
チ 登録免許税の改正のあらまし	〃
ツ 許認可手続の簡素化について	〃
テ 住宅金融公庫貸付金利が引上げられました	〃
ト 建設業の決算報告書の様式が改正になります	速報第1号 (63. 3. 1)
ナ 住宅金融公庫貸付金の貸付金利が引下げられました	会報3月号掲載

2 会報の発行

会報「行政ほっかいどう」は、隔月（5、7、9、11、1、3の6回）に発行するほか、急を要するものについては速報で周知しました。

特に、編集にあたっては、内容の充実を期し、大幅な法等の改正については、官報を縮小し会報の附録として会員の理解を深めるよう努めました。

3 業務の啓発宣伝

(1) ポスター等の作成及び新聞広告

ポスター等による啓発については、監察部と連携のもとに、日行連から購入したものを利用したほか、各支部からの要望により縮小版を印刷、さらにチラシ「あなたのご存じですか」を作成し配付するとともに、監察強調月間中のキャンペーン活動用としても活用しました。

また、新聞広告については、北海道新聞の全道版（地方版）により縦7cm、横19cm大のものを、62年8月と同年9月の2回掲載し、行政書士業務のPRを図りました。

(2) 行政事務手続無料相談事業の開催促進

行政事務手続無料相談事業を年度内に2回以内実施する支部に対しては5万円以内、3回以上実施する支部に対しては8万円以内、通年で毎週1回以上開催する支部に対しては12万円以内を助成する助成基準を明示して支部におけるこの事業の開催促進を図り、次のとおりそれぞれ実施されました。

昭和62年度行政事務手続無料相談事業実施状況

実施支部	実施回数	名 称	実 施 場 所	相談 件数	相談員数	事業費	助成額
札幌	11 回	行政書士の無 料相談日	札幌支部事務所 (13:00～17:00)	10	8名 (延 13名)	141,000	80,000
	6 回		札幌市役所 (13:00～16:00)	7	10名 (延 11名)		
函館	48 回 毎週1回 (火曜日)	くらしの法律 手続無料相談 (函館市主催)	函館市役所 市民相談室 (13:00～15:00)	36	12名 (延 67名)	120,000	120,000
小樽	3 回	くらしの無料 行政相談	小樽市役所ロビー 62. 7. 21 62.10. 20 63. 3. 16 (10:00～15:00)	10	6名 (延 13名)	82,640	80,000
旭川	1 回	くらしの法律 行政無料相談	旭川市 伊今井デパート特設 会場 62.11. 22 (11:00～16:00)	24	8名	51,130	50,000
留萌	1 回	人権、行政合 同相談	留萌市 共同福祉センター 62.10.13 (11:00～15:00)	7	4名 (法務・市 関係各 1名)	77,400	50,000
宗谷	4 回	行政無料相談 会	稚内市 道北産経会館 62. 8. 22 62. 9. 19 62.10. 17 62.11. 21 (13:30～17:00)	12	3名 (延 11名)	113,201	80,000
網走	3 回	行政書士無料 相談	網走セントラルホテル 62. 7. 25 (12:00～18:00) 北見市民会館 63. 1. 29 (9:30～16:00) 網走市 ビューパークホテル 63. 3. 28 (10:30～15:00)	13	6名 (延 8名)	80,750	80,000
室蘭	3 回	行政事務手続 無料相談	室蘭市 ファミリーデパート 桐屋 62. 9. 15 (10:00～15:00) 登別市 安井ビル2F (次頁へつづく)	20	12名	120,490	80,000

実施支部	実施回数	名 称	実 施 場 所	相談 件数	相談員数	事 業 費	助 成 額
室 蘭			62. 9. 15 (10:00 ~ 15:00) 伊達市 ホクホー伊達店 62. 9. 15 (10:00 ~ 15:00)	件		円	円
十 勝	3 回	くらしのよろ ず相談会	帯広市 勤労者福祉センター 63. 2. 5 (10:00 ~ 16:00) 足寄町 町民センター 63. 2. 5 (10:00 ~ 16:00) 広尾町 コミュニティー センター 63. 2. 5 (10:00 ~ 16:00)	25	10名	159,300	80,000
釧 路	3 回	行政書士一日 サービスデー	釧路市 市役所ロビー 63. 2. 12 (10:00 ~ 16:00) 鶴居村役場 63. 2. 12 (10:00 ~ 16:00) 浜中町 老人福祉センター 63. 3. 25 (10:00 ~ 16:00)	24	7名	111,880	80,000
計 11支部 86回 19会場				188	84名 (延162名) 外務局関 係・市関係 各1名	1,057,791	780,000

(3) 「行政書士110番」の実施

日本行政書士会連合会の提唱により全国的に実施する「行政書士110番」を、新聞社等報道機関の協力を得て次の要領により実施しました。期間中の利用件数は6件でした。

「行政書士110番」実施要領

北海道行政書士会

1. 目的

日本行政書士会連合会で全国的に実施する「行政書士110番」に合わせ、この要領に定めるところにより北海道「行政書士110番」を実施する。

2. 実施期間

昭和62年10月1日から昭和62年10月6日までの6日間とする。ただし、土曜日は半日、日曜日は休日とする。

3. 実施方法

(1) 開設場所

札幌市中央区北1条西7丁目 タキモトビル3F

北海道行政書士会特設会場

電話 011(221)1221・011(221)1222

(2) 相談期間

毎日午前10時から午後4時までとする。ただし、土曜日は午前10時から12時までとし、日曜日は休日とする。

(3) 相談員

札幌市内在住本会役員が毎日1名輪番制により対応するものとする。

4. この事業の実施主体

北海道行政書士会

5. この事業の実施等計画

(1) P R 方法

新聞・テレビ・ラジオ等報道機関に対し記者発表を行い報道機関に協力を求める。

(2) 相談員

10月1日(木) 後平副会長 10月5日(月) 阿部総務部長

2日(金) 中川業務研修部長 6日(火) 五十嵐副会長

3日(土) 鳥井理事 予備相談員 葛西 彰委員

4 報酬額の改訂

昭和62年3月11日付日行連発第58号をもって日本行政書士会連合会の「行政書士の受ける報酬額の基準に関する規則」の一部改正により報酬額の改訂通知があったので、検討委員会を設置検討し、同年5月8日の臨時総会において「会則の一部改正」を可決、一連の手続きを経て北海道知事から「本会会則の一部変更」について同年5月14日付地方第296号で認可されたので、直ちに、「報酬額の運用要領」を印刷、また、会報第160号に掲載し同年5月26日全会員に配布、周知をした。

業務研修部

1 支部研修会の推進

支部研修会の開催支部に対して、助成要領にもとづいて助成金を交付し、支部研修会の開催を推進しました。

なお、新入会員研修会についても昭和61年度から、開催時期及び交通の便等を考え支部において企画することが最も効果的であることから、支部で実施することとしました。

支部名	開催回数	助成金交付額	支部名	開催回数	助成金交付額
札幌	7回	586,400円	室蘭	9回	209,800円
函館	8	334,800	苫小牧	4	101,400
小樽	7	184,800	日高	5	104,800
空知	5	186,400	十勝	6	270,800
旭川	5	201,800	釧路	5	149,400
留萌	3	82,000	根室	2	45,600
宗谷	4	91,200			
網走	10	279,800	計	80	2,829,000

(注) 支部別、開催期日、研修科目等は別表のとおりです。(新入会員研修会を含む。)

2 本会主催研修会等の開催

建設業法の一部改正が昨年6月6日付法律第69号をもって公布され、本年6月6日から施行されることにもない、政令及び省令の一部改正が当然予想されるため、全道研修会の開催を企画していたが、改正の時期が遅れ、年度内改正の見込みがなくなったため、支部業務担当者研修会とあわせ支部業務研修担当者会議を開催し、業務研修部事業の徹底を期しました。

(1) 開催年月日及び開催場所

昭和62年10月20日 10:00～17:00

エルム会館会議室

(2) 参集者

(支部) 17名

(本 会) 日向寺会長、米倉担当副会長、中川業務研修部長、業務研修部担当理事
6名

(3) 研修会テーマ

・業務研修の現状と今後のあり方

副 会 長 米 倉 博

・昭和61年度作成「業務研修のあり方について」の分析結果について

業務研修部長 中 川 宏 熙

・新入会員研修の進め方について

業務研修部担当理事 柴 田 政 夫

・新入会員研修の実施結果について

” 長谷川 卓 蔵

・業務研修の方向について

” 佐 藤 隆 一

3 業 務 資 料 の 作 成

(1) 会報による業務資料

企画部と連携を保ちながら法令の改正等可能な限り会報に登載し周知に努めました。(掲載事項は企画部 1. 法令の研究と業務の改善の項参照)

(2) 業務資料の作成

新入会員用業務資料「相続」の改訂版を業務研修部専門委員(札幌支部所属)佐藤哲也委員の協力を得て作成、新入会員に配布しています。

(3) 業務用図書の購入配布

次の図書を購入し、各支部に業務資料として配布致しました。

業 務 資 料 用 図 書 名	部 数
詳解 行政書士法	1 部
外国人のための在留・登録手続の手引	1 ”
農地の法律がわかる百問百答	1 ”
新社会福祉法人の手引	1 ”
中小企業等協同組合法及び関係法令集	1 ”
風営適正化法に基づく業務の手引書	1 ”
民事交通事故損害賠償額算定基準	1 ”

4 専門部会の強化

(1) 専門部会は、次の構成員により業務の改善と業務資料の作成につとめました。

区 分	部 会 長	担 当 委 員
運 輸 交 通 部 会	理事 長谷川卓蔵	松尾 欽一委員 加藤 博委員 葛西 彰委員 倉 盛委員 早坂 剋弘委員
建 設 労 務 経 理 部 会	理事 佐藤 隆一	石田鉄治郎委員 原 隆俊委員 久保田 仁委員 安藤 寿建委員 波田 勲委員
民 事 農 地 風 俗 衛 生 部 会	理事 柴田 政夫	山崎 慎一委員 佐藤 哲也委員 田口 栄一委員 高橋 時衛委員

(2) 最近の行政需要は、複雑多様化、かつ、高度化、機械化の傾向にあり、この業務に対応するため、会員相互に情報の交換を行い、業務範囲の拡大と連携の強化、知識の蓄積等を意図し、専門者名簿の作成を検討企画しました。

会員の協力を得て、目下取りまとめているところであります。

(別表)

支部研修会開催状況

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
62. 6. 6	札幌	建設業許可申請
7. 22	〃	民法
10. 13	〃	行政書士繁栄への指針
11. 7	〃	年金
12. 2	〃	自動車登録のOCR化
63. 2. 23	〃	商法
3. 26	〃	行政書士会(本会・支部)の組織監察体験発表
62. 6. 6	函館	農地法・不動産売買・贈与
7. 18	〃	相続・贈与・売買に関する税務関係
9. 28	〃	建設業許可申請
11. 28	〃	自動車運送事業の経営報告
63. 1. 23	〃	税についての一般常識
2. 10	〃	市民相談業務
2. 13	〃	新入会員研修
3. 19	〃	商法(会社組織の変更)
62. 5. 20	小樽	改正建設業許可申請
6. 20	〃	新入会員研修
7. 3	〃	報酬額表の運用
7. 4	〃	〃
8. 9	〃	建設業決算報告
8. 10	〃	
9. 18	〃	定款作成
10. 17	〃	自賠償保険請求手続き
62. 8. 22	空知	不動産契約におけるトラブル
12. 11	〃	建設業法の改正
63. 1. 23	〃	行政書士の遵守事項
1. 30	〃	相続
2. 20	〃	農地転用

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
62. 8. 26	旭 川	戸籍法の基礎知識と手続
10. 9	"	債権・債務をめぐる諸問題
10. 24	"	公正証書の作成
63. 2. 24	"	新入会員の業務の選択と習熟
		法人設立の基礎知識
3. 19	"	建設業会計決算報告書の作成
62. 12. 5	留 萌	民法の改正と特別養子制度
63. 2. 6	"	遺言と公正証書の作成
3. 1	"	報酬額運用要領の運用方法
62. 7. 22	宗 谷	自動車登録及び車庫証明業務
10. 16	"	雇用保険業務
11. 13	"	労災保険の一部改正
63. 1. 28	"	株式・有限会社の設立
62. 6. 20	網 走	改正建設業法
7. 25	"	遺言・公正証書
9. 18	"	風俗営業関係
11. 7	"	公正証書・相続
12. 11	"	車庫証明業務
12. 14	"	自動車検査、登録申請書の作成
63. 3. 4	"	改正建設業法・有限会社の設立
3. 12	"	開発行為・車庫証明手続
3. 13	"	建設業法による新規・更新申請
3. 16	"	帳簿の記帳・決算書の作成
62. 7. 11	室 蘭	行政書士の業務開発の進め方
8. 21	"	建設業の許可申請
8. 28	"	業務開発
9. 25	"	建設業の決算報告
9. 28	"	業務開発
10. 28	"	"
11. 20	"	建設業の指名願
63. 1. 24	"	行政書士の心構えと将来展望

開催年月日	開催支部	研 修 科 目
63. 3. 5	室 蘭	相談業務の開発
62.10. 9	苫 小 牧	日胆地区3支部合同研究会
63. 1. 18	”	出入国管理・難民認定法・永住許可
2. 27	”	建設業法の一部改正にともなう許可申請業務の取扱い
3. 19	”	軽車両等運送事業経営届 自動車登録各種コード記入要領
62. 9. 12	日 高	新規開業について
”	”	改正建設業の許可申請
10. 15	”	農地の転用手続
12. 12	”	自賠責保険の請求手続
63. 2. 19	”	農地法第3・4・5条の許可申請
62. 9. 5	十 勝	行政書士法 行政書士の社会的現状 行政書士の将来
9. 19	”	改正建設業許可申請・決算報告
10. 3	”	農地転用
10. 17	”	相続・贈与・遺言
10. 31	”	法人の設立・変更
11. 27	”	自動車登録申請のOCR化
62. 7. 25	釧 路	株式・有限会社設立実務
8. 29	”	行政書士法、遵守事項
12. 9	”	自動車登録申請及びOCR化
63. 1. 30	”	相続全般
3. 26	”	金銭消費貸借・交通事故
63. 2. 14	根 室	売 買
3. 15	”	砂利採取認可事務の改正点と取扱い

監 察 部

職域の確保と非行政書士行為の排除

1 監察強調月間の設定及びキャンペーン活動の展開

各支部は次表のとおり監察強調月間を設定し、この期間中に各市役所町村役場、保健所、商工会等を訪問して、行政書士業務の啓発宣伝と非行政書士行為の発生防止につき協力を求めるキャンペーン活動を展開しました。

なお、本会では、このキャンペーン活動に必要な物件を作成して（ポスター1,277枚、行政書士法違反防止のしおり9,920枚、会長要請文書602枚等）支部に配布しました。
また、会員に対しては、ポスター1,578枚を配布しました。

支部名	監察強調月間	キャンペーン活動期間	支部名	監察強調月間	キャンペーン活動期間
札幌	8月1日～8月31日	8月2日～10月15日	網走	8月15日～10月14日	9月1日～10月31日
函館	8月1日～9月30日	9月10日～9月30日	室蘭	8月15日～9月15日	9月1日～9月4日
小樽	8月20日～9月25日	8月26日～9月22日	苫小牧	8月1日～9月30日	9月1日～10月31日
空知	9月1日～10月31日	9月14日～10月30日	日高	10月1日～11月20日	10月1日～10月31日
旭川	9月1日～9月30日	9月11日～9月18日	十勝	8月10日～9月30日	8月10日～9月30日
留萌	8月1日～9月30日	8月22日～9月26日	釧路	9月1日～10月31日	9月1日～10月15日
宗谷	9月1日～9月30日	9月7日～9月28日	根室	8月15日～9月15日	9月17日～10月15日

(注) 監察キャンペーンの実施状況は、別表のとおりである。

2 全道監察担当者会議の開催

次のとおり、全道監察担当者会議を開催し、各支部から監察強調月間の実施状況を発表し合って意見を交換し、次年度の方針等について協議しました。

- ・日 時 昭和62年11月10日 13:00～17:00
- ・場 所 札幌市 雪印健保会館
- ・出席者 本会役員 9名、支部担当者 15名、計 24名

3 関係官公署、他士業並びに諸団体への啓発活動の展開

- (1) 道地方課、道商工会議所、道商工会連合会及び道食品衛生協会に監察強調月間への協力と傘下関係団体に対して周知方要請しました。
- (2) 北海道商工団体連合会（民主商工会の連合会）に対しては、行政書士法の違反防止についての協力要請をしました。

4 調査活動の強化

違反事案の疑いが発生したときは、本会と支部が提携して調査活動を活発に実施し、積極的に法違反の防止を図るため、監察部担当理事に下記のとおり業務分担を定め、支部長及び各支部監察担当役員との連携の強化を図り違反事案は、様式を定めて報告を求め、必要に応じて担当理事を現地に派遣することとし、支部と協力して解決に努めることとしましたが、該当事案はありませんでした。

監察担当役員 of 支部等担当地区

(1) 官公署及び他士業

五十嵐副会長・佐々木部長

(2) 支部の分担

函館・小樽・室蘭・苫小牧……………中尾理事

旭川・留萌・空知……………染川理事

十勝・釧路・根室・日高……………大沢理事

札幌・網走・宗谷……………佐々木理事

(3) 監察部長代行

染川理事

5 違反事案の処理

昭和62年度においては、監察部で処理を要した事案は例年に比べ少なく、特筆すべきものがなかったことは、会員の皆さんの監察活動に努力された賜と大変意を強くしているところであります。

しかしながら、二つの大きなものがありました。その一つは、行政書士法違反を計画的に全国主要道府県を渡り歩いて常習的に建設業法関係業務を行っている者、また一つは、市町村商工会が建設業関係業務を行っていることの2点であります。それぞれ対策を講じた結果は次のとおりであります。

(1) 行政書士法違反と目される常習者

T氏は、K氏または他の者と共謀し昭和59年頃から60年、61年、62年と「北海道建設業調査会」「全国建設業組合連合会北海道地域本部」または「北海道建設業組合」等と称し、往復ハガキによるアンケートを出し、時には戸別訪問を行い言葉巧みに勧誘を行い前金を取って支庁に提出する書類を適当に作成し、本人に送り提出を指示する等のやり方で手付金詐欺のようなことを行っているもので、62.11.4付旭川支部会員から通報を受けた同支部からの連絡により直ちに調査を開始し、T氏及びK氏なることが判明したので、速刻、各支部長に対し注意をするよう通知致しました。(62.11.7 各支部長あて通知済)

(2) 市町村商工会の行政書士法違反行為

この件については例年の全道監察担当者会議で問題を提起されていたことでありますが、具体的な問題提起がなかったため、本会としても手のくだしようがなかった事案であります。昨年の担当者会議には函館、小樽支部から、本年度においては小樽、空知、日高、十勝、釧路、根室の各支部から問題が提起され、釧路のように具体的な経過報告が提出され、速やかに関係上部機関に対し、指導通達を要望する意見が提出されたので、道商工会連合会に会談を申し入れ、連合会側の都合もあり12月9日実現を見たところであります。商工会側も事情をよく理解してくれ、法違反行為のないよう十分指導を行うこと、指導通達も改めて出す等の約束が得られたところであります。会としては、今後の成り行きを十分見守って対処して行くこととしております。(63.1.9 各支部長あて通知済)

会談の開催状況

- ・開催日時 昭和62年12月9日 12:00～13:30
- ・開催場所 北海道会館
- ・出席者

北海道商工会連合会

木元 専務理事

”

平野 事務局長

”

伊藤 事業部長

北海道行政書士会

日向寺 会長

”

五十嵐 副会長

6 各支部における違反事案の対応

支 部	違 反 事 案	問 題 点
札 幌	(1) 北区内共立自動車KKが新聞広告で車庫証明要員の募集広告を掲載した件 (2) 社会保険事務所職員の非行政書士行為	法違反を認め謝罪した。
函 館	(1) 各市町村商工会職員の違反行為 (2) 福島町在住非行政書士による建設業許可申請行為 (3) 行政書士の看板とまぎらわしい看板	各商工会は建設業関係については会員に対し指導はしているが、違反はしていないと言っているが相当数あるものと考える。 反覆継続しているため警告し、今後行わない旨誓約させた。 警告し撤去させた。
空 知	(1) 社会保険労務士の非行政書士行為 (2) 行政書士の名義貸し行為 (3) 自動車登録に札幌の行政書士名義を使っている者がある。	証拠収集が難しいが固まり次第告発する予定。 証拠が固まり次第警告又は告発する。 証拠書類収集中
留 萌	(1) 農地法関係 (2) 国土利用法、宗教法人関係 (3) 建設業、宅地建物業法関係	行政書士不在町村の現状においては止むを得ない面もある。また、有資格者でも実務能力に欠ける面がある。
網 走	ワープロを使っての文書作成する業者が広告を出していた。	官公署提出文書類作成等の広告があったので注意した。
苫 小 牧	非行政書士の看板掲示	文書により警告した。
日 高	(1) 商工会の違反行為 (2) 土地改良区の違反行為 (3) 農委事務局の違反行為	エリモ町商工会は建設業の許可申請業務を行っていたので注意したが、今直ぐとはいかないので徐々に行政書士に依頼するとのことであった。 (内容は上記と同様) 平取町農委…今後は、行政書士に依頼するようになる。
釧 路	商工会の違反行為	白糠町商工会が建設業の申請業務をやっているとの通報があり調査した結果、事実行為があった。

支 部	違 反 事 案	問 題 点
根 室	商工会の違反行為	根室支部管内商工会は建設業許可申請及び決算書等を作っている。 報酬はとっていないが、手数料として徴収、商工会の収入としている。

7 監察活動の反省点

支 部 名	反 省 事 項
札 幌	札幌支部のキャンペーン活動は、定着化して来ており、非常に好意的に対応してくれる関係機関が増えているが、車庫証明分野においては支部の総力を挙げて闘って行く必要がある。
函 館	キャンペーン活動は限られた日程での活動であり限界がある。今後は会員の都合、費用の問題があるが最低年2回位実施する必要がある。
小 樽	行政書士不在町村対策として単に退職者に呼びかけるだけでなく、具体的に資格取得・登録入会の手引等を配付して要請する方法を考えてはどうか。
旭 川	監察活動は根気よく反覆継続することにより逐次効果が出て来るものである。年間を通し会員が一致団結して関係機関との交友を深め情報の交換を行い、地位の向上に努める必要がある。
留 萌	各関係機関とも友好的ではあるが、行政書士の業務についての能力について杞憂している面があり、適正な書類であれば誰がやってもよいと言う考えを、根強くもっている。不在町村対策も含めて検討する必要がある。 また、行政書士の専門職としての資質の向上が業務のPRとあわせて実施することが急務である。
宗 谷	関係官公署の窓口は友好かつ好意的になって来たが、未だ、明確に対応できない面があるようだ。 行政書士無料相談も逐次浸透して来ているので、もっとPRに力を入れるべきだと思っている。
網 走	(1) 管内では市町村においても認識が浅く、常時啓発が必要である。 (2) 管内の警察署は車庫問題については全て関心がなく、唯道本からの指示がなければという態度である。
室 蘭	監察活動月間にこだわらず通年活動を実施しなければ効果を挙げることは困難である。官公署との連携はもっと深める必要がある。
苫 小 牧	(1) ネームプレートの着用の励行 (2) 事務所標示看板を大きくする。

支 部	反 省 事 項
日 高	(1) 距離的にも遠く、特定の役員のみで廻りきれない。 (2) 違反事例も全体像しつかみきれないため対応策が十分とり切れない。
十 勝	(1) 行政書士専門者の活動が停滞しているため全体のイメージを悪くしている面がある。 (2) 情報化時代に向けて、マスコミ利用のPR活動を積極的に行う必要がある。
釧 路	(1) 会員全体に監察意識を高め、相互に連携して情報交換を行い違反防止に努める必要がある。 (2) 支庁建設指導課の窓口係員は行政書士法を理解しておらず、今回初めて理解してくれ、窓口規制についても理解してくれた。
根 室	一般住民、官公署とも行政書士の存在についてあまり知らない面が多い。

(別 表)

支部監察啓発キャンペーン活動状況

支 部 名	訪問年月日	訪 問 先	訪 問 者
札 幌	62. 9. 2	札幌税理士会札幌四支部、札幌司法書士会、札幌土地家屋調査士会、北海道社会保険労務士会	宇野監察部長 小野監察副部長
	9. 4	公正取引委員会札幌地方事務所、北海道管区行政監察局、雇用促進事業団札幌支部、北海道電気通信管理局、北海道開発局、札幌通商産業局	阿部副支部長 宇野監察部長
		江別・千歳・恵庭各市及び広島町	宇野監察部長 小野監察副部長
		石狩支庁(建設指導課・会計課・商工労働課・振興課)、北海道土木部管理課	鳥井理事 井上理事
	9. 8	北海道(総務部道民相談室・学事課・広報課・地方振興室)	佐藤支部長
		札幌商工会議所、北海道商工会連合会、北海道商工団体連合会、北海道食品衛生協会	五十嵐副支部長
	9. 14	石狩町、当別町	宇野監察部長
	9. 28	札幌市中央・北・東各区役所	本間経理部長 倉 理事
	9. 29	札幌市白石・豊平・南・西各区役所	阿部副支部長、本間経理部長、細員・滝沢理事
	9. 25 10. 5	市内7警察署、札幌陸運局、札幌地方自動車整備協会	葛西運輸交通部長 早坂・松井理事
		札幌商工会議所北・西・中央・豊平・白石各支所、北部・東部・西部各民主商工会	宇野監察部長 小野監察副部長
	10. 5	札幌市役所(衛生局・庶務部・市民の声を聞く課・建設局・市民の窓口課・環境局)	安藤業務部長 米田理事
	10. 6	北海道労働基準局、北海道労働部、札幌中央・東労働基準監督署、札幌公共職業安定所及び同東庁舎	久保田建設労務部長
	10. 15	北海道労働部雇用保険課、同民生部保険課、札幌西・東・北社会保険事務所	中川理事
	函 館	62. 9. 10	八雲・長万部・今金・北松山・瀬棚各町役場、同各農業委員会、同各商工会、八雲・北松山警察署(長万部・今金・瀬棚派出所を含む)、八雲・今金各保健所、行政書士会各会員事務所
9. 11		大成・熊石・乙部各町役場、同各農業委員会、同各商工会	

支 部 名	訪問年月日	訪 問 先	訪 問 者
函 館	62. 9. 11	木古内・知内・福島・松前各町役場、同各農業委員会、同各商工会、同各農業協同組合、木古内・松前警察署（知内・福島派出所を含む）、木古内保健所、行政書士会各会員事務所	長谷川副支部長 小黒理事 石村顧問
	9. 12	上ノ国・江差・厚沢部各町役場、同各農業委員会、同各商工会、江差警察署、江差保健所、松山支庁	
	9. 11	戸井・恵山・南茅部・鹿部・砂原各町役場、楳法華村役場、同各農業委員会、同各商工会、行政書士会各会員事務所	鈴木理事 斉藤理事
	9. 12	森町役場、同農業委員会、同商工会、同農業協同組合、森警察署、森保健所、行政書士会各会員事務所	長沢理事
	9. 25	七飯・大野・上磯各町役場、同各農業委員会、同各商工会、同各農業協同組合	
	9. 28	函館開発建設部、函館市役所亀田・湯川・銭亀各支所、同各農業協同組合、北海道営林局函館支局	安保支部長 加藤理事
	9. 29	函館市役所、同農業委員会、渡島支庁、渡島保健所	
	9. 30	函館土木現業所、函館市立保健所、函館中央警察署、同西警察署	
小 樽	62. 8. 26	小樽市役所（戸籍住民課・市民生活課・広報課）、同農業委員会、札幌法務局小樽支局、小樽警察署（防犯課）、小樽社会保険事務所、公証人役場、小樽公共職業安定所、小樽労働基準監督署、小樽商工会議所	北川支部長 橋本副支部長 山岡総務部長 大淵理事
	9. 21	後志支庁建設指導課、倶知安・京極・喜茂別・留寿都・真狩・ニセコ・蘭越・黒松内・寿都各町村役場及び各町村商工会（寿都を除く）	北川支部長、橋本副支部長、小林副支部長、中尾本会理事、山岡総務部長、大淵理事
	9. 22	岩内・共和・神恵内・泊・古平・積丹・余市・赤井川・仁木各町村役場、同各商工会（泊・赤井川を除く）	北川支部長、橋本副支部長、山岡総務部長、大淵理事
空 知	62. 9. 14	美明市役所、同農業委員会、同商工会議所、美唄警察署、奈井江町役場、同農業委員会	新川支部長 豊島監察委員
	10. 19	空知支庁、岩見沢市役所、同農業委員会、岩見沢商工会議所、三笠市役所、同農業委員会、同商工会議所、岩見沢・三笠警察署	新川支部長 雨池副支部長

支 部 名	訪問年月日	訪 問 先	訪 問 者
空 知	62. 10. 23	滝川市役所、同農業委員会、滝川警察署、砂川市役所、同農業委員会、砂川警察署、新十津川町役場、同農業委員会、同商工会	新川支部長、計良副支部長、高橋・矢野監察委員
	10. 24	赤平市役所、同農業委員会、赤歌警察署、芦別市役所、同農業委員会、芦別警察署	新川支部長、計良副支部長、幅田監察委員
	10. 26	深川市役所、同農業委員会、深川警察署、妹背牛・秩父別・沼田・北竜・雨竜・浦臼各町役場及び同各農業委員会、沼田警察署	新川支部長 計良副支部長 須田監察委員
	10. 27	月形・北村各町村役場、同各農業委員会	新川支部長
	10. 28	由仁・長沼・南幌各町役場、同各農業委員会	新川支部長 松永監察委員
	10. 30	栗沢・栗山各町役場、同各農業委員会、栗山警察署、夕張市役所、同農業委員会、同商工会議所、夕張警察署	
旭 川	62. 9. 11	旭川中央・東警察署、上川支庁（建設指導課）、旭川保健所、旭川市役所、旭川市農業委員会、旭川陸運支局	染川副支部長 鈴木理事 田井理事
		名寄市役所、同農業委員会、名寄公共職業安定所、名寄労働基準監督署、名寄警察署、名寄保健所、下川・美深各町役場、同各農業委員会、美深警察署	古屋支部長 佐藤副支部長 高橋理事
		富良野市役所、同農業委員会、富良野商工会議所、富良野警察署、南富良野・占冠・中富良野・上富良野各町村役場、同各農業委員会	山口副支部長 川股理事 永沼代議員
	9. 14	旭川市役所永山・神居・西神楽・神楽・東旭川・東鷹栖各支所、東川・東神楽各町役場、同各農業委員会	染川副支部長 舟田理事 高橋(正)代議員
	9. 18	旭川公共職業安定所、旭川労働基準監督署、旭川社会保険事務所、旭川商工会議所、旭川民主商工会、旭川司法書士会、北海道税理士会旭川支部、北海道社会保険労務士会旭川支部、旭川土地家屋調査士会	佐藤副支部長 中平理事 高橋(正)代議員
		士別警察署、士別保健所、士別商工会議所、士別市役所、同農業委員会、風連・朝日・剣淵・和寒各町役場、同各農業委員会	古屋支部長 藤田代議員
	鷹栖・当麻・比布・愛別・上川各町役場、同各農業委員会	山口副支部長 鈴木理事 田井理事	

支 部 名	訪問年月日	訪 問 先	訪 問 者
留 萌	62. 8. 22	幌延町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	脇淵・佐々木理事
	8. 24	天塩町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	
	8. 25	遠別町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	
	9. 4	初山別村役場、同農業委員会	五十嵐会員 島貫会員
	9. 5	羽幌町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	
	9. 7	苫前町役場、同農業委員会、同農業協同組合	高田理事
		小平町役場、同鬼鹿支所、同農業委員会、同商工会	
	9. 24	留萌支庁（総務課・振興課・建築指導課）	捻金支部長 立山副支部長
	9. 25	留萌市役所（市民課・建築課・都市計画課）、同農業委員会	捻金支部長 高田理事
	9. 25	留萌商工会議所	捻金支部長
9. 26	増毛町役場、同農業委員会、同農業協同組合、同商工会	捻金支部長 大室会員	
宗 谷	62. 9. 7 9. 9	稚内市役所（総務課・土木課・都市計画課・港湾課・保険衛生課・宗谷支所・沼川支所・総合福祉センター・社会教育センター）	越副支部長 坂巻理事 熊谷監事
		9. 11 9. 17	宗谷支庁（総務課・振興課・税務課・社会福祉課・建設指導課・農務課・商工労働課・耕地管理課）
	9. 21 9. 28	稚内農業協同組合、稚内開発振興公社、沼川農業協同組合、稚内警察署（交通課・庶務課）、稚内消防事務組合、稚内保健所、北海道税理士会稚内支部、大岬漁業協同組合、声間漁業協同組合、豊富農業協同組合、豊富商工会、豊富漁業協同組合、宗谷漁業協同組合、稚内社会保険事務所（業務課・厚生年金課）、稚内労働基準監督署、稚内公共職業安定所、稚内建設協会	川村支部長 越副支部長 熊谷監事
		9. 11 9. 14	枝幸町役場（総務・福祉・土木・水産の各課）、同商工会、同漁業協同組合、同農業協同組合
	9. 16 9. 18	歌登町役場、同商工会、同農業協同組合、同建設協会	
	9. 7 9. 9	浜頓別町役場、同農業協同組合、同商工会、同森林組合	吉田会員

支部名	訪問年月日	訪問先	訪問者
宗谷	62. 9. 21 } 9. 24	利尻町役場、同商工会、杵形漁業協同組合、稚内保健所杵形支所	津田理事 安田会員
	9. 25 } 9. 28	東利尻町役場、同商工会、東利尻漁業協同組合、同森林組合、宗谷支庁篤泊社会福祉事務出張所	
網走	62. 9. 28	小清水・清里・斜里町各役場	橋理事、井出地区委員長
	10. 1	女満別・常呂・東藻琴各町村役場	橋理事、池田地区委員長
	10. 14	紋別市役所市民課、紋別商工会議所	山川副支部長、鈴木理事
	10. 16	網走市役所、同農業委員会、網走支庁、網走警察署	橋理事、池田地区委員長
	10. 28	雄武町役場総務課、興部町役場、興部警察署、紋別警察署	山川副支部長 鈴木理事
	10. 29	遠軽町役場総務課、遠軽警察署、遠軽商工会議所	
室蘭	62. 9. 1	洞爺・大滝・壮瞥・虻田・豊浦各町村役場、同各町村商工会、同各農業協同組合及び同支所、伊達市役所、同商工会議所、同農業協同組合、伊達警察署	村上支部長 斉藤理事
	9. 3	胆振支庁（総務課・振興課・建設指導課）、室蘭市役所（市民課・広報広聴課）、室蘭商工会議所、室蘭保健所、室蘭土木現業所、室蘭開発建設部、室蘭警察署、札幌出入国管理局室蘭港出張所、室蘭民報社、北海道新聞社室蘭支社、日本放送協会室蘭放送局、室蘭建設協会	村上支部長 柴田副支部長 上原理事
	9. 4	登別市役所（市民課・広報広聴課）、登別商工会議所、登別建設協会、登別市農業協同組合	
苫小牧	62. 10. 16	苫小牧警察署、苫小牧民報社	河合支部長 青柳監察担当理事 早坂監察担当理事 本田車庫担当理事
	10. 24	苫小牧市役所企画調整部秘書課、苫小牧税務署管理徴収課	酒井副支部長 林 理事
		その他関係官公署、諸団体、自動車ディーラー等54箇所の長に対し文書により協力を要請した。	
日高	62. 10. 28	えりも・様似・浦河・三石各町役場、えりも商工会、えりも・様似・浦河・三石町各農業委員会、日高支庁建設指導課	三上副支部長 伊東(幸)理事
	10. 29	門別・平取各町役場及び同各農業委員会、沙流土地改良区	

支 部 名	訪問年月日	訪 問 先	訪 問 者
口 高	62. 10. 30	新冠町役場、同農業委員会及び同商工会 静内町役場、同農業委員会及び同商工会、日高町役場、同農業委員会	伊東(幸)理事 三上副支部長
十 勝	62. 9. 11	帯広市役所、十勝支庁、帯広保健所、帯広土木現業所、帯広警察署、帯広陸運支局、帯広公共職業安定所、帯広社会保険事務所、帯広労働基準監督署、北海道商工会連合会十勝支所、帯広商工会議所	堀口支部長 瀬尾副支部長 斉藤総務部長
		管内各町役場、商工会及び池田・新得・本別・広尾各警察署は郵送により協力を要請した。	
釧 路	62. 9. 3 9. 4	標茶・弟子屈各町役場、同各農業協同組合、同各商工会	東海林副支部長 浜田理事
	9. 16	白糠・音別各町役場、同各農業委員会、同各商工会、同各農業協同組合、同各漁業協同組合	木崎理事、木村理事、 茅野理事
	9. 17	鶴居・阿寒各町村役場、同各商工会、同各農業協同組合	木村副支部長 武田理事
	9. 26	釧路支庁、釧路警察署、釧路市役所外関係諸団体17カ所	東海林副支部長 木村副支部長
根 室	62. 9. 14 9. 15	標津・羅臼各町役場総務課、同各商工会、同各農業委員会	小牛田支部長 川畑副支部長
	9. 17	根室支庁(総務課・建設指導課・商工労働課)、根室市役所(総務課・税務課)、根室市農業委員会、根室警察署	小牛田支部長 船屋副支部長 富樫理事
	9. 18	中標津町役場総務課、同商工会、同農業委員会、中標津警察署	小牛田支部長 船屋副支部長 石井理事
	9. 21	別海町役場総務課、同商工会、同農業委員会	小牛田支部長 船屋副支部長 木嶋監事

車庫証明対策特別委員会

1 中央情勢について

日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）と日本自動車販売店協会（以下「自販連」という。）との車庫証明については、「行政書士法の一部改正」と、これと競合する自販連側の「道路運送車両法の一部改正」とからみ、政治問題化している状況にあり、日行連としては、自販連側の強硬な行政書士法改正の反対行動に対し、自販連傘下ディーラーの実施している車庫証明業務の実施行為を行政書士法違反として告発に踏み切ったことに端を発し、愈々混とんとした状況にあり、さらには告発した、東京、広島、福岡の3都県の事案は、いずれも不起訴処分となり、未だ結果の出していない佐賀、島根、愛知3県の告発についても、東京、広島、福岡の経過からみて不起訴になる公算が高いことから極めて慎重を期している現状にあるが、一部においては自動車登録業務についても告発をとエスカレートの気配がうかがえる状況にあり、我が会は、如何に行動をすべきか極めて重要な岐路にあるのではないかと考えるところであります。

2 車庫証明対策業務の推進について

昭和62年度は、第28回定時総会において告発を前提として業務の推進をはかることを決議されたところであり、事業計画の推進に当っては、全道車庫証明の実態を把握することが緊要であることにかんがみ、諸調査を行う等積極的に活動を進めてきたところであります。しかるに、各調査の実施状況は次表のとおりであり、昭和61年度年計報告による車庫証明件数73,284件に対し、今回調査を実施した昭和62年度車庫証明実施件数は12,349件であり、最近は多少増加の傾向にあると言われているなかにおいて、前記年計報告と対比すると極めて不本意な数値と言わざるを得ない結果に終わったことは、第28回定時総会において、近年稀に見る真剣に討議が行われたにもかかわらず、十分な会員の理解と認識が得られなかったことは、誠に残念なことと思料されます。

諸調査の実施状況及び結果の概要

件名	年月日番号	宛先	提出期限	調査結果	摘要
1. 車庫証明業務誘致拡大特別月間の実施について	昭和62年9月26日付 北行第149号	各支部長	11月20日	(1) 陳情実施 11支部 (2) ディーラー訪問 10支部 (3) 街頭宣伝 1支部 (4) チラシ配布 2支部	10月1カ月間
2. 車庫証明業務誘致状況調査の実施について	昭和62年9月26日付 北行第150号	各支部長	10月15日	(1) 実施支部 1支部 (2) 未実施支部 13支部	自62.1.1 至62.9.30 9カ月間
3. 車庫証明業務の実施調査について	昭和62年9月26日付 北行第151号	会員	10月15日	(1) 実施している 238名 (2) 実施していない 70名 (3) 回答計 310名 (4) 実施件数 14,454件	自62.1.1 至62.9.30 9カ月間
4. 自動車登録事務代行センターに係る調査について	昭和62年10月19日付 北行第161号	車庫証明対策特別委員会委員	11月15日	自販連支部 7カ所 登録代行センター 6カ所 (注 旭川自販支部は未設置)	
5. 自動車登録・車庫証明業務等の実態調査について	昭和62年10月19日付 北行第162号	自動車登録・車庫証明業務実施者	11月15日	(1) 登録 実施している 70名 実施していない 130名 (2) 車庫証明 実施している 116名 実施していない 124名 (3) 実施件数 12,349件	自61.1.1 至61.12.31 1カ年間

<参考> 最近における年計報告による車庫証明の実施状況

年	提出率	取扱会員	件数
59	91.4%	116人	41,308件
60	94.5	180	60,407
61	91.6	182	73,234
62	(51.2)	(107)	(43,668)

(注) 昭和62年年計報告は中間で取りまとめた数字である。

3 告訴・告発について

このことについては、第1回委員会において検討、協議し、各支部において1～3件の資料収集を行い本会に提出することに決定し、第3回理事会及び第2回支部長会に報告し、協力方を要請したところでありますが、資料の提出のあったのは1支部で、他支部は、継続中です。

提出のあった3件については、さる4月14日に開催した本年度第1回委員会において検討したところでありますが、過般日行連が行った告発事案の結果及び先般日行連が出した「告発に対する基本方針（63.3.16日行連発第68号）」等を検討した結果、さらに添付資料の必要性が考えられ、一部再調査を要することから、さらに提出支部において補充調査を行うこととされたため、引続いて継続審議とすることに決定されました。

昭和62年度車庫証明対策特別委員会事業実施状況

事業区分	実施年月日	実施状況
1. 委員の委嘱関係	62. 7. 1	<p>総会で告訴・告発を前提として対策要綱に基づき活動することに決定した。</p> <p>委員の構成については、総会で委任されたので、各支部長から推せんを得て7月1日会長が発令した。</p>
2. 会議関係	62. 7. 16	<p>第1回委員会</p> <p>委員会で正副委員長を構成員のうちから互選した。</p> <p>(1) 重点地域（札幌圏）の対策にならって、各支部も歩調を合せ対策を推進する。</p> <p>(2) 官公署又は自販連との折衝を進める。</p> <p>(3) 業務誘致に努める。</p> <p>(4) 雇用行政書士を対象として違反行為を調査する。</p> <p>(5) 告発については、各支部1～3件を収集して検討する。</p>
	62. 9. 18	<p>第2回委員会</p> <p>(1) 道警本部長、警察署長等に「車庫証明業務の正常化について」の陳情を行う。</p> <p>(2) 自販連等自動車団体に「業務の正常化推進についてのお願い」の文書をもって業務誘致を行う。</p> <p>(3) 業務誘致状況調査を行う。</p> <p>(4) 業務の実態調査を全会員に対して行う。</p> <p>(5) 業務誘致拡大特別月間を10月に設定した。</p>
	(62. 9. 25)	<p>前委員会の決定事項について、9月25日の支部長会議に説明し、支部長の協力を得て進めた。</p>
	63. 2. 4	<p>第3回委員会</p> <p>(1) 調査資料の結果について説明</p> <p>(2) 63年度の委員会のあり方</p> <p>(3) 63年度の事業計画及び予算</p> <p>委員は積極的に支部活動に参画協力して、委員会の目的が達成されるよう活動を展開する。</p>
3. 業務関係	<p>62. 10. 2</p> <p>63. 1. 6</p>	<p>陳情及び要請の実施</p> <p>・道警本部（交通部交通規制課）</p> <p>10月2日 後平副会長、本間委員長</p> <p>12月1日 } 本間委員長、鳥井副委員長</p> <p>12月3日 }</p>

事業区分	実施年月日	実 施 状 況
		12月25日 後平、五十嵐副会長、本間委員長 1月6日 正副会長、本間委員長 ・自販連、中古販 10月6日 五十嵐副会長、鳥井副委員長 10月14日 同 上 10月31日 本間委員長、鳥井副委員長 12月1日 } 同 上 12月3日 } 12月25日 後平、五十嵐副会長、本間委員長 1月6日 正副会長、本間委員長 2月17日 本間委員長、鳥井副委員長
	63. 2. 4	第4回委員会 車庫証明業務について5項目にわたる調査資料を集収、整理をした。

第 2 号議案 昭和62年度一般会計収支決算報告について
(別記 1)

会則第75条第 1 項の規定により昭和62年度一般会計収支決算の承認を求めます。

第 3 号議案 昭和62年度特別会計収支決算報告について
(別記 1)

会則第75条第 1 項の規定により昭和62年度特別会計収支決算の承認を求めます。

監 査 報 告

会則第75条第 2 項の規定により監査の結果を報告します。 (別記 2)

昭和63年度事業計画（案）

基本方針

- ・ 行政書士の地位の向上
- ・ 会員の和と団結
- ・ 健全財政の保持

総務部

1 会員の品位保持

登録時及び会報等あらゆる機会を通じ、品位保持のPRに努める。

なお、雇用行政書士の疑いのあるものについては、その実態の把握をするとともに排除に努める。

2 登録事務の適正化

「登録調査委員会」の機能を十分に発揮して登録事務の適正化を図る。特に登録変更の申請の促進に努める。

3 官公署等の関係強化

関係ある官公署等と常に関係を保ち、協調を深め、業務の円滑化を図る。

4 他士業会との情報交換及び関係の保持

司法書士会、税理士会及び社会保険労務士会と関係を保持し、意見、情報等を交換し、業務の円滑化を図る。

5 会務活動に対する傷害保障制度の継続

前年度と同様、監察キャンペーン活動を対象として引続き実施する。

経 理 部

1 健全財政の確保

収入の確保と支出にあつては、適正な経費の執行に努め、健全財政の保持を図る。
会費滞納の回収に努め、長期滞納者に対しては、強制執行の措置をとるよう進める。

2 支部交付金の増額

支部交付金配分数値の会員割を改正し、支部交付金の増額を図る。

企 画 部

1 法令の研究と業務の改善

業務に関する法令等の制定又は改正内容を研究し、会員への周知を図る。

2 会報の発行

会報「行政ほっかいどう」は、隔月（5、7、9、11、1、3の6回）に発行するほか、急を要するものについては随時速報を発行する。

特に、編集にあたっては、内容の充実を期し、事例研究欄を設けるなど創意工夫により会員と会との意思の疎通に努める。

3 対外啓発及び広報

- (1) 新聞広告による啓発
- (2) 支部対外啓発広報の助成
- (3) コマーシャルメッセージの募集

4 行政事務手続無料相談事業の開催促進

行政書士業務の周知を図るため、支部会員と地域住民との面接による無料相談事業の実施を奨励し、実施支部に対しては次により助成金を交付する。

助 成 基 準

- ・随時開催するもの……1支部につき5万円以内を助成する。ただし、1支部で3回以上開催する場合は8万円以内とする。
- ・通年開催するもの……毎週1回以上開催するものを基準として、1支部につき12万円以内を助成する。

業 務 研 修 部

1 支部業務研修会又は研究会の推進

(1) 地域に即した研修会及び研究会の実施は、支部において企画し実施することが最も効果的であるので、次の基準により助成金を交付し、支部研修会又は研究会の開催を推進する。

(2) 次の研修会又は研修科目は、必ず実施するものとする。

(ア) 新入会員研修会

(イ) 会員の品位に関する科目

支 部 研 修 会 等 の 助 成 基 準

- ・講師又は助言者謝礼
 - 部外講師又は助言者 15,000円以内（弁護士等は、倍額とすることができる。）
 - 部内講師 10,000円以内
- ・会 場 費 7,000円（札幌支部は10,000円とする。）
- ・受講者助成 受講会員1人につき600円

(注) 研究会の助言者謝礼は、1名分に限り助成する。

2 全道業務研修担当者会議の開催

3 業務資料の作成

- (1) 業務資料を会報に掲載し又は別に作成配布する。
- (2) 日本行政書士会連合会で開催する中央研修会の講義を録音し、会員研修用教材としてテープを貸出しする。

4 専門者名簿の作成及び専門者間の交流

5 専門部会

運輸交通部会、建設労務経理部会及び民事農地風俗衛生部会の3専門部会が、必要に応じて対応できる態勢をととのえ推進する。

監 察 部

職域の確保と非行政書士行為の排除

1 監察強調月間の設定と監察キャンペーン活動の展開

各支部は、8月から9月までの間において監察強調月間を設定する。

各支部は、この月間中に地域内の市役所、町村役場、警察署、保健所及び商工会等を分担して訪問し、行政書士制度の理解を深めるとともに非行政書士行為の発生防止についての要請活動を展開する。本会は、これに必要なポスター等の物件を予め支部へ送付する。

2 「行政書士110番」の開設

本会は、各支部と協力して「10月1日の法の日」にあわせ、「行政書士110番」を開設し、住民からの苦情、相談等に応じ、制度の普及啓発を図る。

3 全道監察担当者会議の開催

10月中旬に支部監察担当者と本会監察担当役員による全道監察担当者会議を開催する。

4 官公署、他士業並びに諸団体対策

非行政書士行為防止のため全道組織体等に対しては、本会において必要な対策活動を随時展開するとともに、各支部においてもこれに準じて実施するものとする。

5 調査活動の強化

違反事案の疑いが発生したときは、本会に報告するとともに支部と提携して調査活動を活発に実施し、積極的に法違反の防止を図る。

6 違反事案の処理

行政書士法違反事案が発生したときは、本会と支部は連携を密にし、支部又は本会において注意、勧告、警告及び告訴・告発の措置をとる。

第 5 号議案 昭和63年度一般会計収支予算について (別記 3)

会則第72条の規定により議決を求めます。

第 6 号議案 昭和63年度特別会計収支予算について (別記 3)

会則第72条の規定により議決を求めます。

第 7 号議案 役員補欠選任について

会則第15条第2項の規定により理事 2 名の補欠選任を求めます。

(別記 3)

⑧ 閉会のことば (副会長 米倉 博)

車庫証明対策特別委員会

- 1 中央情勢の動向に対応して、車庫証明業務の推進を図る。
- 2 各支部は、それぞれ車庫証明業務の重要性を認識し、特に札幌圏は、全道的指標となるので諸対策を強力に実施する。
- 3 本会は、全道的立場から必要により、自販連又は関係官公署等と折衝に努める。
- 4 支部は、車庫証明業務取扱会員（以下「会員」という。）の指導、地域自販連との折衝にあたりとともに業務誘致に努める。
- 5 会員は、「車庫証明業務推進対策要綱（昭和61年8月29日改正）」を遵守する。
- 6 会員の違反行為については、事実関係を調査のうえ、積極的に指導、勧告等により排除する。
 - (1) 違反している会員に対しては、支部において違反行為をやめるよう指導、勧告する。
 - (2) 支部勧告に従わない会員に対しては、支部長からの報告により、本会において再勧告する。
 - (3) 本会の勧告に従わない会員に対しては、綱紀委員会に調査を付託する。
- 7 車庫証明業務の違反行為に対しては、関係団体等に警告するとともに警察機関に防犯指導について要請する。
- 8 車庫証明業務違反に対する告発については、中央情勢の動向を見極めて、総会の議決にもとづき、理事会の承認を得て実施する。

参 考 資 料

① 会議の開催状況調

② 監査執行、行政書士登録資格調査状況調

③ 支部総会の開催状況調

④ 会員異動数調

⑤ 会員数・代議員数調

⑥ 補助者使用会員数調

⑦ 昭和61年分年計報告提出状況調

① 会議の開催状況

1 総 会

昭和 62. 5. 31 ホテルアカシヤ (第28回定時総会)
(総会付議事項、役員・綱紀委員の選任)

2 臨時総会

昭和 62. 5. 8 北海道婦人文化会館 (会則の一部改正(報酬額)、昭和61年度一般会計補正
予算の報告(退職手当))

3 理 事 会

昭和 62. 5. 9 ホテルニューフロンティア (施行規程第40条の2の別表改正、支部規則(準則)の改正、会費滞納処分事務処理要領の制定、研修会開催要領の制定、「事務連絡等交付金」制度について、車庫対策特別委員会のあり方、第28回定時総会議案、日行連総会の代議員の選出)

〃 62. 5. 25 (書 面 議 決) (前事務局長野田幸彦氏の顕彰)

〃 62. 6. 5 雪印健保会館 (副会長の会長代行順位及び分掌事項、常任理事の互選、各部担当理事の決定、車庫対策特別委員会委員の選出、日行連総会の代議員の選出、日行連総会の意見要望提出、顧問委嘱、各専門委員の委嘱、各部の事業実施計画、次期総会の日程)

〃 62. 7. 29 ホテルニューフロンティア (昭和62年度事業実施計画、日行連総会に対する要望等、会費滞納者対策、会費納入方法の現状、業務専門者名簿の作成、監察強調月間の実施、車庫証明対策、次期総会の日程変更、委員等の委嘱発令、支部からの提案事項)

〃 62. 11. 18 " (行政書士の顕彰制度、昭和62年度予算経理状況、会費滞納整理経過、会費自動払込(郵便局)利用状況調、昭和62年度上半期事業実施に伴う監査講評とその対応、本

会会報及び社労士会会報記事の対応、行政書士の品位保持、綱紀委員会のあり方、自動車関係告発にかかる不起訴処分、昭和63年度事業計画及び予算(案)の策定、昭和62年年計報告の特別調査項目)

昭和 63. 2. ¹⁹/₂₀ 北海道婦人文化会館 (常任理事の辞任、道からの指導、1月末現在事業実施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録の取扱い、会議開催状況、収支予算執行状況、会費収納状況、不納欠損決定、職員の4週5休の試行、昭和63年度の事業計画及び予算要求の考え方、車庫証明対策)

4 常任理事会

昭和 62. 4. 8 本会会議室 (決算予備監査講評の対応、中間監査講評に対する報告書の遅延、第2回報酬額改訂検討会結果)

" 62. 5. 7 " (第1回常任理事会議題結果、第28回総会議案、日行連総会の代議員、議事運営委員の選出、支部長会議案、臨時総会議案、理事会議案)

" 62. 5. 13 大通公園ホテル (定時総会の進め方、日行連総会等について、決算監査)

" 62. 5. ²⁹/₃₀ ホテルニューフロンティア (定時総会について)

" 62. 7. 17 本会会議室 (昭和62年度事業実施計画、日行連総会の要望、会費滞納者対策、会費納入方法の現状、業務専門者名簿の作成、監察強調月間の実施、車庫証明対策、支部長会・理事会の日程)

" 62. 9. 24 " (会費滞納者の滞納処理経過、支部交付金の検討経過、専門的取扱業務の報告、行政無料相談、道収入証紙の消印、貸金業協会経由)

" 62. 11. 17 ホテルニューフロンティア (行政書士の顕彰制度、昭和62年度予算経理状況、会費滞納整理経過、会費自動払込(郵便局)利用状況調、昭和62年度上半期事業実施に伴う監査講評とその対応、本会会報及び社労士会会報記事の対応、行政書

士の品位保持、綱紀委員会のあり方、自動車関係告発にかかる不起訴処分、昭和63年度事業計画及び予算(案)の策定、昭和62年年計報告の特別調査項目)

昭和 63. 2. ¹⁸ } 北海道婦人文化会館 (常任理事の辞任、道からの指導、1月末現在事業実
19 } 施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録の取扱い、会議開催状況、収支予算執行状況、会費収納状況、不納欠損決定、職員の4週5休の試行、昭和63年度の事業計画及び予算要求の考え方、車庫証明対策)

5 正・副会長会議

昭和 62. 6. 4 本会会議室 (副会長の会長代行順位及び分掌事項、常任理事の互選及び担当理事、日行連総会の代議員の選出、車庫対策委員の選出、顧問の委嘱、各専門委員の委嘱、各部の事業実施計画、定時総会の意見・要望の対応、監査報告書の対応)

" 62. 8. 17 " (建設業法の一部改正に伴う行政書士業務の影響、行政書士の顕彰における知事表彰、支部長からの提案事項(顧問の委嘱))

" 62. 10. 19 " (函館支部会員から会報9月号掲載内容についての質問、中間監査講評)

" 62. 11. 6 " (自動車関係告発にかかる不起訴処分、会費滞納整理経過、社労士会会報記事の対応、昭和63年度の事業計画、昭和62年年計報告の特別調査項目、理事会等の開催日程及び議題)

6 支部長会

昭和 62. 5. 8 北海道婦人文化会館 (臨時総会に付すべき事項、第28回定時総会議案、車庫対策委員会のあり方、支部規則(準則)の一部改正、会費滞納処分事務処理要領、研修会開催要領、支部提案事項)

昭和 62. 7. 28 ホテル新定山溪 (昭和62年度事業実施計画、会費滞納者対策、会費納入方法の現状、業務専門者名簿の作成、監察強調月間の実施、車庫証明対策、委員等の委嘱発令、支部提案事項)

〃 62. 9. 25 雪印健保会館 (会費滞納者の滞納処理経過、専門的取扱業務の報告、行政無料相談、車庫証明対策、道収入証紙の消印、貸金業協会経由)

〃 62. 12. 4 ホテルニューフロンティア (行政書士の品位保持、綱紀委員会のあり方、会費滞納整理経過、会費自動払込(郵便局)利用状況、本会会報及び社労士会会報記事の対応、専門的取扱業務の資料のまとめ状況、業研・監察担当者会議結果、自動車関係告発の不起訴処分、車庫証明の実態調査の状況、昭和63年度事業計画及び予算(案)の策定方、昭和62年年計報告の特別調査項目)

〃 63. 2. 26
〃 63. 2. 27 北農健保会館 (常任理事の辞任、道からの指導、1月末現在事業実施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録の取扱い、会議開催状況、収支予算執行状況、会費収納状況、不納欠損決定、会費滞納者(9カ月以上)支部別内訳、職員の4週5休の試行、昭和63年度の事業計画及び予算要求の考え方、車庫証明対策)

7 部会及び委員会

(1) 総務部会

昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (定時総会における意見・要望の対応、事業計画(登録事務の適正化、官公署等の関係強化、会務活動に対する傷害保障制度の継続)、行政書士の違法行為、日行連代議員の質問事項)

〃 62. 11. 18 ホテルニューフロンティア (昭和62年度会員異動状況、行政書士の顕彰制度、中間監査講評の対応、行政書士の品位保持、綱紀委員と代議員の兼職、昭和62年度事業の実施状況、昭和63年度事業計画及び予算(案))

〃 63. 2. 4 エルム会館 (昭和62年12月末現在事業実施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録取扱い、会議開催状況、

会費滞納の不納欠損決定、昭和62年度収支予算執行状況、支部別会費収納状況、旅費支給内容変更に伴う額の比較検討、職員の4週5休方式の試行、会則施行規程の改正検討、昭和62年度事業報告及び昭和63年度事業計画の考え方、昭和63年度予算要求の考え方)

(2) 経理部会

昭和62. 6. 5 雪印健保会館 (定時総会における意見・要望の対応、同監査報告の対応、事業計画(健全財政の確保))

〃 62. 7. 14 本会会議室 (事業実施計画、支部交付金制度内容の見直し、会費自動払込制度のあり方、会費滞納者の対策)

〃 62. 9. 17 〃 (会費滞納者の整理方法、支部交付金制度内容の検討)

〃 62. 11. 18 ホテルニューフロンテア (昭和62年度予算経理執行状況、支部別会費収納状況、会費滞納整理経過、会費自動払込(郵便局)利用状況、旅費の支給事務の是正、中間監査講評の対応、昭和62年度事業の実施状況、昭和63年度事業計画及び予算(案))

〃 63. 2. 4 エルム会館 (昭和62年度12月末現在事業実施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録取扱い、会議開催状況、会費滞納の不納欠損決定、昭和62年度収支予算執行状況、支部別会費収納状況、旅費支給内容変更に伴う額の比較検討、事務連絡等交付金の支給検討、職員の4週5休方式の試行、会則施行規程の改正検討、昭和62年度事業報告及び昭和63年度事業計画の考え方、昭和63年度予算要求の考え方)

(3) 総務経理合同部会

昭和63. 2. 5 エルム会館 (昭和62年度12月末現在事業実施状況、会員異動状況、自動車団体の事務所所在地の変更登録取扱い、会議開催状況、会費滞納の不納欠損決定、昭和62年度収支予算執行状況、支部別会費収納状況、旅費支給内容変更に伴う額の比較検討、職員の4週5休方式の試行、会則施行規程の改正検討、昭和62年度事業報告及び昭和63年度事業

計画の考え方、昭和63年度予算要求の考え方)

(4) 企画部会

- 昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (定時総会における意見・要望の対応、事業計画(法令の研究と業務の改善、会報の発行、業務の啓発宣伝、報酬額の改定))
- 〃 62. 8. 8 本会会議室 (法令の研究と会員への周知、会報の編集発行、新聞広告今後の課題、行政事務手続無料相談、報酬額の研究)
- 〃 62. 11. 18 ホテルニューフロンティア (昭和62年度事業の実施状況、中間監査結果の対応、昭和63年度事業計画及び予算(案)、業務の啓発宣伝)
- 〃 63. 1. 28 大通公園ホテル (昭和62年度事業の実施状況、昭和63年度事業計画及び予算(案))

(5) 業務研修部会

- 昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (定時総会における意見・要望の対応、事業計画(支部研修会、研究会の推進、全道研修会の開催、業務資料の作成、専門部会の充実強化))
- 〃 62. 9. 10 本会会議室 (専門的取扱業務の報告、建設業法の一部改正、道路運送車両法施行規則の一部改正、全国研修会)
- 〃 62. 11. 17 本会会議室
- 〃 62. 11. 18 ホテルニューフロンティア (専門的取扱業務の報告取りまとめと活用方、昭和62年度事業の実施状況、中間監査講評の対応、昭和63年度事業計画及び予算(案))
- 〃 63. 1. 27 本会会議室 (昭和62年度事業の実施状況、昭和63年度事業計画及び予算(案))
- 〃 63. 3. 18 〃 (全道支部業務研修担当者会議、専門部会、業務の専門者間の交流、これら三つのもつ性格及び差異について、専門者間の交流に関する具体的活動について、専門者の代表による会議の開催)

(6) 支部業務研修担当者会議

- 昭和 62. 10. 20 エルム会館 (業務研修の現状と今後のあり方、業務研修のあり方の分

析、新入会員研修の進め方、新入会員研修の実施結果、業務研修の方向、意見発表)

(7) 監察部会

昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (定時総会における意見・要望の対応、事業計画(職域の確保と非行政書士行為の排除、監察強調月間の設定とキャンペーン活動の展開、官公署・他士業並びに諸団体対策、調査活動の強化、違反事案の処理)、全道監察担当者会議の開催)

〃 62. 7. 10 本会会議室 (監察強調月間実施要綱、月間に使用する広報資材、道及び関係団体に対する協力要請、企画部との協力、事業実施計画)

〃 62. 11. 18 ホテルニューフロンティア (昭和62年度事業の実施状況、中間監査講評の対応、昭和63年度事業計画及び予算(案)、監察活動の啓発)

〃 63. 1. 28 大通公園ホテル (昭和62年度事業の実施状況、昭和63年度事業計画及び予算)

(8) 企画・監察合同部会

昭和 63. 1. 28 大通公園ホテル (業務の啓発宣伝(電柱広告、TV放映、新聞広告、立看板))

(9) 全道監察担当者会議

昭和 62. 11. 10 雪印健保会館 (監察部事業の中間報告、事業の推進状況、強調月間の実施状況、各支部の監察活動状況、監察活動の反省点)

(10) 綱紀委員会議

昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (委員長の互選、委員長代行順位、委員の職務)

〃 62. 11. 13 本会会議室 (雇用行政書士問題、綱紀委員会のあり方)

(11) 役員・綱紀委員合同会議

昭和 62. 6. 5 雪印健保会館 (理事会の決定事項、監事会の結果、綱紀委員会の結果の報告)

(12) 車庫証明対策特別委員会

昭和 62. 7. 16 北海道婦人文化会館 (定時総会における意見・要望の対応、事業実施計画)

(中央情勢の対応、重点地域対策、自販連又は官公署との折衝、業務誘致、違反行為に対する措置))

昭和 62. 9. 18 北海道自治会館 (陳情書、通告書(案)、各地域の業務の実施状況、業務誘致の状況調査、業務の実態調査、業務誘致拡大月間の実施、違反容疑に係る調査)

〃 63. 2. 15 ホテルニューフロンティア (中央の動向、昭和62年度事業の実施状況、業務の実態調査結果(6項目)、昭和63年度委員会のあり方、昭和63年度事業計画及び予算(案))

② 監査執行、行政書士登録資格調査状況調

1 監 査

昭和 62. 5. 13 本 会 事 務 局 (前年度決算監査)
 " 62. 10. 15 } " (中間監査)
 " 62. 10. 16 }
 " 63. 3. 23 } " (決算予備監査)
 " 63. 3. 24 }

2 行政書士登録資格調査委員会

委員会開催 年 月 日	調 査 件 数	登録することを適 当と認める件数	登録することに疑 問がある件数	登録することを不 適当と認める件数
昭和 62. 4. 23	13 件	13 件	0 件	0 件
" 5. 22	9	9	0	0
" 6. 26	5	5	0	0
" 7. 30	3	3	0	0
" 8. 28	8	8	0	0
" 9. 29	2	2	0	0
" 10. 29	5	5	0	0
" 11. 27	5	5	0	0
" 12. 25	4	4	0	0
昭和 63. 1. 29	8	8	0	0
" 2. 29	10	10	0	0
" 3. 31	4	4	0	0
計	76	76	0	0

(注) 63. 3. 31 調査の 4 名は 63 年度登録となる。

③ 支部総会の開催状況調

昭和63年3月31日現在

区分 支部名	開催年月日	総会 構成員数	出席者数	特 殊 議 題
札幌	昭和 62. 5. 16	589人	75人 (262)	役員改選、代議員選任、支部規則改正
函館	62. 4. 11	152	55 (0)	役員改選、代議員選任
小樽	62. 5. 16	76	23 (64)	役員改選
空知	62. 6. 7	118	34 (77)	役員改選
旭川	62. 5. 24	137	31 (61)	役員補欠選任
留萌	62. 6. 7	18	10 (13)	役員改選、代議員選任
宗谷	62. 5. 23	12	8 (11)	役員改選
網走	62. 5. 27	28	24	役員改選
室蘭	62. 5. 9	56	26 (40)	役員改選
苫小牧	62. 6. 20	59	24 (44)	役員改選
日高	62. 5. 10	18	11 (16)	役員補欠選任
十勝	62. 5. 22	136	31 (100)	
釧路	62. 6. 13	63	24 (46)	代議員選任、福祉年金、支部規則改正
根室	62. 7. 5	19	12 (0)	弔慰規程改正

注1 総会構成員数は、代議員制を採用している網走支部は代議員の定数、その他の支部は会員数による。

2 出席者数の()内は、委任による出席者を含めた数を示し、()外は、出席実人員を示す。

④ 昭和62年度会員異動数調

昭和63年3月31日現在

支部名	前年度末 会員数	入会及び転入出				退 会			本年度末 会員数
		入 会	転 入	転 出	計	廃業等	死 亡	計	
札幌	591人	42人	3人	2人	43人	43人	8人	51人	583人
函館	152	8	0	0	8	8	0	8	152
小樽	76	2	0	1	1	5	2	7	70
空知	117	6	0	0	6	2	1	3	120
旭川	137	6	0	0	6	5	0	5	138
留萌	18	1	0	0	1	0	1	1	18
宗谷	12	0	0	0	0	0	0	0	12
網走	128	1	0	0	1	9	1	10	119
室蘭	56	2	0	0	2	2	1	3	55
苫小牧	59	0	0	0	0	5	1	6	53
日高	18	0	0	0	0	0	0	0	18
十勝	139	10	0	0	10	11	2	13	136
釧路	64	2	1	0	3	3	2	5	62
根室	19	0	0	1	△ 1	0	1	1	17
計	1,586	80	4	4	80	93	20	113	1,553

注 昭和62年度中の会員異動を示す。

⑤ 会 員 数・代議員数調

昭和63年4月1日現在

支部名	会 員 数	代 議 員 数	支部名	会 員 数	代 議 員 数
札幌	583人	20人	室蘭	55人	2人
函館	152	6	苫小牧	53	2
小樽	70	3	日高	18	1
空知	120	4	十勝	136	5
旭川	138	5	釧路	62	3
留萌	18	1	根室	17	1
宗谷	12	1			
網走	119	4	計	1,553	58

会 則 抜 粹

(代議員の選出)

第41条 代議員は、毎年4月に、当該年の4月1日現在の会員数に基づき、各支部で選出する。

第42条 代議員の数は、会員30人につき1人とする。

2 会員の数に30人未満の端数を生じたとき又は会員の総数が30人に満たないときは、その端数又は総数につき、代議員1人とする。

(構 成)

第58条 綱紀委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、総会において、会員のなかから選任する。

3 委員は、本会の役員並びに支部長及び代議員と兼ねることができない。

⑥ 補助者使用会員数調

昭和63年 3月31日現在

支部名	補助者数別					計	に補助者使用の割合 対助会員数
	補助者1名使用する会員数	補助者2名使用する会員数	補助者3名使用する会員数	補助者4名使用する会員数	補助者5名以上使用する会員数		
札幌	82人	27人	19人	11人	9人	148人	25%
函館	14	8	2	1	3	28	18
小樽	12	4	2	1	0	19	27
空知	17	6	3	1	2	29	24
旭川	20	7	0	0	1	28	20
留萌	3	2	0	0	0	5	28
宗谷	2	1	0	0	1	4	33
網走	18	4	0	2	3	27	23
室蘭	5	3	2	0	1	11	20
苫小牧	6	4	1	0	0	11	21
日高	2	0	0	0	0	2	11
十勝	22	1	8	4	5	40	29
釧路	13	1	0	2	0	16	26
根室	1	0	0	0	0	1	6
計	217	68	37	22	25	369	24

⑦ 昭和61年分年計報告提出状況調

昭和63年 3月31日現在

区分	提出状況				業務取扱い状況			摘要
	報告者数 A	提出者数 B	未提出者数 C	提出率 E/A	業務取扱者数 D	非業務取扱者数 E	D/B F	
札幌	526人	474人	52人	90.1%	353人	121人	74.5%	
函館	136	121	15	89.0	103	18	85.1	
小樽	84	80	4	95.2	68	12	85.0	
空知	107	98	9	91.6	82	16	83.7	
旭川	127	114	13	89.8	97	17	85.1	
留萌	18	17	1	94.1	17	0	100.0	
宗谷	13	13	0	100.0	10	3	76.9	
網走	121	116	5	95.9	104	12	89.7	
室蘭	52	49	3	94.2	45	4	91.8	
苫小牧	55	52	3	94.5	39	13	75.0	
日高	17	16	1	94.1	16	0	100.0	
十勝	124	118	6	95.2	98	20	83.1	
釧路	58	50	8	86.2	43	7	86.0	
根室	19	16	3	84.2	10	6	62.5	
合計	1,457	1,334	123	91.6	1,085	249	81.3	

第29回定時総会会場案内図

公立学校共済組合

ホテル アカシヤ

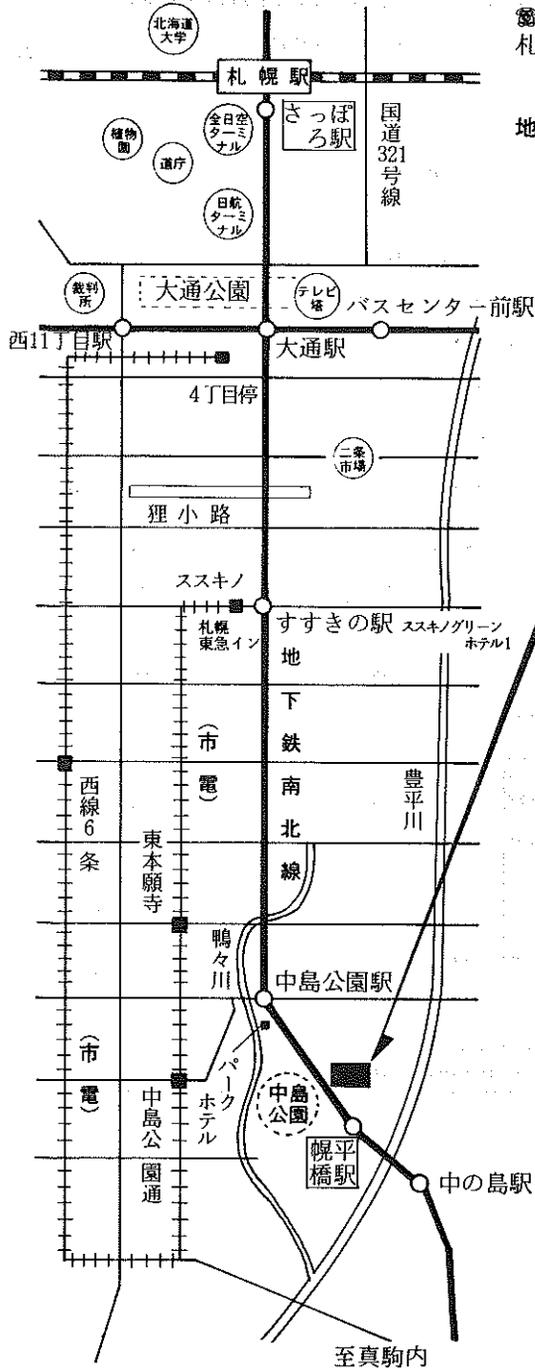
☎(011)521-5211

札幌市中央区南12条西1丁目西向

地下鉄南北線

幌平橋駅から徒歩5分

中島公園駅から徒歩8分



別冊 1

昭和62年度一般会計収支決算

収 入

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に 対する増減	説 明
1 会 費		94,332,000	0	94,332,000	106,130,050	94,063,280	1,605,050	10,461,720	△ 288,720	
1 会 費		94,332,000	0	94,332,000	106,130,050	94,063,280	1,605,050	10,461,720	△ 288,720	
(1)現年度分	現年度会費	88,023,000	0	88,023,000	94,341,000	87,846,700	65,000	6,429,300	△ 176,300	収納率 93.1%
(2)滞納繰越分	滞納繰越会費	6,309,000	0	6,309,000	11,789,050	6,216,580	1,540,050	4,032,420	△ 92,420	収納率 52.7%
2 入 会 金		3,500,000	0	3,500,000	4,000,000	4,000,000	0	0	500,000	
1 入 会 金		3,500,000	0	3,500,000	4,000,000	4,000,000	0	0	500,000	
(1)入 会 金	入 会 金	3,500,000	0	3,500,000	4,000,000	4,000,000	0	0	500,000	50,000円×80名
3 負担金、補助金及び交付金		4,321,000	0	4,321,000	4,436,000	4,436,000	0	0	115,000	
1 負担金、補助金及び交付金		4,321,000	0	4,321,000	4,436,000	4,436,000	0	0	115,000	
(1)負担金	特別会計負担金	1,160,000	0	1,160,000	1,160,000	1,160,000	0	0	0	
(2)補助金	道補助金	2,000,000	0	2,000,000	1,990,000	1,990,000	0	0	△ 20,000	道研修事業補助金 1,980,000円
(3)交付金	日行連交付金	1,161,000	0	1,161,000	1,286,000	1,286,000	0	0	135,000	登録事務取扱交付金 854,000円 日行連総会出席代議員旅費交付金 292,000円 その他交付金 150,000円
4 償 還 金		3,165,000	0	3,165,000	2,465,500	2,465,500	0	0	△ 699,500	
1 償 還 金		3,165,000	0	3,165,000	2,465,500	2,465,500	0	0	△ 699,500	
(1)償 還 金	償 還 金	3,165,000	0	3,165,000	2,465,500	2,465,500	0	0	△ 699,500	会館建設資金償還金 元 子 2,000,000円 利 子 465,500円
5 繰 越 金		6,728,000	0	6,728,000	6,728,489	6,728,489	0	0	489	
1 繰 越 金		6,728,000	0	6,728,000	6,728,489	6,728,489	0	0	489	
(前 年 度 分)	前年度繰越金	6,728,000	0	6,728,000	6,728,489	6,728,489	0	0	489	前年度繰越金 6,728,489円
6 雑 収 入		200,000	0	200,000	374,056	374,056	0	0	174,056	
1 雑 収 入		200,000	0	200,000	374,056	374,056	0	0	174,056	
(1)雑 収 入	雑 収 入	200,000	0	200,000	374,056	374,056	0	0	174,056	投 資 利 子 40,000円 預 金 利 子 18,181円 図書簡便手数料 93,675円 共済年金手数料 11,540円 あて印刷使用料 20,000円 政治連盟事務所賃貸料 60,000円 政治連盟危機管理費負担金 61,535円 寄 附 金 50,000円 そ の 他 19,125円
合 計		112,246,000	0	112,246,000	124,134,085	112,067,325	1,605,050	10,461,720	△ 178,675	

支 出

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 入 額	予算現額	支出済額	不用額	説 明																												
1 総務管理費		85,420,000	0	0	85,420,000	80,486,199	4,933,801																													
1 総務管理費		85,420,000	0	0	85,420,000	80,486,199	4,933,801																													
(1) 会議費	会議費	13,711,000	0	0	13,711,000	12,809,960	901,040	総 会 1回 3,786,152円 理 事 会 5回 2,361,600円 常 任 理 事 会 8回 1,187,200円 支 部 長 会 5回 3,901,271円 役員・綱紀委員合同会議 1回 956,567円 正・副会長会議 4回 238,890円 諮 問 会 議 325,230円 カセットテープ 53,050円																												
(2) 支部交付金	支部交付金	21,695,000	0	0	21,695,000	21,695,000	0	支部運営一般交付金 21,695,000円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>札 幌</td> <td>5,549</td> <td>網 走</td> <td>2,092</td> </tr> <tr> <td>函 館</td> <td>1,947</td> <td>室 蘭</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>小 樽</td> <td>1,255</td> <td>苫 小 牧</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>室 知</td> <td>1,766</td> <td>日 高</td> <td>519</td> </tr> <tr> <td>旭 川</td> <td>1,897</td> <td>十 勝</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>留 萌</td> <td>514</td> <td>釧 路</td> <td>1,253</td> </tr> <tr> <td>宗 谷</td> <td>557</td> <td>根 室</td> <td>509</td> </tr> </table>	札 幌	5,549	網 走	2,092	函 館	1,947	室 蘭	1,020	小 樽	1,255	苫 小 牧	837	室 知	1,766	日 高	519	旭 川	1,897	十 勝	1,880	留 萌	514	釧 路	1,253	宗 谷	557	根 室	509
札 幌	5,549	網 走	2,092																																	
函 館	1,947	室 蘭	1,020																																	
小 樽	1,255	苫 小 牧	837																																	
室 知	1,766	日 高	519																																	
旭 川	1,897	十 勝	1,880																																	
留 萌	514	釧 路	1,253																																	
宗 谷	557	根 室	509																																	
(3) 負担金	連合会会費	13,440,000	0	0	13,440,000	13,272,000	168,000	連合会会費 1,585名×6カ月=6,661,200円 月700円× 1,574名×6カ月=6,610,800円																												
(4) 総務費		4,796,000	0	0	4,796,000	3,654,617	1,141,383																													
	総務部 活動費	1,611,000	0	0	1,611,000	1,275,307	335,693	部 会 3回 212,140円 官公署連絡協議費 300,107円 登録事務諸費 181,200円 傷害保険料 67,500円 役員・支部長フックスミリ設備助成費 200,000円 部 活 動 費 314,360円																												
	経理部 活動費	1,101,000	0	0	1,101,000	631,770	469,230	部 会 5回 289,220円 滞納管理対策費 261,190円 会費自動払込(郵便局)推進費 47,000円 部 活 動 費 34,360円																												
	監査費	570,000	0	0	570,000	489,430	80,570	監 査 費 489,430円																												
	平慰見舞金	1,100,000	0	0	1,100,000	849,000	251,000	見 舞 金 70,000円 弔 慰 金 750,000円 供 物 代 29,000円																												
	諸支出金	380,000	0	0	380,000	375,110	4,890	新人会員交付物件費 251,000円 そ の 他 124,110円																												
	過年度支出	34,000	0	0	34,000	34,000	0	過 年 度 支 出 34,000円																												
(5) 職員費		18,553,000	0	0	18,553,000	17,992,025	560,975																													
	給料手当	17,033,000	0	0	17,033,000	16,607,587	425,413	職 員 給 (5人分) 10,743,000円 扶 養 手 当 286,500円 通 勤 手 当 590,400円 時間外勤務手当 805,007円 期 末 手 当 3,680,100円 應 料 手 当 383,580円 臨時職員賃金 119,000円																												

	福利厚生費	1,520,000	0	0	1,520,000	1,384,438	135,562	法定福利厚生費 職員レクリエーション費 救急薬品代 社会保険協会費	1,260,092円 117,246円 4,600円 2,500円
(6) 需用費		9,335,000	0	0	9,335,000	8,047,829	1,287,171		
	備品費	250,000	0	0	250,000	39,300	210,700	脚立他 2	39,300円
	消耗品費	950,000	0	0	950,000	877,791	72,209	コピー用紙等購入 一般事務用消耗品費 事務用図書費	634,766円 224,103円 18,940円
	印刷費	720,000	0	0	720,000	623,300	96,700	会費等変更による加除 会員のうごき 料 事務用諸用紙その他	86,000円 96,000円 147,300円 314,000円
	通信運搬費	2,350,000	0	0	2,350,000	2,061,120	288,880	一般文書送料 全会員あて各種送料 会費納入案内・督促送料 電話料 FAX電送料	621,920円 257,460円 254,040円 801,890円 125,810円
	光熱水費	704,000	0	0	704,000	490,600	213,200	電気料 水道料 ガス料 暖房料	149,300円 39,200円 47,500円 254,800円
	借上料	3,961,000	0	0	3,961,000	3,602,400	358,600	事務所借上料 複写機借上料 電話器借上料	3,141,600円 408,000円 52,800円
	雑費	400,000	0	0	400,000	353,118	46,882	会費払込料 消掃料 代 新開代 交通 その他	10,550円 113,750円 36,247円 71,950円 4,620円 116,001円
(7) 旅費	旅費	2,740,000	0	0	2,740,000	2,118,690	621,920	日行連総会 12名 単位会長会 2回 全国担当者協議会 支部総会 その他	1,302,300円 64,600円 213,100円 218,980円 319,100円
(8) 渉外費	渉外費	550,000	0	0	550,000	377,288	172,712	支部行事祝儀 各士業団体祝儀 献別・見舞 懇親会負担金 その他	50,000円 40,000円 70,000円 137,000円 80,288円
(9) 交際費	交際費	600,000	0	0	600,000	519,400	80,600	会長交際費	519,400円
2 企画費		7,553,000	0	0	7,553,000	6,883,420	669,580		
1 企画費		7,553,000	0	0	7,553,000	6,883,420	669,580		
(11) 会報発行費	会報発行費	3,906,000	0	0	3,906,000	3,518,330	387,670	編集活動費 投稿謝礼 賃 印刷 送料	314,060円 15,200円 31,500円 1,900,300円 1,257,270円

② 啓発指導費	啓発指導費	2,120,000	0	0	2,120,000	2,053,120	66,880	啓発資料印刷費 105,000円 行政事務手続無料相談助成 780,000円 新聞広告 1,130,000円 その他 38,120円
③ 企画諸費	企画諸費	1,527,000	0	0	1,527,000	1,311,970	215,030	部会 4回 286,040円 岡 井 費 187,130円 報酬額表印刷 64,600円 " 運用要領印刷 340,000円 報酬額受ホスター印刷 34,200円 報酬額改定検封会 133,270円 報酬額印刷物送料 266,730円
3 業務研修費		5,434,000	0	0	5,434,000	5,360,110	73,890	
1 業務研修費		5,434,000	0	0	5,434,000	5,360,110	73,890	
(1) 研修会費	活動費	4,664,000	0	部会活動費から 49,000	4,713,000	4,712,190	810	支部研修会助成 2,829,000円 講師旅費 73,840円 研修事業費 191,570円 業務資料印刷費 547,000円 " 送料 74,450円 中央研修会出席旅費 215,280円 支部担当者会議 781,050円
(2) 部会活動費	活動費	770,000	0	研修会費へ △ 49,000	721,000	647,920	73,080	部会 5回 434,630円 部 活 動 費 213,290円
4 監察部費		2,190,000	0	0	2,190,000	1,416,860	773,140	
1 監察部費		2,190,000	0	0	2,190,000	1,416,860	773,140	
(1) 監察部費	活動費	2,190,000	0	0	2,190,000	1,416,860	773,140	部 会 4回 292,090円 全道監察担当者会議 679,664円 監察活動諸費 190,486円 印 刷 費 254,600円
5 委員会費		2,600,000	0	0	2,600,000	2,170,655	429,345	
1 委員会費		2,600,000	0	0	2,600,000	2,170,655	429,345	
(1) 綱紀委員 会費	活動費	600,000	0	車庫対策委員会費へ △ 11,000	589,000	159,940	429,060	委員会開催費 159,940円
(2) 車庫対策 委員会費	活動費	2,000,000	0	綱紀委員会費から 11,000	2,011,000	2,010,715	285	委 員 会 開 催 費 1,096,540円 対 策 活 動 諸 費 324,175円 活 動 費 590,000円
6 積立金		8,283,000	0	0	8,283,000	8,283,000	0	
1 積立金		8,283,000	0	0	8,283,000	8,283,000	0	
(1) 積立金	積立金	8,283,000	0	0	8,283,000	8,283,000	0	財政調整積立金 5,843,000円 退職積立金 440,000円
7 予備費		2,766,000	0	0	2,766,000	0	2,766,000	
1 予備費		2,766,000	0	0	2,766,000	0	2,766,000	
(1) 予備費	予備費	2,766,000	0	0	2,766,000	0	2,766,000	
合 計		112,246,000	0	0	112,246,000	102,690,244	9,645,756	

収入支出差引残額 9,467,081円

翌年度へ繰越 9,467,081円

昭和63年度特別会計収支決算

収 入

款 項 目 節	予 算 現 額			調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 対 する 増 減	説 明
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	計					
1 物品頒布収入	4,616,000	0	4,616,000	3,716,555	3,699,905	16,650	△ 916,095	現年度分物品頒布収入 過年度分物品頒布収入 3,636,755円 63,150円
2 前年度繰越金	59,000	0	59,000	59,678	59,678	0	678	前年度繰越金 59,678円
3 雑収入	75,000	0	75,000	42,139	42,139	0	△ 32,861	送料として受入 債 金 利 子 40,200円 1,939円
合 計	4,750,000	0	4,750,000	3,818,372	3,801,722	16,650	△ 948,278	

支 出

款 項 目 節	予 算 現 額				支 出 済 額	不 用 額	説 明
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 充 用 額	計			
1 仕入費	1,451,000	0	0	1,451,000	1,106,258	344,742	建設業許可申請費その他仕入費 1,106,258円
2 印刷工料	1,929,000	0	0	1,929,000	1,469,800	459,200	印刷製造費 1,469,800円
3 発送費	80,000	0	0	80,000	42,230	37,770	通信費、頒布品送料 42,230円
4 負担金	1,160,000	0	0	1,160,000	1,160,000	0	管理費負担金 1,160,000円
5 雑費	30,000	0	0	30,000	2,840	27,160	事務用品代等 2,840円
6 予備費	100,000	0	0	100,000	0	100,000	
合 計	4,750,000	0	0	4,750,000	3,781,128	968,872	

(注) 予算科目(款)(項)(節)は、何れも同一科目名のため個別計上を省略した。

収 入 支 出 差 引 残 額
翌 年 度 へ 繰 越

20,594円
20,594円

積 立 金 の 状 況

自昭和62年4月1日 至昭和63年3月31日

区 分		財政調整積立金	退職積立金	計	摘 要
期首積立金		10,210,269	3,866,554	14,076,823	
62年度中	積立額	5,843,000	440,000	6,283,000	
	預金利息	1,911,533	721,758	2,633,291	
期末積立金		17,964,802	5,028,312	22,993,114	

財 産 目 録

昭和62年度末現在

	区 分	金 額	摘 要
資 産 の 部	1. 現 金	A 100,925 ^円	
	2. 預 金		
	(1) 積立金以外の分		A + B = 11,240,782 円
	銀行普通預金	10,177,100	一般会計剰余金 9,467,081 円
	銀行当座預金	91,538	特別会計剰余金 20,594 円
	郵便振替貯金	862,455	預 り 金 1,753,107 円
	中期国債ファンド	8,764	計 11,240,782 円
	小 計	B 11,139,857	
	(2) 積立金分		
	中期国債ファンド	19,166,845	財政調整積立金 17,964,802 円
	銀行普通預金	9,259	退職積立金 5,028,312 円
	銀行定期預金	3,817,010	計 22,993,114 円
	小 計	22,993,114	
	預 金 計	34,132,971	
	3. 未 収 金		
(1) 62年度分会費	6,429,300	一般会計分 特別会計分	
(2) 61年度以前分 "	4,032,420		
小 計	10,461,720		
(3) 幹旋物資代金	16,650		
未 収 金 計	10,478,370		
4. 敷 金	1,420,000	札幌市中央区北1条西7丁目タキモビル(株)に差入れ	
5. 幹旋物資棚卸品	846,420	特別会計分	
6. 什 器 備 品	634,584	原価償却後の残存価格	
7. 電 話 加 入 権	60,600		
8. 貸 付 金	7,310,000	行政書士会館建設資金貸付金 7,310,000 円	
資 産 合 計	54,983,870		
負 債 の 部	1. 未 払 金	0	
	2. 預 り 金		
	社会保険掛金	94,863	
	雇用保険掛金	70,199	
	源泉所得税	81,120	
	住 民 税	390,120	
	63年度分会費	661,285	
	入会金(63年度当初 入会者分)	325,000	
	手数料(日行連分)	100,000	
	幹旋物資代 そ の 他	27,520 3,000	
計	1,753,107		
3. そ の 他 負 債	0		
負 債 合 計	1,753,107		

昭和62年度監査報告書

北海道行政書士会会則第13条第4項の規定により昭和62年度における本会の財産及び会計並びに会務の執行状況について監査したところ正確に執行、処理されており、又、収支決算書も関係諸帳簿等により突合したところ適正であることを認めます。

昭和 63 年 4 月 27 日

監 事 豊 田 春 男 ㊟

監 事 宮 下 豊 ㊟

監 事 野 坂 房 市 ㊟

参 考 資 料

1. 会 費 収 納 状 況 調

昭和63年3月31日現在

区分 支部名	現 年 度 分					滞 納 繰 越 分				
	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収納率	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
札 幌	35,556,000	33,169,800		2,386,200	93.3%	4,373,375	2,598,555	395,000	1,379,820	59.4%
函 館	9,195,000	8,312,600	40,000	842,400	90.4	1,947,450	674,750	462,200	810,500	34.6
小 樽	4,375,000	4,009,900		365,100	91.7	362,000	230,000		132,000	63.5
空 知	7,170,000	6,730,000		440,000	93.9	679,375	433,375	92,000	154,000	63.8
旭 川	8,210,000	7,690,000	5,000	515,000	93.7	1,098,225	368,750	215,475	514,000	33.6
留 萌	1,085,000	1,025,000		60,000	94.5	214,375	45,000		169,375	21.0
宗 谷	720,000	720,000		0	100.0	64,375	64,375		0	100.0
網 走	7,420,000	6,714,800		705,200	90.5	625,250	446,000	73,000	106,250	71.3
室 蘭	3,290,000	3,154,900		135,100	95.9	146,375	114,375	32,000	0	78.1
苫 小 牧	3,335,000	3,135,000		200,000	94.0	436,000	316,000		120,000	72.5
日 高	1,020,000	1,020,000		0	100.0	145,000	15,000		130,000	10.3
十 勝	8,135,000	7,874,700	20,000	240,300	96.8	614,500	481,125	133,375	0	78.3
釧 路	3,755,000	3,340,000		415,000	88.9	832,750	334,375	137,000	361,375	40.2
根 室	1,075,000	950,000		125,000	88.4	250,000	94,900		155,100	38.0
合 計	94,341,000	87,846,700	65,000	6,429,300	93.1	11,789,050	6,216,580	1,540,050	4,032,420	52.7

2. 備

品

昭和63年3月31日現在

品名	数量	購入年月	品名	数量	購入年月
会旗	1	46.3	石油ストーブ	1	49.11
タイプライター	1	52.5	トヨストーブ	2	52.10
タイブ机	1	47.5	ウチダユニットキャビネット90H	1	55.6
リコピーデスク	1	49.7	ウチダGSパンチ	1	56.6
宛名印刷機	1	52.8	ロッカー	3	56.11
宛名印刷カード整理箱	1	52.8	ユニットキャビネット	1	56.11
テープレコーダー KQ 217	1	52.5	片袖机	1	56.11
録音用ミキサー	1	52.5	事務用椅子	1	56.11
マイク用フロアスタンド	1	52.5	会議用机	5	56.11
キヤノンカメラ	1	53.5	折たたみ椅子	12	56.11
耐火書庫	1	52.1	テーブル	2	56.11
両袖机	2	49.7	コートハンガー	1	56.11
片袖机	2	46.8	手押車	1	56.11
"	1	50.5	日立エアコンRD-5ABIR	1	57.6
"	1	不詳	会員証バック用ラミベット	1	57.6
脇机	1	47.5	ナショナル加湿器	3	58.1
"	1	不詳	ソニー M100型 マイクロカセットコーダー	1	58.1
会議用机	1	45.不詳	肘付椅子 T-12	1	58.10
"	1	47.5	ウチダ書庫	1	59.1
"	2	52.5	ウチダユニットキャビネット	1	59.1
"	1	52.9	会議用机 (45cm×120cm)	1	59.1
肘付椅子	1	49.7	キヤノンオートボーイ	1	59.12
"	1	52.9	書庫	2	60.3
事務用椅子	3	46.8	ユニットキャビネット	1	60.3
折たたみ椅子	5	46.8	コート掛	1	60.3
"	9	不詳	物品棚	2	60.4
ロッカー	1	46.8	アイワテープレコーダーTP27DS	1	60.5
"	1	47.12	事務用肘付回転椅子	1	61.2
"	2	49.7	望遠マイク	1	61.2
"	1	49.7	セイコー掛時計	1	61.3
"	3	不詳	シチズン掛時計	1	61.3
書棚	1	47.7	会議用机	1	61.5
フリーケース 40 P	1	52.10	書庫 (両開)	1	61.5
物品棚	4	49.9	デスク用補助棚	3	61.11
戸棚 (木製)	1	47.12	更衣用ロッカー	2	62.3

品名	数量	購入年月	品名	数量	購入年月
宛名タイプライター (中古)	1	62. 7			
脚立 (S P-33)	1	62.10			
ホッチキス (HD-1NA)	1	63. 2			

品名	数量	購入年月	品名	数量	購入年月

3. 斡旋物資在庫数 (特別会計)

昭和63年3月31日現在

品名	単位	在庫数量	品名	単位	在庫数量
事件簿	冊	43	農地許可申請 3条	組	21
領収証	"	458	" 4条	"	70
" (高級)	"	303	" 5条	"	96
請求書	"	196	農地法届出 5条	"	24
領収(請求)証	"	526	納税不添付理由書	冊	18
会員バッチ (正章)	個	17	新風営法	"	75
" (略章)	"	45	戸籍等交付請求書	"	794
" (ヒモ付)	"	3	行政書士業務案内	(1組 100枚 組)	57
補助者バッチ	"	91	内容証明書	冊	200
委任状	冊	104			

別冊 2

昭和63年度一般会計収支予算総括表

収 入

款 項	目	本 年 度		前 年 度		比 較 増 減		
		予 算 額 A	構成比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	決 算 額 C	当 初 予 算 差 A-B	決 算 差 A-C
1 会 費		92,097 ^円	81.3 [%]	94,332 ^円	84.1 [%]	94,063 ^円	△ 2,235 ^円	△ 1,986 ^円
1 会 費	(1) 現年度分	86,657	76.5	88,023	78.4	87,847	△ 1,366	△ 1,190
	(2) 滞納繰越分	5,440	4.8	6,309	5.7	6,216	△ 869	△ 776
2 入 会 金		3,500	3.1	3,500	3.2	4,000	0	△ 500
1 入 会 金	(1) 入 会 金	3,500	3.1	3,500	3.2	4,000	0	△ 500
3 負担金、補助金及び 交付金		4,325	3.8	4,321	3.8	4,436	4	△ 111
1 負担金、補助金及び 交付金	(1) 負 担 金	1,183	1.0	1,160	1.0	1,160	23	23
	(2) 補 助 金	1,980	1.8	2,000	1.8	1,980	△ 20	0
	(3) 交 付 金	1,162	1.0	1,161	1.0	1,296	1	△ 134
4 償 還 金		2,365	2.1	3,165	2.8	2,466	△ 800	△ 101
1 償 還 金	(1) 償 還 金	2,365	2.1	3,165	2.8	2,466	△ 800	△ 101
5 繰 入 金		1,134	1.0	-	-	-	1,134	1,134
1 繰 入 金	(1) 基 金 繰 入 金	1,134	1.0	-	-	-	1,134	1,134
6 繰 越 金		9,467	8.4	6,728	6.0	6,728	2,739	2,739
1 繰 越 金	(1) 前年度繰越金	9,467	8.4	6,728	6.0	6,728	2,739	2,739
7 繰 取 入		300	0.3	200	0.1	374	100	△ 74
1 繰 取 入	(1) 繰 取 入	300	0.3	200	0.1	374	100	△ 74
合 計		113,188	100.0	112,246	100.0	112,067	942	1,121
本年度予算規模の割合							100.8 [%]	101.0 [%]

支 出

款 項	目	本 年 度		前 年 度		比 較 増 減		
		予 算 額 A	構成比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	決 算 額 C	当 初 予 算 差 A-B	決 算 差 A-C
1 総 務 管 理 費		87,790 ^円	77.5 [%]	85,420 ^円	76.1 [%]	80,486 ^円	2,370 ^円	7,304 ^円
1 総 務 管 理 費	(1) 会 議 費	12,856	11.4	13,711	12.2	12,810	△ 855	46
	(2) 支 部 交 付 金	22,372	19.8	21,695	19.3	21,695	677	677
	(3) 負 担 金	13,046	11.5	13,440	12.0	13,272	△ 394	△ 226
	(4) 総 務 費	6,578	5.8	4,796	4.3	3,655	1,782	2,923
	(5) 職 員 費	20,130	17.6	18,553	16.6	17,992	1,577	2,138
	(6) 需 用 費	9,338	8.2	9,335	8.3	8,048	3	1,290
	(7) 旅 費	2,320	2.0	2,740	2.4	2,118	△ 420	202
	(8) 渉 外 費	550	0.5	550	0.5	377	0	173
	(9) 交 際 費	600	0.5	600	0.5	519	0	81
2 企 画 費		8,473	7.5	7,553	6.7	6,883	920	1,590
1 企 画 費	(1) 会 報 発 行 費	3,810	3.4	3,906	3.5	3,518	△ 96	292
	(2) 対 外 広 報 費	3,562	3.2	2,120	1.9	2,053	1,472	1,539
	(3) 企 画 諮 費	1,071	0.9	1,527	1.3	1,312	△ 456	△ 241
3 業 務 研 修 費		7,056	6.2	5,434	4.8	5,380	1,621	1,695
1 業 務 研 修 費	(1) 研 修 会 費	4,279	3.8	4,664	4.1	4,712	△ 385	△ 433
	(2) 部 会 活 動 費	2,776	2.4	770	0.7	648	2,006	2,128
4 監 察 部 費		2,237	2.0	2,190	2.0	1,417	47	820
1 監 察 部 費	(1) 監 察 部 費	2,237	2.0	2,190	2.0	1,417	47	820
5 委 員 会 費		3,600	3.2	2,600	2.3	2,171	1,000	1,429
1 委 員 会 費	(1) 綱 紀 委 員 会 費	600	0.5	600	0.5	160	0	440
	(2) 専 庫 対 策 委 員 会 費	3,000	2.7	2,000	1.8	2,011	1,000	989
6 積 立 金		3,033	2.7	6,283	5.6	6,283	△ 3,250	△ 3,250
1 積 立 金	(1) 積 立 金	3,033	2.7	6,283	5.6	6,283	△ 3,250	△ 3,250
7 予 備 費		1,000	0.9	2,766	2.5	0	△ 1,766	1,000
1 予 備 費	(1) 予 備 費	1,000	0.9	2,766	2.5	0	△ 1,766	1,000
合 計		113,188	100.0	112,246	100.0	102,600	942	10,588
本年度予算規模の割合							100.8 [%]	110.3 [%]

昭和63年度一般会計収支予算

収 入

款 項 目	予 算 額			額	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1 会 費	92,097	94,332	△ 2,235			
1 会 費	92,097	94,332	△ 2,235			
(1) 現 年 度 分	86,657	88,023	△ 1,366	現 年 度 会 費	86,657	60,000円×1,553名×93.0% = 86,657,400円
(2) 滞 納 繰 越 分	5,440	6,309	△ 869	滞 納 繰 越 会 費	5,440	10,461,720円×52% = 5,440,094円
2 入 会 金	3,500	3,500	0			
1 入 会 金	3,500	3,500	0			
(1) 入 会 金	3,500	3,500	0	入 会 金	3,500	入 会 金 50,000円×70名 = 3,500,000円
3 負担金、補助金及び 交 付 金	4,325	4,321	4			
1 負担金、補助金及び 交 付 金	4,325	4,321	4			
(1) 負 担 金	1,183	1,160	23	特別会計負担金	1,183	特別会計管理費負担金 1,183,000円
(2) 補 助 金	1,980	2,000	△ 20	道 補 助 金	1,980	道研修事業補助金 1,980,000円
(3) 交 付 金	1,162	1,161	1	日 行 連 交 付 金	1,162	登録事務取扱交付金 720,000円 地方協議会交付金 150,000円 日行連総会出席代議員旅費交付金 292,000円
4 償 還 金	2,365	3,165	△ 800			
1 償 還 金	2,365	3,165	△ 800			
(1) 償 還 金	2,365	3,165	△ 800	償 還 金	2,365	会館建設資金償還金 元 金 子 2,000,000円 365,500円
5 繰 入 金	1,134	—	1,134			
1 繰 入 金	1,134	—	1,134			
(1) 基 金 繰 入 金	1,134	—	1,134	基 金 繰 入 金	1,134	退職積立金から 1,134,000円
6 繰 越 金	9,467	6,728	2,739			
1 繰 越 金	9,467	6,728	2,739			
(1) 前 年 度 繰 越 金	9,467	6,728	2,739	前 年 度 繰 越 金	9,467	前 年 度 繰 越 金 9,467,081円
7 雑 収 入	300	200	100			
1 雑 収 入	300	200	100			
(1) 雑 収 入	300	200	100	雑 収 入	300	預金利子その他 300,000円
合 計	113,188	112,248	942			

支 出

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1 総務管理費	87,790	85,420	2,370			
1 総務管理費	87,790	85,420	2,370			
(1) 会 議 費	12,856	13,711	△ 855	会 議 費	12,856	総 理 会 1回 4,250,000円 常 任 理 事 会 4回 3,080,000円 支 部 長 会 6回 1,578,000円 正・副会長会議 4回 428,000円 諸 会 議 300,000円
(2) 支部交付金	22,372	21,695	677	支 部 交 付 金	22,372	支部運営一般交付金 22,372,000円
(3) 負 担 金	13,046	13,440	△ 394	連 合 会 会 費	13,046	連合会会費 月700円×1,553名×12ヵ月 = 13,046,000円
(4) 総 務 費	6,578	4,796	1,782	総 務 部 活 動 費	2,254	部 会 3回 444,000円 官公署連係協議費 450,000円 登録事務諸費 200,000円 傷害保険料 100,000円 役員・支部長フックシミリ設置助成費 160,000円 部 活 動 費 500,000円 各士業協議会費 200,000円 地方協議会費 200,000円
				経 理 部 活 動 費	1,090	部 会 4回 340,000円 滞納整理対策費 350,000円 部 活 動 費 400,000円
				監 査 費	520	監 査 費 520,000円
				弔 慰 見 舞 金	1,100	見 舞 金 150,000円 弔 慰 金 950,000円
事業通信費	1,464			事業通信費	1,464	専 業 通 信 費 1,464,000円 会 長 月額5,000円 監 事 月額2,000円 副 会 長 * 5,000円 支 部 長 * 3,000円 常 任 理 事 * 4,000円 綱 紀 委 員 長 * 2,000円 } 43名 理 事 * 2,000円 車 庫 証 明 対 策 特 別 委 員 会 委 員 長 * 2,000円
				諸 支 出 金	150	新 人 会 員 交 付 物 件 費 50,000円 そ の 他 100,000円
(5) 職 員 費	20,130	18,553	1,577	給 料 手 当	18,510	職 員 給 (5人分) 11,144,000円 扶 養 手 当 293,000円 通 勤 手 当 620,000円 時 間 外 勤 務 手 当 780,000円 期 末 手 当 3,814,000円 燃 料 手 当 585,000円 退 職 手 当 1,134,000円 臨 時 職 員 賃 金 140,000円
				福 利 厚 生 費	1,620	法 定 福 利 厚 生 費 1,500,000円 職 員 レクリエーション費 120,000円
(6) 需 用 費	9,338	9,335	3	備 品 費	250	備 品 費 250,000円
				消 耗 品 費	950	コピー用紙等購入 600,000円 一般事務用消耗品費 300,000円 事務用図書費 50,000円
				印 刷 費	600	会 則 等 変 更 に よ る 加 除 70,000円 会 員 の う ご き 80,000円 封 筒 100,000円 事 務 用 諸 用 紙 そ の 他 350,000円

				通信運搬費	2,400		一般文書送料 全会員名簿送料 全会納入案内・督促送料 電 話 料 F A X・E送料	550,000円 600,000円 250,000円 900,000円 100,000円
				光熱水費	712		水 料 水道料 暖房料	156,000円 42,000円 54,000円 460,000円
				借上料	4,026		事務所租上料 複写機借上料 電話器借上料 ワープロ借上料	3,500,000円 408,000円 53,000円 65,000円
				雑費	400		印刷代 その他	120,000円 100,000円 180,000円
				旅費	2,320	420	日行連総会 単位会長会 全国担当者協議会 支部総会 その他	12名 2回 1,320,000円 100,000円 200,000円 200,000円 500,000円
				渉外費	550	0	他会社 米客 後援費 その他	50,000円 160,000円 200,000円 140,000円
				交際費	600	0	交際費	600,000円
2	企画費	8,473	7,553	920				
1	企画費	8,473	7,553	920				
(1)	会報発行費	3,810	3,906	96				
				会報発行費	3,810		編集活動費 校稿謝礼金 刷印送料	786,000円 96,000円 45,000円 1,404,000円 1,479,000円
(2)	対外広報費	3,592	2,120	1,472				
				対外広報費	3,592		コア・シマン・セミナー募集料 行政事務手帳監料相談助成 新聞広告(2回分) 支部対外広報費助成	100,000円 1,600,000円 1,042,000円 1,450,000円
(3)	企画誌費	1,071	1,527	456				
				企画誌費	1,071		部 会 部 活 動 費 部 活 動 費	741,000円 150,000円 180,000円
3	業務研修費	7,055	5,434	1,621				
1	業務研修費	7,055	5,434	1,621				
(1)	研修会費	4,279	4,664	385				
				活 動 費	4,279		支部研修会助成 講師系道旅費 支部研修業務担当者会議 研修事業旅費 新入会員研修会テキスト 業務資料印刷費 中央研修会出席旅費	2,853,000円 250,000円 799,000円 50,000円 60,000円 23,000円 244,000円
(2)	部会活動費	2,776	770	2,006				
				活 動 費	2,776		部 活 動 費 部 活 動 費 専門者交流費 専門者名簿作成旅送費	487,000円 727,000円 790,000円 772,000円

4 監察部費	2,237	2,190	47				
1 監察部費	2,237	2,190	47				
(1) 監察部費	2,237	2,190	47	活動費	2,237	部 会 3回 479,000円 全道監察担当者会議 701,000円 監察活動諸費 280,000円 印刷費 477,000円 調査活動費 300,000円	
5 委員会費	3,600	2,600	1,000				
1 委員会費	3,600	2,600	1,000				
(1) 綱紀委員費	600	600	0	活動費	600	綱紀問題活動費	600,000円
(2) 車庫対策委員費	3,000	2,000	1,000	活動費	3,000	委員会開催費 3回 1,113,000円 対策活動費 1,187,000円 支部対策行動費 700,000円	
6 積立金	3,033	6,283	△ 3,250				
1 積立金	3,033	6,283	△ 3,250				
(1) 積立金	3,033	6,283	△ 3,250	積立金	3,033	財政調整積立金 2,753,000円 退職積立金 280,000円	
7 予備費	1,000	2,766	△ 1,766				
1 予備費	1,000	2,766	△ 1,766				
(1) 予備費	1,000	2,766	△ 1,766	予備費	1,000	予備費	1,000,000円
合 計	113,188	112,246	942				

昭和63年度特別会計収支予算

収 入

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1 物品頒布収入	4,442	4,616	△ 174	物品頒布収入	4,442	物品頒布収入 現年度分 4,425,800円 " " 繰越分 16,650円
2 繰越金	20	59	△ 39	前年度繰越金	20	前年度繰越金 20,594円
3 雑収入	72	75	△ 3	雑 入	72	頒布物品送料 70,000円 預金利子、その他 2,000円
合 計	4,534	4,750	△ 216			

支 出

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
1 仕 入 費	1,390	1,451	△ 61	仕 入 費	1,390	帆布品仕入費 1,389,250円
2 印 刷 工 料	1,771	1,929	△ 158	印 刷 工 料	1,771	印 刷 工 料 1,770,100円
3 発 送 費	60	80	△ 20	発 送 費	60	発送資材費及び送料 60,000円
4 負 担 金	1,183	1,180	3	負 担 金	1,183	管理費負担金 1,183,000円
5 雑 費	30	30	0	雑 費	30	事務用品、その他 30,000円
6 予 備 費	100	100	0	予 備 費	100	予 備 費 100,000円
合 計	4,534	4,750	△ 216			

(注) 予算科目(款)(項)(目)は、何れも同一科目名のため個別計上を省略した。

昭和63年度支部運営一般交付金

支 部 名	1. 総 会 費	2. 役員会議費	3. 事 務 諸 費	4. 監 察 活 動 費	5. 積 立 金	6. その他諸費	計	前年度対比 増 減 額
札 幌	384	918	2,233	160	142	1,987	5,824	275
函 館	185	486	396	200	58	694	2,019	72
小 樽	159	416	200	140	58	290	1,263	8
空 知	185	509	285	200	58	597	1,834	68
旭 川	177	523	318	160	58	724	1,950	63
留 萌	66	150	131	60	23	93	523	9
宗 谷	75	180	141	60	23	81	560	3
網 走	197	578	328	180	58	690	2,031	29
室 蘭	145	366	200	60	46	233	1,050	30
苫 小 牧	131	300	192	60	46	219	948	11
日 高	67	154	133	60	23	94	531	12
十 勝	176	518	325	140	58	731	1,948	68
釧 路	146	369	238	80	58	389	1,280	27
根 室	81	204	151	45	23	97	601	2
合 計	2,174	5,671	5,271	1,605	732	6,919	22,372	677

注1. この費目別金額は、支部における必要経費を別紙1の算定表により算出したが、所定の費目に不足が生ずることも考慮に入れ、「その他諸費」に予備費的な性格をもたせて核算してある。

2. この費目別金額は、支部の必要経費を算定するために適宜設定したものであるから、支部が予算を編成する場合において、この費目に拘束されるものではない。

第 29 回 定 時 総 会 の あ ら ま し

日 時 昭和63年 5 月 28 日 (土)
自 10 時 00 分 ~ 至 15 時 41 分 まで
会 場 札幌市中央区南 12 条 西 1 丁 目 西 向
ホテル・アカシヤ 2 階 に れ の 間
総 会 全 道 14 支 部 支 部 長 、 代 議 員 73 名
構 成 員 執 行 部 役 員 会 長 以 下 27 名
他 に 事 務 局 職 員 局 長 以 下 5 名
合 計 105 名

< 総 会 に 出 席 さ れ た 来 賓 >

北海道知事代理企画振興部
地域振興室市町村課長

池 島 健 朗 殿

北海道労働基準局長

浅 井 英 男 殿

札幌市議会議長 吉 野 晃 司 殿

日本行政書士政治連盟北海道支部顧問
北 海 道 議 会 議 員

岩 崎 守 男 殿

北海道社会保険労務士会長代理

副 会 長 信 太 政 次 郎 殿

北海道税理士会長代理

常 務 理 事 宮 沢 勝 治 殿

札幌司法書士会

会 長 伊 藤 義 博 殿

札幌土地家屋調査士会長代理

副 会 長 太 田 廉 太 郎 殿

北海道行政書士会

顧 問 葛 西 義 雄 殿

○ 開 会 式

午前 10 時、定刻 4 分過ぎ日向寺会長の先導により横路北海道知事代理道市町村課長池島健朗殿をはじめ、来賓として臨席された方々が入場、参会者一同拍手でこれを迎え、阿部総務部長司会のもとに開会式が盛大に挙行された。

開会式は、後平副会長の開会宣言に始まり、続いて五十嵐副会長の発声により、昭和 62 年度中に他界された物故会員の方々に対し、生前わが会の会務運営に当り積極的な協力に感謝の意を表し、併せて故人の末永いご冥福を祈り 1 分間の黙祷を捧げ、次いで本総会の開会に当り日向寺会長より平素会務運営についてのご支援ご協力に対し、謝辞と今後一層のご指導ご支援をお願いし、更に昭和 62 年度中の各種事業の経過についての反省と昭和 63 年度の事業推進についての取り組み方を述べ開会のあいさつとした。引き続き来賓の方々よりの祝辞があり、更に佐藤義哉日行連会長殿のメッセージ(後平副会長代読)、板垣札幌市長殿他の方々から寄せられた祝電の披露のあと、過去 7 年間に亘り本会事務局次長として行政書士の登録入会事務及び各種の事務処理に尽力され、本年 4 月 30 日退職された石川卯佐吉殿に対し日向寺会長から感謝状と記念品の贈呈を行い開会式を終り、来賓一同万場の拍手に送られ退場した。時に午前 10 時 41 分であった。

※ ここで会場整理のため一担休憩する。

午前 10 時 50 分再会、議事に入った。

議事は総会順序に従い進められた。

1. 議 長 、 副 議 長 の 選 出

議長、副議長の選出に当り、仮議長に指名された日向寺会長が議長席に着き、選出方法について議場に諮った結果、仮議長一任の発言があり、仮議長はこれに応え、議長に空知支部新川司支部長、副議長に札幌支部佐藤良雄支部長の 2 人を指名万場拍手をもってこれを承認した。

※ 議長団の就任あいさつ

議長団を代表して新川議長は次のように就任

のあいさつをした。

私ども兩名は只今ご指名を頂きましたが誠に未熟であり、特にこのような議事運営は不馴れで果たしてこの重責を全うすることが出来るや否や危惧しているところでございますが、皆様方の温いご支援とご理解のもとにこの役を果させて頂きたいと思っておりますので何分よろしくお願い申し上げ、就任のあいさつと致します。

2. 総会成立宣言と議事録署名人の選出

議長は、議事録署名人の選出に先き立ち、本日の総会出席者について報告し、本総会が有効に成立している旨を宣言した。

総会構成員支部長14名、全道支部代議員59名で合計73名で定足数は支部長7名、代議員29名、従って午前10時30分現在の出席者、支部長14名、代議員58名であり本日の総会構成員の過半数以上の出席者があり、本総会は有効に成立している旨を宣言し、続いて議事録署名人の選出に入った。

議長は、議事録署名人の選出方法について議場に諮ったところ議長一任の発言があり、議長はこれを受け次の二人を指名した。

議事録署名人 旭川支部

古屋 福治(旭川支部長)

札幌支部

細貝 政道(代議員)

3. 議案の審議

議長は、これより執行部提案の議案の審議に入る旨を告げ、

- ・第1号議案 昭和62年度事業報告について
- ・第2号議案 昭和62年度一般会計収支決算報告及び第3号議案昭和62年度特別会計収支決算報告並びに監査報告について、いずれも関連があるので一括上程審議願いたい旨を議場に諮り、議場から異議なしの発言があり、議長は総務部より順次報告するよう求め、総務部・経理部・企画部・業務研修部・監察部・車庫対策特別委員会の順に各々別記のとおり報告した。(報告に当っては各部とも提出議案書に基づき補足的説明をした)。

別記

各部の事業推進結果報告の概要

総務部長 総務の方からご報告申し上げます。既に議案書は前もってご覧いただくように事前に配布してございますので、ここに記載している項目について、あるいは内容についてさらにこれを読み上げるという重複なことをやめまして、簡単に報告をさせていただきます。

第1点登録事務の適正化、これは登録調査委員会が中心にやっております。特に現在のところ問題点としましては、規則の改正に伴って変更登録が非常に少なくなっているということは、写真を添付したり、見取図、配置図というものを添付しなければならないということで、非常に面倒になっているということがございまして、変更登録については非常に低調であるということが現在の問題点でございます。

2番目の会務活動に対する傷害保険制度の継続、これは昨年に続きまして継続実施しました。これについて幸いにもこれを適用するような事案が1件もございませんでした。これで報告を終了します。

3番目の官公庁の連携強化。これにつきましては、道の地方課土木部管理課といったところと連携をもち、それぞれの交流を図っております。以上で終わらせていただきます。

五十嵐副会長 皆様おはようございます。経理部におきましては、大変皆様にもご迷惑をおかけしたと存じますが、担当の経理部長が一身上の都合によりまして辞任致し、それからまた経理部長代行もまた一身上の事情により辞任致して、現在経理部は2名欠員ということになって

おります。従いまして経理部担当の副会長であります私が、ご報告申し上げます。経理部の基本の根源は、やはり健全財政の確保、これを大きな旗印にいたしております、既に皆様内容はご承知のごとく、この財源措置はいわゆる約1,600名の会員の皆様の貴重な会費が根源になるわけでございます。

しかし、財政事情につきましては登録入会の暫減傾向にあり、それからまたやはり後程収支決算にもご報告申し上げますが、会費の滞納者が暫増傾向にございます。特に62年度におきましては、大口の滞納整理を重点的に執行いたしまして、諸手続きを完了し約160万5千円分の不納欠損処分を決定させていただいたわけでございます。

なおこの間におきまして、各支部長様方、それぞれの会員の皆様方のいろいろのお力添えをいただきましたことを、この席で厚く御礼申し上げるわけでございます。

2番目は、この収納状況を数値で表示してありますので、参考にしていただければ幸いと存じます。やはり滞納の大きな要因というのは、みなし退会制度が撤廃されたことによることも一つ起因している原因ではなからうかと分析しております。

3番目につきましては、いわゆる通常経費の節減。これを会務の適切な運用をもちまして、できるだけ経常経費の節減に努めてまいったわけでございます。全体的には、964万5千円の不要額を得たわけで、結果的に62年度におきましては、皆様の多大なるご協力をいただきまして、健全財政の確保を一応維持出来たものと確信をもってご報告を申し上げる次第でございます。以上でございます。

企画部長 企画部長の坂下でございます。報告書として印刷されている部分については、報告を省略させていただきます。反省している点を2、3、要点だけ申し上げたいと思います。

法令の研究と業務の改善事項について、会報あるいは速報等でお知らせしておりますけれど、この程度でいいのかどうか、あるいはもっと幅広く、もっと奥深く必要なのかどうか、例えば、農地の売買に基づく所有権移転申請協力

請求権の事項等については、農地を取り扱っている方には極めて重要な事項なのです。

こういったことがもっと必要なのかどうか。ご意見を頂戴出来れば幸いだと考えております。それから会報ですが、各県と比べましてそんなに遜色はないと考えております。もっともっと内容を充実したいと考えております。これについてもどういう内容の詳述をしたらよいか、ご意見を聞かせていただきたいと考えております。

業務の啓発宣伝については、「あなたご存じですか」というチラシ、新聞広告等については、大変苦心をして製作したつもりでございますので、その効果内容についてもご批判を頂戴したいと思っております。

行政事務手続無料相談でございますけれど、ここに記載させている通りですけれども、188件ありました。この相談内容をトータルいたしますと民事関係が56%の105件、その他が17%の32件、合計137件の73%です。つまり、73%が行政事務手続無料相談というような、行政書事務手続になじまないような内容になっているわけです。

各支部の名称などを拝見させていただきますと、例えば函館の「暮らしの法律手続無料相談」36件、旭川の「暮らしの法律行政無料相談」24件です。十勝の「暮らしのよろず相談会」25件というような内容で、相談件数の多い所では名称に工夫を凝らしています。

だとするならば、本会の標題の事業方針でいいのかどうかと反省しておりますので、良いご意見があれば今日聞かせていただきたいと感じております。以上でございます。

4. 業研部長 業務研修部長におきましても、この記載の通りでございます。要点のみご報告いたしたいと思えます。

業研部といたしましては、前年度の事業を踏まえながら次に記載されている事業を実施いたしました。

支部研修の推進については、行政書士会研修開催要領に基づき、新人研修並びに一般研修の実施を別表の通り実施いたしました。

なお別表1に掲げられた表の内訳は13ページに記載してあります。

2の本会研修の開催については、記載の実情により今後の事業の指針並びに各支部の業砂担当の情報交換を図るべく会議の実施をいたしました。

業務の資料の作成については、ここに書かれている通りでございます。

次の12ページについては、専門者名簿の作成を62年の9月26日から始めまして、現在検討中でありまして、4号議案で説明したいと思っております。

簡単ですが、以上で終わります。

5. 監察部長 監察部長の佐々木でございます。昨年の実施状況については、記載の通りでございますけれども、若干補足をしてまいりたいと思っております。

まず一番目の監察協調月間の設定及びキャンペーン活動の展開でございます。当初8月から9月の2カ月を予定していましたが、昨年は車庫問題に関係する陳情並びに諸調査がございました。10月までといたしまして、8月から10月までの3カ月間を月間といたしております。

この間本会といたしましては、ここに記載の通りポスター、その他しおり等を配布をしました。

このキャンペーン活動の実施状況につきましては、22ページから27ページに記載してあります。この間各支部の支部長さんを中心に、監察担当の先生方のご尽力に対しまして、活発な活動していただきましたことを厚くお礼を申し上げたいと思っております。

次の監察担当者会議でございますが、これも10月に予定しておりましたが先程の経過がございまして、1カ月伸びまして11月10日に各支部からそれぞれ運動の結果について、あるいは新年度に向けての会合をもち、大変有意義な会議で終わらせていただきました。

次に官公庁並びに他土業とのことでございますが、これについても記載の通りでございます。特に2番目の商工団体連合会との会合につきましては、11月11日に相手方の会長さん、事務局局長さんのご出席をいただき、違反防止について協力方要請をいたしております。

次に調査活動の評価ですけれども、これにつ

いては昨年度は該当事項はございませんでした。

違反事案の処理ですが、これも告訴、告発までいく事件はございませんでしたけれども、二つほどありました。

一つにつきましては、旭川支部の会員の先生から通報を受けたわけですが、昨年、一昨年も出ております建設業関係業務の監察の強化をするということで、本会でも調査いたしましたけれども、留守番の女性しかいなくて本人に逢えることが出来ませんでした。

従って各支部長さん宛に、注意をするよう文書を回してあります。

2番目ですが、市町村商工会の行政書士法の違反行為ですが、これも全道監察担当者会議の席から今年は非常に多く、6支部から出てまいりました。さっそく本会といたしましては、北海道商工会連合会の方に連絡いたしまして、12月9日にお話し合いをもつことが出来ました。

さっそく文書を流していただきました。これもそれぞれ各支部の方に連絡をしております。

6番目の各支部における違反例の対応等についてはここに記載の通りでございます。約18件ございましたけれども、それぞれの支部で対応していただきました。なお、現在調査中のもも3件ございます。

7番目の監察活動の反省点ということで、ここに列挙してありますが、集約いたしますと監察活動というのは月間のみではなくて、日常の活動が必要であろうということが確認されました。

最後になりますけれども、昨年の総会に十勝支部の瀬尾代議員から質問がございました、民主商工会との問題でございますけれども、昨年日行連総会に質問事項ということで申し入れをしておりましたけれども、日行連の方では要望ということで受け取られました。

過日、日行連の方に連絡したところ、全国商工連合会と交渉がもつということを回答いただきましたので、ご報告を申し上げます。以上です。

6. 車庫証明対策特別委員会委員長 車庫証明特別委員会よりご報告申し上げます。お手元にありますように中央情勢についてはご存じの通

りでございます。

第2番目の車庫証明対策事業の推進については具体的に申し上げます。

まず車庫対としては、警察に対する問題、ディーラーに対する問題、どのようなことを方針として運動を展開しているかということをとらえて、まず警察に対しては陳情をいたしました。何とかして窓口規制をしていただきたいということを強力にお願いしました。

それからディーラーに対しては、車庫証明は合意確認しているから本年度は今まできている以上に出してもらいたいということ強く要請しました。

それからその間において、事業計画に基づいていると皆さん方に協力をお願いしたわけでございます。

その1はキャンペーンをすること。ディーラー回りをすること。そのようなことを具体的にお願いしたわけですが、結果としてはこの表にありますように非常にかんばしくない結果でございます。

しかしながら、このことについては私達としては倍増している、増増とまではいかないけれども増加しているという確信を得ているので、この際申し上げます。

第2の告発問題については、前向の総会で決められていることであり、責任を感じてどうしても告発をやるのではないかとということで、14支部のうち1支部が出されております。3件でございます。

その3件について、正・副会長さんにお出を願って車庫対としては慎重審議をいたしました。しかしながら、ここに説明してあるようにいろいろと条件が揃わないので立件出来るか、出来ないかということでもめました。本年度は出来なかったということをお願いしておきたいと思っております。

それは何故かということ、領収書や注文書だけではなかなか立件出来るような状態ではない。保完書類、補充書類をなんとか協力してもらいたいということで、本総会には間に合いませんでした。

これは、63年度に継続審議をして現在保留の

状態でございます。以上でございます。

第2号議案 昭和62年度一般会計収支決算報告について

第3号議案 昭和62年度特別会計収支決算報告について

経理部担当 五十嵐副会長 皆様のお手元にもございますように、昭和62年度一般会計収支決算報告をさせていただきます。

以上総会議案別冊1の報告書にもとづき要点のみ報告した。

監 査 報 告

監事団を代表して私宮下が監査の結果について報告いたします。

昨年の総会で豊田春男氏と野坂房市氏と宮下と監事に就任させていただきまして、去年1年の監査についてご報告申し上げます。

当初我々3人の監事の基本概念としては、北海道行政書士会の発展と会員の皆さんの地位の向上というものを基本概念として監査事務に当たろうと決めておりまして、それにのっとりまして監査事務をさせていただいたわけでございます。

監査事務は、10月に中間監査がございました。3月に予備監査をいたしまして、4月に決算監査をさせていただきました。

監査の時に不明な点は、その場で解明していただき、さらにこちらで修正すべき事項については指摘いたしまして、それぞれ修正されております。

次に監査報告書について、本年は監査報告書は別冊とか別紙を添付しないという方針で決まっておりましたが、製本の関係が昭和62年度収支決算書の12ページに監査報告書が添付させていただきますが、これは本来議案の32ページに添付されるように希望しておりましたのでそのむねご了承の程をお願いいたします。

この報告書を読みあげます。

昭和62年度監査報告書 北海道行政書士会会則第13条第4項の規定により62年度における本

会の財産及び会計並びに会務の執行状況について監査したところ、正確に執行処理されており、また収支決算書も関係諸帳簿等により突合したところ、適正であることを認めます。

昭和63年4月27日

監事 豊田春男
" 宮下 豊
" 野坂 房市

これで監査報告を終わりますが、監事団として一応希望の所見を申し上げますが、行政書士法の改正についてはご承知のように、連合会では努力をなさっているように先程の連合会長の祝辞にも述べられておりましたが、遅々としてあまり進んでいないようでございます。

車庫証明の問題については、共存共栄とこちらが打ち出しておりますが、相手の方はその意思はあまりないようにも見受けられる感もございます。

次に大型間接税の問題がござりますが、この記帳の関係で、年に2回報告をして消費税を計算するようになっております。

本来行政書士は間接税については、行政書士の業務であったように記憶しておりますが、55年の税理士法の改正によって大分分野が減ったというようなことも考えますと、このまま大型間接税に対する記帳や決算事務の業務は税理士の専門業務になる可能性が非常に強いのではないかというような問題も起こるかと思えます。

これが行政書士の仕事とすれば、かなり行政書士の仕事の分野は増えるということが考えられます。こういう事態にありますので、会員の皆さんの融和と今後の益々一致団結ということをご希望いたしまして監査報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上で第1号議案、第2号議案、第3号議案及び監査報告を終り昼食のため議長は一時会議を中止する旨を告げ休憩に入った時に午前11時54分であった。

※ 休憩時間中北海道議会議員（本会顧問）

吉田英治殿よりの祝電披露があった。

祝 電

お集まりの皆様にご苦勞様です。街の弁護士としての先生方の役割は一層重要になってきております。先生方のご健勝とご活躍をはかるにお祈りいたします。公務出張のため出席出来ず申し訳ございません。

中華人民共和国 国竜河省にて

北海道議会 議員 吉田 英治

◎ 午後0時53分、議長は休憩を解き、休憩前に引き続き会議を開会する旨を宣しあらかじめ提出されてある質疑、要望通告書に従い次のとおり執行部担当常任理事が夫々答弁に入った。

※ 質問通告要望に対する答弁要旨

第1号議案 総務部関係

質問第1 退会（廃業）者の取扱いについて

- 1 会員が退会した場合、会員証（揭示用、携帯用）等の返還について本会ではどのような方法をとっているのか。
- 2 会員が購入した物（看板等）についてはどうか。
- 3 現在会員が購入している物について、今後が費用を負担して（入会金に加算するなど）、会員に貸与することにして、退会した場合、返還を義務づけてはどうか。

質問通告書提出者 代議員 加藤 博
(函館)

総務部長 加藤先生のご質問にお答えします。退会者の取扱いについてということで3点ございますが、会員が退会した場合、会員証等の返還について本会ではどのような方法をとっているかということでございますが、本会が負担しております会員証、登録証、会員の証と三つございますが、これらにつきましては返納していただくようにしております。

ただし、現実の問題としまして亡くなられた遺族の方、あるいは退会した人の中で記念品と

して取っておきたいという方、あるいは無くなってしまったということで紛失届けで処理している部分も一部ございます。原則的には返納していただくようにしております。

二つ目の会員が購入した物（看板等）についてはどうかということですが、これは取扱業務を記載した掲示板であり、例えば〇〇事務所、〇〇行政書士事務所といった表示板だと思います。これにつきましては、規則上は掲示の義務はございますけれども、大きさ、材質等については規制がございません。

従いましてそれぞれの先生方が任意で作られているのが現状でございます。そういった任意で作られた物件を、一部は本会の方で物資斡旋ということで斡旋しておりますが、これらの個人で買った物件を返納させるということは、実質的には退会された方にその物件を本会に郵送料を支払って送り返せということにもなりかねないでしょうし、そういった物件については、全会員が全部等しく購入しているという現況ではございませんので、ご指摘のように会費等の上乗せしてやるということは今のところ考えてはおりません。

しかしながら、一部の先生方で退会された後もそれらを掲示しているという話も聞きますので、今後従来やっておりませんけれども、退会された方については看板等紛らわしいものについては、必ず撤去していただくように文書をもってご忠告申し上げるということに致しておりますのでご理解いただきたく思います。以上です。

議長 質問者加藤代議員よろしいですか。

続いて質問第2、総務部長。

質問第2 登録事務の適正化と雇用行政書士について

1. 登録調査委員会は、どのような資料をどのように収集してどう判断しているのか。
2. 雇用行政書士の定義は？
3. 登録調査委員会に対するチェックは万全か？

質問通告書提出者 代議員 斉藤 英雄
(十勝)

総務部長 2項目の斉藤先生のご質問でございます。登録調査委員会は資料をどのように収集して判断しているのかということでございますが、すでにご承知だと思いますが、入会登録を希望される方の資料は規則に基づきまして、申請書あるいは履歴書、戸籍抄本、行政書士となる資格を有する書面、あるいは誓約書、事務所の使用権を証明する書類、あるいは事務所の位置図、平面図、外観の写真、事務所内の写真、こういったものを全部整備して出すようになっております。

調査委員会としましては、これに基づいて進達の適否を判断してやっております。従いましてその過程において不備とかあるいは、異議があった場合は申請者に照会をして具備条件を完備した上で日行連の方に進達しております。ということで理解していただきたいと思っております。

3番目に登録調査委員会に対するチェックは万全かということでございますが、調査委員会は委員長高松先生以下、上田先生、宇野先生の3名でございますが、毎月1回開催して実施しております。

総務としましてもその過程についてはわかりませんが、進達文書の決裁の時点でどのように処理されているかということをチェックしております。

なおこれらに関連しまして問題となるのは、よからぬ人が加入することについて、抑制についてどうしたらよいかという問題があるかと思っております。

これらについても履歴書、誓約書あるいはその他の資料だけで十分判断出来ないものについては、各支部長さんにもお願いすることで、よからぬ人の加入抑制については努力したいと思っております。

先般も支部長会議の際にも、そういういかがわしき情報等がございましたならば会員の先生から支部に、あるいは支部から本会に、また本会でわかったことについては支部の方にお互いに連絡を密にし処理していきたいと考えております。以上でございます。

議長 質問者 斉藤代議員。

斉藤代議員（十勝支部）私のお尋ねした部分で

登録調査委員会のやっている内容等については、存じあげているつもりでございます。

ただ問題なのは、その過程において例えば支部の方においてはその人間は不適切であるという言い方は失礼かもしれませんが、我々の行政書士としての品位を欠く人間がいた時に、今のところ道会の方へ登録申請の書類が上がっているわけですが、その時に各支部に下げて「こういう人間から登録申請が出ているがどうなんだろう」という確認のことは今までやっているのでしょうか。

そして、今おっしゃられた書類が形式的に具備されていれば多分進達をなさるのだろうと思いますが、意見書をつけて「この人間は不適切です」という形の進達をなさっておられるかどうか。

これは2番目に書いてあります雇用行政書士の定義とのかねあいもありまして、再度お尋ねいたします。

総務部長 実は実務的には退職された石川事務局次長がやっておりましたが、今ご質問ありましたように今まで疑わしいものを支部の方に照会したかということ、それからそういうものについて不適切であるという進達をしたかどうかということですが、いずれもございません。

ただし、疑わしいものについては本人の方に申請書を受理した時点で「あなたはこういうことなので、これは登録を申請されても駄目です」ということで申請を取り下げた例は2件程あったように聞いております。

議長 斉藤代議員よろいですか。

斉藤代議員（十勝支部）関連というよりは、私の希望している部分が明確に伝わっていないきらいがありますので少しくどくなるかもしれませんが、確認をいたします。

要するに、例えば十勝に過去にあった例なのですが、自家用自動車協会におりました行政書士が退職いたしました。その後登録申請が出された時に、我々の支部の方からその人間は前の退職した人間と同じような形で業務を始めるはずだからその辺を注意していただきたいということで、これはまだ日行連で登録をやる前の話ですが、そういうことが過去にあったわけで

ございます。その場合に支部の方では駄目だと言っているけれども、形式要件具備でそのまま登録をされてしまったわけです。

形式要件具備であっても、我々のモラルを低下させるというモラルのない人間を登録することについての拒否をすることが上のきちんとした形で進達をしてほしい、そして登録調査委員会でのチェックが万全かということは、私の考え過ぎなのかもしれませんが、登録調査委員会が3人で合議して決めたけれども、実際にはそういう事実があったのを伏せた形で、資料が添付されない形で上の方へ上がっていく時に問題があるのではないかという意味を含めてチェックは万全かということをお尋ねしたのです。

議長 総務部長。

総務部長 今の斉藤先生のお話しですと、規則の改正前ということですがけれども、ご存じの通り規則改正になったり、背景は大きくは雇用行政書士を排除しようと水際作戦で入れないというのが大きなねらいでございます。

従いまして、先程も登録の際にどういう書類が必要なのかということを中心に申し上げましたが、変更登録の場合にでも必ず契約書、事務所契約を証する書面、あるいは外観の写真、見取図、平面図、共同でやる場合でもその契約書、こういったものを全部具備するようになっておりますので恐らくこれから出ていくのについては問題ありません。

札幌でもあったのです。自動車会社の中に一緒に設けるといものは事前に登録の時点でお返しして趣旨を説明して「事務所が別の所になれば駄目です」ということでお断りしております。

ですから今後も自販連に務めて、自販連の中でやっていたという意味では扇用行政書士の問題で別に取り上げますけれども、登録の時点ではそういうことは、私達は万が一でもそういうことはないだろうかと思います。

ただし、人間がやることでですから完璧性はないにしても、そういう場合にも先生が言われたように支部からそういう情報があれば、そのように登録調査委員会、あるいは総務、あるいは事務局の方で完璧は対応をしていきたいと考

えております。

議長 斉藤代議員

斉藤代議員（十勝支部）まだ意思の疎通がうまくいっていないようなので、私の方でこうしてほしいという部分の要望だけさせていただきます。

それは登録の申請が本会上がった段階で、絶対やってほしいのですが、各支部にこういう人間の登録申請がなされているけれども、この人間に問題はないかという形での問い合わせを必ずやっていただきたいというのが一つです。

そうしてそういうことについて、登録調査委員会と協議された部分についての協議事項を、添付して日行連の方へ登録の進捗をさせていただきたいという2点を要望いたします。

議長 質問の3、総務部長

第1号議案 総務網紀委員会関係

質問第3 北海道行政書士会会則第61条（網紀委員会の調査）について

最近、行政書士を巡る話題がマスコミ等で取り上げられているが、網紀委員会の活性化について、以下の提案と質問をしたい。

北海道行政書士会会則第61条について、役員が全道に点在していること等で、事件の調査及びその継続が物理的、経済的要因により、機能の満足がないのではないかと思慮される。

加えて、行政、司法機関の中核が、札幌を中心に在庁されている事を考慮すると、委員会指導の下、この方面の支部役員に協力を願って第一次チェック機関を設け、ここに下調べを依頼する方法を試みられては如何がであろうか。

質問通告書提出者 代議員 早坂 剋弘
(札幌)

総務部長 早坂先生の質問にお答えします。このご指摘の通りであります。こういう行政書士としてあまり好ましくない先生方が最近マスコミを騒がせております。

これにつきましては、初動の迅速性、確実性を期するためには従来は網紀委員会で行って

たものを、所管が初動の調査について総務でやるということで、私自身の方でやることにしております。

その結果を会長に報告し、会長が必要であれば網紀委員会に付託をするという格好でやっております。

まだ件数的には少ないのですが、これから無いという保証はございませんので、今後こういった問題が発生した場合には、やはり私の方では所属支部の先生方、あるいは近傍の先生方の応援を得まして迅速に確実にやって行きたいと考えております。

ただしこれに伴う組織を作ってはどうかということについて、現在のところは考えておりません。これで答弁にかえさせていただきます。

議長 早坂代議員よろしいですか。

それでは質問第4 五十嵐副会長

質問第4 滞納会費の回収について

- 1 会費滞納者に対する回収手続基準のようなものはあるか。
- 2 滞納会費の滞納期間は、どうなっているか。
- 3 みなし退会制度が無い事が要因というなら、会則に規定を置くことを考えてもいいのではないか。

質問通告書提出者 代議員 斉藤 英雄
(十勝)

五十嵐副会長 斉藤先生の滞納会費の回収についての趣旨のご質問でございます。

まず第1に会費滞納者に対する回収手続のようなものはあるのかというご質問でございますが、現在でございます。

これは会費滞納処分事務処理要領というものを、62年5月9日の第1回の理事会で決定しております。

昨年の決算にもございましたように、未収入済額1,046万、1,720円というふうに非常に大きな滞納額が発生しております。

この原因になるものは、いわゆる登録が日行連に登録切替になりましたと同時にその時点でみなし退会制度が出来なくなったわけです。

従いまして、その制度がなくなったための逐次滞納会費というものが増えてきているということで、昭和62年度におきましては、滞納処理をいかにしてやるかということが経理部会、並びに理事会に諮りまして、この手順といたしましてはまず去年は9ヶ月以上の滞納者を全部洗い出しましてみたところ、その中に既にみなし退会制度の時代にみなし退会者として退会処分を受けている者の額が残っております。

こういうことで去年は、順序といたしまして納期後1カ月以内に納入されない滞納者には、必ず会費納入の催告書を発行して、第1期の会費が納入されなくて、第2期の納入をする時にも依然として納入されない場合は、「あなたは第1期の未納会費がこれだけあります。2期分も納めて下さい。」という順序になっているわけです。

そしてさらに6カ月を滞納した者に対しましては、滞納催告書を発行し、支部長さんのご意見も承りまして今度は次にその方に対する内容証明の郵便物の発送をして、「あなたはこういう理由によって会費の滞納があるし、会員としての資格要件が備わっていないのだ」ということで、素直に「廃業して下さい」という廃業の勧告の手続きをします。

それでなおかつ住所が不明なものについては、所轄の役所に行って住民票を取り寄せたり、あるいは戸籍謄本を取り寄せたり、手続きをして、それからさらに進んで支払命令をかけるということになりますと、その経費負担を秤にかけてみて、裁判所に呼び出しをして諸手続費用をみてどうしても費用がかさむ場合は、それぞれの基準に当てはめていって滞納処置をするということになっているわけでございます。

お尋ねの第1については、そういうような要領で滞納処分要領によりまして手続きを進めております。

2番目の滞納会費の滞納期間はどうなっているか、3番目のみなし退会制度がないことが要因というなら会則に規定を置くことを考えてもいいのではないかとすることは、2と3が共通いたしますので、いわゆるみなし退会制度そのものが昭和58年の日行連におきます行政書士法

の改正によりましたその時点に、自治省の方からいわゆるみなし退会制度というものは罰則に当てはまるからということで、削除されたわけです。

ですからそれぞれ退会におきましても、みなし退会制度による退会処分ということが出来ないということが、各単位会におきましても大きな悩みになっておりますので、それに基づいていつまでも不納欠損処分に該当するような滞納額というものを沢山抱えていては、健全財政の維持がおぼつかなくなるということで、先程決算報告書の中でもご説明申し上げましたように、62年度におきましては所定の手続きに基づきまして、会員に死亡により退会される方を含めまして、会員で34名の方の160万5,050円をとりあえず処分したわけでございます。

なお、詳細につきましては63年度の予算書の中でも滞納の額がどういう状況になっているのか、会員と既に退会なされている方達の状況がどういう状況になっているかを予算案の中でも再度詳細に説明を申し上げたいと存じます。

以上でございます。これで了解いただきますようお願いいたします。

議長 斉藤代議員、よろしいですか。

第1号議案 業研部関係

議長 次、質問の第5、業研部長

質問第5 業務研修の在り方について

1 昭和62年度の支部の新入会員研修の受講者数と、受講対象新入会員数は？

(受講率は？)

2 業務研究会なる構想を打ち出してから2年を経過したが、支部において、実施されたことがあるか。

3 業務研究会を今後如何されるか伺いたい。

質問通告書提出者 代議員 斉藤 英雄

(十勝)

業務研修部長 十勝の斉藤先生にお答えします。1番につきましては、結論から言いますと62年度における対象人数が103名、受講数56名で56%となっております。

ちなみにこれは行政書士会の研修等開催要領以前における全道研修においては39%、その後における61年度においては35%となっております。

2番目につきましては、業務研究会についてはこれも開催要領の中の支部研修会の実施指針という中に位置づけられまして、2については一部の支部が実施されております。

3については、同じく開催要領について支部独自性の業務研修計画の中で業務研究会をより良く実施されたくお願いいたします。

以上質問にお答えいたしました。

議長 斉藤代議員よろしいですか。

斉藤代議員（十勝）私の聞きした業務研究会についての部分はさておきまして、1番目の新入会員の問題なのですが、強制という問題が考えられないだろうかということがまず新入会員研修の先程からモラル、品位の向上という意味におきます皆のモラルをそういう形の新入会員研修を道会の方で、しかも強制でそれを受けないと開業できないくらいの強い形の研修にしていただけないだろうかというのが、要望事項でも掲げてありますのでその辺をご検討願いたいと存じます。

ですから、1番についてはこれで結構ですので要望しておきます。

2番目と3番目の業務研究会については、一部の支部で開催されたということですが、私が認識している業務研究会というのが間違っているのかもしれませんが、ある業務について継続的にその業務の内容を研究し、我々の業務のレベルを上げていくための研究会だと私は認識していたわけです。

「行政ほっかいどう」に載っておりました業務研究会というのは、日高と胆振でやられたことかと思いますが、あのような形も一つの方かもしれませんが、もっと業務研究会という形で何かを研究して、そういうところで出来た資料等を皆の方へ回せるような形の業務研究会というものをもっと制度化するような形で、各地で沢山出来るように本会の方で後押しをしてほしいかと思っております。

議長 業務部長。

業務研修部長 これに関連しまして、4号議案でも出てくる問題ですので4号議案で述べたいと思います。

第1号議案 車庫対関係

議長 それでは質問の第6 車庫対委員長

質問第6 車庫証明業務に関しての告発について

昨年の総会で決議されました告発の件はその後どのような方向で進んでいるか。

質問通告書提出者 函館支部長

安保 幸雄

車庫証明対策特別委員会委員長 安保先生にお答えします。昨年の総会で決議されました告発の件は、その後どのような方向で進んでいるのかというご質問に対しましては、先程少し申し上げましたのですが、総会の決議で全道的に告発の資料を収集方いわゆる資料というのは注文書、領収書等の収集を各支部に1件から3件お願いした結果、3件の提出があったので慎重審議をしたところ、立件告発のためには更に補充書類が必要とされるので提出された支部にこのことを協力方お願いしている状況であります。

従って結論的には、62年度は告発が出来ないまま63年度に継続審議保留することになっております。以上でございます。

議長 安保支部長よろしいですか。

第1号議案 車庫対関係

議長 続いて質問の7です。車庫対委員長

質問第7 自動車登録業務の推進について

自動車登録業務は、車庫証明業務を含みながら、その誘致や拡大を図らなければならないが、交渉相手が自販連のみで、業務窓口である陸運事務所や行政書士法違反の疑いがある自家用自動車協会と、何ら交渉していないのは、何故か。

質問通告書提出者 代議員 熊谷 陽一

（宗谷）

車庫証明対策特別委員会委員長 自動車登録業務の推進について、熊谷先生にお答え申し上げます。

ます。

このことは昭和62年度の事業を実施する中で、道警本部、自販連支部、陸運支局、中古販支部、整備振興会連合会、自家用協会、陸運協会と合わせて、車庫証明登録に関する陳情要請を行い、各支部については地区の実情によってこれらの接触実施方をお願いしております。以上です。

議長 熊谷代議員、再質問

熊谷代議員（宗谷）宗谷支部の熊谷です。

陳情ということなんですが、警察署にも陳情ということをやられていたのですが、その陳情の内容について質問したいと思います。

どこまで陳情が進んでいるのかということと、登録業務で言いますと私の感想ですが、今の段階では登録は一切やれないという状態になっていると思います。

特に私は稚内ですから、地方ですので管轄は旭川陸運事務所ですが、稚内においては自動車税、自動車取得税に関しても窓口はありません。その自動車税の窓口は自家用協会に出張所がありまして、そこでしか受け付けられないという状態です。

取得税に関しては、自販連が取得税の代行を行っているという状態で、そこでしか取得税も納められないという状態です。

そういうようにがんじ絡めになっている状態で稚内にどのようにして登録をやれということかということになりますと、かなり大変な問題なわけですね。

諸官庁といいますが、車庫証明から登録まで連続して業務をすることになりますと、全部引っ掛かってくるわけです。

例えば稚内市役所の窓口、税務課、警察署の窓口、支庁の道税関係の窓口、陸運事務所等があるわけですが、申請書さえ陸運事務所から貰えないという状態なのです。

自家用協会から貰ってこなければ登録出来ないという状態になっています。

そういうことを含めて、陳情は良いのですがその陳情がどこまで進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

議長 車庫対委員長

車庫証明対策特別委員会委員長 最初のどうい

う陳情の内容であるかということについて申し上げます。

何年来車庫証明の問題についてはお願いしてきたのであるけれども、自販連側は頑として受け付けていない。現実に受注されていない、合意確認に基づいてやらないということについて強力なる指導取り締まりをお願いしたいという内容でございますけれども、そろしいですか。

付言をしておきますが、道警察本部も警察署も、そんなことを言ったって駄目でないかと。それで今度はシーズンに亘って私達の方では窓口規制をお願いしたい。しかも自販連でやっている行為に対しては、裏口申請であるからこれを除いてもらいたい。

現実に警察署では取り扱わないでほしいというようなことも陳情の中に入っております。書面としては、第1回書面は強力なる指導取り締まりをしておく。

結果としては、「あなた方が強力取り締まりをするよりも告発すればいいではないか。」とどこの警察署でもそういうことでございます。よろしいですか。

議長 熊谷代議員

熊谷代議員（宗谷）陳情は良いのですが、いくら陳情しても駄目ではないかという気がしています。実際に前から行動する行政書士ということでは言われているように、窓口規制は行政書士がやると、そのくらい頑張らないと到底出来ないのではないかと思います。

宗谷支部では、稚内警察署が窓口規制をやっておりますが、それは行政書士が実際に違反だからやめてくれということで窓口で規制したのです。そういう行動を起こしてしつこくやった結果がそういうふうになったわけですから、陳情陳情ということではなくて、そういう結果をいつまで待っててもどうしようもないと思います。

僕は10年間自動車屋さんにおりましたから自動車屋の内情をよく知っていますが、行政書士が本当にやる気でやらないと絶対駄目だというふうに思っています。以上でございます。

議長 車庫対委員長

車庫証明対策特別委員会委員長 そのことを昨

年度実施計画の中に取り入れまして、委員会で決められたことを皆さん方をお願いしたわけです。

陳情そのものは何回やっても駄目だと受け止めておりません。陳情しながらいろんなことで、各支部の方々が外向いてお願いしていく。これはディーラーも同じです。そういうことで、強ちに陳情しながらディーラーも受けていくということをお願いしてあるわけです。

それから今一つ登録関係のことについて、車税の問題、あるいは取得税の問題。これはどうしようもございません。私の方でこれをどうしようこうしようというわけにはまいらないのではないのでしょうか。

これは向こうの機構がそうになっているのだから、それに合わせて登録業務を実施する以外にありません。登録業務が違反であれば、登録業務を告発する以外にないということでございますので、よろしいでしょうか。

議案 1、2号 総務部関係

議長 それでは質問 8、総務部長

質問第 8 総会答弁の処理状況について

- 1 昨年の総会で前執行部が、「前向きに検討します」、「計画中であります」等の答弁につきその処理状況は？
 - 2 処理状況は、会員から要求有るときは提示出来るような形で処理されているか。
- 質問通告書提出者 代議員 斉藤 英雄
(十勝)

総務部長 斉藤先生の総会答弁等の処理状況についてということで、質問の内容が昨年の総会で前執行部が前向きに検討します。計画中であります等の答弁にて、その後の処理状況はどうかということですが、これは今年も同じでありますけれども、この総会が終わりましたら総会資料を全部整理いたしまして、この部分については総務所管、この部分については経理所管、この部分については業務所管というふうに、各所掌別に問題点を部会におろします。

部会におろしましたものを部会で検討しまして、その検討結果をもとに理事会、あるいは常

任理事会、必要により支部長会等に報告をして事後の計画推進に資しております。

2つ目の処理状況は、会員から要求ある時は提示出来るような形で処理されております。これはお説の通りであります。議事録等全部整理してございます。会員の先生がどうしてもそれをご覧になりたいという時については、施行規則第14条2項に従いまして閲覧申請をしていただければ、その整理状況はいつでもご覧になれるというわけだと思います。以上でございます。

議長 斉藤代議員

斉藤代議員 (十勝) 処理状況について私がお尋ねしました分はこの中には盛り込まれていないわけなのですが、実際問題として処理される時に、出来る出来ないという感覚的な形の処理をやっていないかということをお尋ねしたいわけなのです。

つまり、これは社会情勢からはこうだ、法律の条文に照らしたらこういうのが実行出来る、出来ないといった形の細かな資料を作成して、そしてこれは出来る、こういう条文に照らしてもっと先になるかもしれないけれど、検討していかなければならない状況だという形の処理をやっているかということなのです。

それは議事録の中で見れば、少なくとも討議をしたという形はあるかもしれませんが、ですけれども、裏にある我々が要望している検討します。あるいは計画しますという部分について、逐一私のくだらない質問に対してまでやる必要はないかもしれないけれど、それについてはくだらない考えたならば、くだらないと考えたような形の処理を明確にしてほしいと思います。

ですから私の考えているのは、できれば各部会におろしているんだと言われた部分のものを一つの形にして、どういうところまで進んでいるのか。

議事録を一つ一つ見ていかないようでは、困るのではないかということの一つの問題なのです。うやむやにして終わってしまっている部分があっては困るということの意味においてこの処理状況をきちんとしておいて下さいというお願いしたいわけなのです。よろしく願いいたします。

議長 総務部長

総務部長 わかりました。当然私共も法律上の問題、あるいはそれが財政的にどのように影響を及ぼすかというようなことを総合的に考えてやっております。

例えば、昨年まで支部に上げてくれという問題についても総務・経理の方で合同部会で財政的に詰めてございますし、その他の総会について「たまに函館でやってはどうか。旭川でやってはどうか」という問題も提起ございましたが、これが財政的にどれだけかかるか。代議員が一人ここから行った場合に、日当、旅費、宿泊料等総合的に150万円かかる、200万円上積みになる。これでは果たして会員のために役員としてやることであるか、財政上問題があるということまで詰めてやっております。

またこれからもやるように努力いたしますのでそのようにご理解いただきたいと思っております。

議長 斉藤代議員よろしいですか。

第1号議案 総務部関係要望

議長 続いて要望事項に入りますが、要望第一、総務部長

要望第1 行政書士制度の独占資格の移行
臨草審「公的規制のあり方に関する小委員会」において、資格制度の見直しが議題となり、その中で行政書士の制度が業務独占資格から名称独占資格へ移行することを目指す方向性で議論されたと承っておりますが、これらの動向に対し毅然たる態度で望まれることを要望します。特にその際「行政書士の仕事なくなる」「死活問題である」という反対論ではなく「行政書士制度の社会的役割、社会的重要性」を基本的理念、運動の姿勢として活動していただきたいと存じます。

要望通告書提出者 代議員 滝沢 俊行
(札幌)

総務部長 滝沢先生のご提案について、まったくその通りであります。

私共何かといいますと、従来は反対のための反対とすることではなくて、この主旨を踏まえ

て、今度わたしも日行連へ行って参りますので、これを十分日行連の方に要望してこれから対応していきたいと考えております。

議長 滝沢代議員よろしいですか。はい、続いて要望第2について。車庫対委員長。

第1号議案 車庫対関係要望

要望第2 車庫証明申請手続きのOA化
警察庁は、車庫証明申請手続きのOA（オフィス・オートメーション）化に乗り出すという話がありますが、それらの情報については即報をお願いします。

要望通告書提出者 代議員 上田 保雄
(札幌)

車庫証明対策特別委員会委員長 車庫証明手続きのOA化について申し上げます。このことはまだ新聞情報の範囲内のことでありまして、日行連よりの評報を受けてはおりません。新聞の見た限りの内容としては、車庫証明の簡素化と違反防止のために警察署が予算化して調査の段階のようですので、ご承知ください。

第1号議案 総務網紀委員会関係

議長 続いて要望第3、網紀委員長

要望第3 網紀委員会の廃止について

今般、旭川での雇用保険助成金詐欺事件で逮捕された柏原純一会員は網紀委員会で諮問されることになったと聞いたが、一方では有力な本会会員（函館支部所属、元本会副会長を務めた事もある某会員）は、過去数回にわたる刑事事件でも、また、つい最近の事件の時にも網紀委員会にかけられた事はなかったと問いている。これは誠に不思議で不愉快、不公平な措置である。このような委員会は、行政書士の品位の保持と名誉を守る為にも、いっそのこと廃止し全道民の信頼に応えるべきである。以上要望する。

要望通告書提出者 代議員 熊谷 陽一
(宗谷)

網紀委員長 網紀委員会の廃止についてという

ことで、宗谷支部の熊谷先生にお答えいたします。廃止するしないにつきましては、会長の方からお話をさせていただくことにしまして、新聞紙上をにぎわした旭川で発生した札幌市南区の柏原純一会員の件につきましては、会長より網紀委員会に調査方の付託がございましたので、網紀委員会を開催して、関係被害者官庁等について実態を調査し、本人については拘留中でございます。面会その他は出来ませんので、本人からは直接調査はしておりません。

その結果を会長に報告して相当処分方をお願いしてあります。次にもうひとつは、これも新聞紙上をにぎわした函館支部の黒島会員のことだと思いますが、この件につきましては、61年頃からずっと引き継いだ時点で逮捕され判決を受けて控訴している状態であります。その後、その他のことで問題になった時に、会長からの付託がありまして、網紀委員会を開催して、調査員を選定し、市役所関係その他関係につきまして調査をし、本人に対して、その当時副会長でございましたので、副会長を辞任されたらどうかというような意見をつかまして会長に報告をしており、会長の方では本人に勧告し本人は副会長を辞めました。

その後、その事件の捜査が進展し、市役所の方からの告発も具体化したということで、昨年の12月本人は警察に逮捕されました。逮捕された当時わたしは私用で函館におりましたので、その状態を知りすぐ函館警察署に行きましたら、もう拘留所に身柄を送られてまして、本人に会うことも出来ず、勿論会わせてくれませんが、警察の方でもいま検事の取り調べ中であるからということで、詳しい事情は聞きませんでした。飛行場の騒音防止法に対する不正を自供したということで、逮捕されています。その後公判が開かれて、懲役10ヶ月執行猶予5年ということでございましたけれど、現在本人から控訴中でございます。本人はわたしは正しいんだということで否認しているようでございます。

このような経過を辿っておりまして、この件につきましては、いまのところ刑事処分を待ちまして、網紀委員会としては会長に報告をし会長が知事に報告をするということになるかと

思います。いずれにしましても、柏原さんにしましても、黒島さんにしましても、その新聞に出たとか、そういう時点でそれぞれ会長の方から知事の方に報告をしています。この処分については知事の考え一つでありますのでどうなるかわかりません。以上でございます。

議長 会長。熊谷先生の後段の方ですね。

会長 このような委員会は廃止すべきであるというご要望でございますが、これは前段、不公平な不愉快な機能性のない委員会であれば、当然廃止すべきだというご意見のように承るわけですが、現在の会則57条で網紀委員会の設置を義務づけられております。従いまして、皆さんが網紀委員会がいらないというのであれば、廃止することも可能なわけでございますが、この意見の中身から言いますと、不信感をお持ちのようで、そういう不満をぶつけたように受け取っておりますが、公平にやっていることをご理解いただいて後段の方も納得いただけるのではないかと思います。

続いて十勝支部熊谷代議員から提出された企画部に対する要望意見について、坂下企画部長が答弁した。

要望第4 年計報告書の是非について

毎年、何らかの形で問題視されているが、秘密保持の問題と活用性やその効果が定かでない現況では、条件が整うまで提出義務を撤廃する事を望むものである。

(但し、自己啓発の為、従来通りの作成管理する事は望ましい。)

要望通告書提出者 代議員 熊谷 陽一
(宗谷)

企画部長 企画部長の坂下でございます。実は年計報告のとりまとめについては、庶務の所管でございますけれども、この年計報告の分析とか活用については企画部の所管であると考えて熊谷代議員の年計報告の是非についてご要望事項についてお答えしたいと思います。

ご要望の主旨は、秘密保持に対する考え方はどうなっているのかということと、年計報告の活用が定かでない、年計報告の活用をしてい

ないということであるならば、廃止したら良いのではないかというご意見のようにご理解しております。実は企画部と致しましては昨年度の総会を終わりましたから、年計報告の分析を試みたいということで、事務局といろいろと話し合いをしながら年計報告のとりまとめについて進めて参りましたが、わたしの手元に年計報告のトータルが届いたのは4月の始め頃であります。

それを総会の間近でございますので、大急ぎで合計数字だけをとりまとめましたので、合計数字だけ申し上げます。その前に年計報告の分析というのは企画部において以前に昭和57年度までの分が会報に出ております。いまわたしの手元にコピーしておりますのは、昭和56年度つまり61年度に比較すると5年前の資料がコピーして参っております、古い会員の方はご存じかと思いますが、経理、運輸交通、建設土木、労務というふうに全体の会員の収入の割合がどうなっているか、専門の行政書士の取り扱いの金額と兼業者の取り扱い金額はどうなっているか、いろいろな資料が2ページに渡り出ておまして、これは大変参考になると、このような分析をずっと続けていきたいと思い、昨年総会の直後資料を求めたところが、つい4月の始め頃企画部長の手元に届いたということになっております。それによりますと、昭和56年度の全道会員の取り扱い総金額は19億2千万円です。こまかい金額は省略いたしました。

ところが昭和61年度になりますと24億8千万円、これは61年度のトータルでございます。いまは63年になっておりますから、62年度の実績は25億か26億くらいになるのではないかと考えられます。この増額した金額は5年間で5億6千万ですから、毎年毎年行政書士の皆様方が働いていらっしゃる金額は1億1千万くらいプラスになっております。非常に喜ばしい数字が出ております。

その中で特徴的なことが見受けられますのは、この増額した金額は専門の行政書士が働いているのか、兼業の行政書士が働いているのかといいますと、兼業の先生方の収入が56年のときは9億5千万円だったのですが、61年度は9億円

と逆に5千万円マイナスになっておまして、行政書士専門の方が6億1千万円として、圧倒的に行政書士の専門の方が稼ぎの基本になっていることが伺われるわけでございます。また、毎年毎年総会のときに問題になっております車庫証明関係、運輸交通関係の収入は一体どうなっているのかと申し上げますと、56年のは6億4千万円、その後5年たった61年は9億6千万円と運輸交通関係の総額が上がっております。プラス3億2千万円と、全体が増額したのが、5億6千万円ですから、そのおおよそ57%、約60%近い行政書士の収入の増額の中で運輸交通で占める割合が57%にもなっております。車庫証明関係運輸交通に関わる先生方が大変頑張っているという数字が出ております。これにつきましては、総会が終わった後に企画部なりの分析表を会報に載せていきたい、また62年度の年計報告もその後、なるべく早くトータルをして63年度中の会報に載せていきたいと考えております。

そこで問題になるのは日本現在、62年度の年計報告の提出率は53%前後でございます。すでに3月末日までに提出しなさいということになっているのに、2ヶ月経過した現在でも53%しかになっておりません。61年度の年計報告の提出率はこの事業報告の最後の参考資料に出ておりますが、91.6%になっております。これから40%程度の年計報告のとりまとめをするのに大変な苦労が必要になってくるわけです。昨年度もわたしは札幌へ出てくるたびに事務局の担当の石川さんにまだかまだかと申し上げたような事情でありまして、こういう年計報告の提出状況では、活用しなさいと言われても誠に活用が出来ないというのが実情でございます。本日出席の代議員の先生方は各支部において指導的立場で会員を指導しておられるわけですから、是非とも年計報告は期限に正確に報告するようにご指導いただきたいと特に執行部からご要望を申し上げます。

年計報告に対する法律関係について申し上げますと、行政書士法の第7条においては、日本行政書士連合会は行政書士が引き続き2年以上業務を行わないときは、その登録を抹消する

ことが出来る。85条で会員は毎年1月から12月の間に処理した事件は翌年3月末までに規定で定める様式により、年計報告を提出しなければならない。その定めについて強調していただきたいと考えております。

秘密保持の点についてはどうなっているかということについて申し上げますと、一時年計報告の個人のデータが外部に漏れているのではないかというご意見もございましたけれども、現在会長副会長、常任執行部においても個人の年計報告については閲覧しておりません。私共の知りたいのは、合計のトータルの数字でございますので、トータルの数字になってしまえば、個人の秘密に属さないということですので、いろいろな角度から分析して、会報などで参考資料として、提供申し上げたい。是非年計報告の正しい提出をしていただくようお願いしたいと思います。

以上答弁を終り、最後に年計報告は会則に規定がありむしろ期限内に提出されるように要請し、有効に報告の活用を図りたい旨申し添えた。

議長は、熊谷代議員の了解を促した後、以上で質疑応答を終り、第1号議案から第3号議案までの採決に入る旨を議場に諮った結果賛成異議なしの声があり、何れも原案各部報告のとおり承認可決された。

続いて議長は、第2号議案昭和63年度事業計画案。昭和63年度一般会計収支予算案及び同特別会計収支予算案を一括上程し執行部各部担当常任理事が夫々提案理由の説明に入った。

議長 それでは執行部から各順に説明を求めます。

会長 第4号議案の各部の具体的な方針を説明する前に、私の方から63年度基本方針について午前中冒頭のご挨拶でお話したように、この三つの柱を立てて、方針としたものでございます。行政書士の地位の向上、会員の和と団結、健全財政の保持、これは前年を踏襲するものでございます。前年も同じく基本方針として三本の柱を考えてございます。

中身として行政書士の地位の向上ということをは特に強調するのは、私どもの会の性格、目的から言って当然のことでございます。先程来お話もありましたように、新聞紙上を賑わすよう

な問題も出てくるというのは、これは、ある意味では行政書士の社会的地位が向上してきたという一面の証左でもあると思うのでございます。あまり、認められていない、新聞には小さくしか出ないと、大きく出るようになったというのは、社会的な地位というものが認められてきたということにもなるかと思いますが、これが大きく出されることにより、また、マイナス面も大きく響くわけでございまして、品位の保持ということ、地位の向上を大いに図っていかねばならない。

そのためには私ども専門家としての専門分野における研鑽を努めていくと同時に、さらに社会的ないろいろな活動等を通して、行政書士を認識していただく、そして経済的職域、社会的にもその効果を発揮していくということに努めなければならないと思います。それには次の会の和と団結というものが、これは大きな絆になってくるものと思います。そして、お互いに仲間意識を持って、一般的に同業者間が反発するということになりがちでございますが、我々、行政書士会は本当に皆さんの、お手伝いをするという基本姿勢に立って、皆さんに仕事の面も手ほどきしてあげる、或いは、専門的な面においてさらに研究もともにやっという考え方でお互いに和と団結を持って、進まなければ、これからの社会的ないろいろな立場において、行政書士制度そのものが脅かされてくるというようなことになり兼ねないわけがあります。これも皆様方と団結をともにして戦っていかねばならないと思います。

何といたしましても、健全財政でなければならぬわけでございまして、これにつきましても、前年も本当に経費節減、或いは効率的な執行を運用して参りまして、余剰金を出して参ったような次第でありまして、今後もそうした意味で健全財政を保持していくために、経理に努力していきたいと、こういう考え方を立てたわけでございます。

これに基づきまして各部で、それぞれ事業計画を検討した結果、さらに支部長さんの意見等を聞いたり、理事会にかけて本日このような提案をするにいたったわけでございます。よろし

くご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて総務部長

総務部長 63年度の総務の計画について、ご説明申し上げます。前段でお話をしましたので、項目だけについて、さらに項目の中に考え方について若干触れさせていただきたいと思えます。昨年度と変わりましたことは、一項目の会員の品位の保持、四番にあります、他士業との情報交換及び連携の保持であります。特に一項目の会員の保持につきましては、さきほど先生方から会員の品位の問題、会長からもお話がございまして、これらにつきましては、登録時、あるいは会報等あらゆる機会を通じて、品位の保持のPRに努めたいと思えます。

なお、雇用行政書士の疑いのあるものについては、その実態の把握をするとともに配慮に努めたいということで、大体の文書はできておりますけれども、この雇用行政書士の問題はさきほどからご議論がありますように、言うは易く、この辺は大変なのであります。しかしながら、これをいつまでも放置するわけにもいきませんので、従来は、綱紀委員会がこの所掌に当たっておりましたが、綱紀委員会からは雇用行政書士の問題はないのではないか、事後の問題は総務でやってほしいということで、それであれば、総務の方で頂戴して少しでも努力をしてみようということで、63年度に計上したわけでございます。本来ならば、各支部の方のご援助をいただいで、十分にやってみたいと思うのですが、初年でありますので、実は私の腹構えの中には、札幌を中心にして、63年度何人か、7～8人、あるいは10人以内にそういう疑いのある人に来ていただいて、これは総務と、私の出身の母体であります札幌支部の役員の方先生にご援助していただいて、その実態を把握してみたい。その上で、理事会、支部長会等に報告して、事後の進展をいかにするかまたご相談を申し上げて、少しでも雇用行政書士の排除に努力してみたいと思えます。

大きいことを言いますが、どの程度できるかわかりませんがやってみたいと思えます。ただ、かって札幌では、行政書士法第19条違反で勝っております。判決をいただいた実績があ

りますので、その実績をもとにあたってみたいと思っております。

四番目の他士業との情報交換及び連携の保持、これにつきましては、昨年税理士会さんの方から話がありまして、士族が過去ばらばらでは、うまくないと、少なくとも同じ士族がおなじテーブルについていろいろな問題点、あるいは情報交換しようということで、昨年一回実施しております。その結果良いことだと、話し合うことはひじょうに良いので、これを毎年継続しようという話合いになっておりますので、その日もそれをやって、さらに弁護士の方先生方にも入っていただけるように、我々のをまず固めようということになっておりますので、63年度に計画したわけでございます。

登録事務の適正化につきましては、先程、斎藤先生からご指摘のとおり、これについては変更登録等を主体にこれらの水際作戦でしっかりやっていきたいと考えております。最後に会の活動に対する傷害保険制度の継続であります。これも昨年同様、怪我のないように安全に会務執行ができるように保険面で補償していきたいと考えております。以上で終わりたいと思えます。

五十嵐副会長 経理部から63年度の基本方針を申し述べさせていただきます。

ただいま会長から、本年度の方針、全くそのとおりでございまして、ここに掲げてございまして、健全財政の確保、後程予算案のときにも詳細に申し上げますが、何と言いましても収入の確保、皆さんの会費を100%にいくように一層の協力をお願い申し上げたい。それから適正な経費の執行に努めて、健全財政、最終的には適正な経費の執行を、頭を使った経費の支出を計っていきたく思います。それから会費滞納者の回収に努め、長期滞納者に対しては強制執行をとると、昨年は全部で、昨年の処分者は34名でございますが、残りまだ88名の方がおられるわけです。これについては相当な決断が必要になってくると思っておりますので、長期滞納者については、飽までも強制執行の処置をとっていき、早くすっきりした形でこの滞納をなくしていきたいと考えております。

2番目に交付金の増額でございますが、これも数年来、毎回の総会で交付金の見直し、支部からは特定の事務所を設け、職員も採用出来ないじゃないかと、いろいろな要望がございまして、経理部会、並びに経理総務合同部会におきましても、再々検討して参ったわけでございます。しかし、理在の支部交付金の支給要領が完璧とは言えないけれども、なかなか良く出来ており、ひとつをいじれば、こっちも見直ししなければならないということで、完全な皆様からのご要望にお答えするためには、それぞれの地域性の格差もありますために、なかなか大変ではないかと、とりあえず今年度は交付金の一番最後に、人当割、一人当たり、2,250円というのが、頭割で計算しております。

それを63年度につきましては、一人当たり500円アップしていただき、2,750円の均等割のアップを計ったということで、各支部の皆さん方におかれましても、財政については大変な時期とは思いますが、何とか本会の健全財政の維持のためにご協力いただき、一人当たりの500円アップの交付金、その他これから各部におきましても、いろいろご説明があると思いますが、その中で一般交付金外でそれぞれの支部に適用した内容の予算の配分も考えておりますので、経理部としての一般交付金については2,250円を2,750円に変更させていただき一人当たり500円アップしたことで了解願いたいと思います。以上です。

企画部長 企画部から申し上げます。事業計画として印刷されている部分は朗読を省略いたしまして、企画部としての事業の実施について、基本的にはどんなコンセプトを持って望んでいくつかについてお話を申し上げたいと思います。会報につきましては、会の執行部と会員間の情報の交流であると。もう一つは会の会務と各事業の執行の有力な手段になっているという理解をしております、個人的、文芸的なものは会報の中から外していくという考え方であります。つまり、内部の人が見ても外部の人が見ても好ましい内容に折り込んでいきたいという考え方で、今年度は事例研究欄などを新設したいと考え内容の充実をしたいという方針を持っています。

す。

専門的取扱業務について報告を受けておりますので、そういう専門的な方々に企画部の方から“あなたこういう点について書いてもらえませんか”というような要望が参りますので、是非とも事例研究欄などについては会員の皆様方から多数の応募をいただけるように毎号を2～3出来れば載せていきたいと考えております。

次の対外広報でございますが、行政書士はそれほど社会的地位が高いとは考えておりません。したがって、より市民に対する信頼と信用を高めるためには、対外広報を強化しなければ

ならないということで、昨年度は企画部の部会を開くたびにこういう問題を審議して参りまして考えた対外広報についてどのようにしようかということでいろいろ検討いたしました。テレビスポットをもう少し回数を増やそうかと、新聞広告の回数ももう少し増やしてはどうかとか、あるいは主要国道にロードサインを設けてはどうか、あるいは税理士会のように電柱広告を全道的に作ってはどうかというように、いろいろなことを検討しましたが、いろいろな問題もありまして、新年度はここに書いてありますように、各支部に10万円づつの対外広告料を助成しようとして、札幌支部については15万円ということで、各地域にあった独自性のある対外広報を展開していただきたいと、それについては基本的な要領を作成したり、支部長会などで検討した上で実施していただきます。

また次の商業ステージの募集でございますけれども、市民に対する新しい行政書士のニーズを掘り起こすような呼び掛けの有効な葉を集めてみたいと、それを対外広報に活用していきたいという考え方で、予算を計上してございます。計上してございます。

次に行政手続き無料相談でございますけれども、事業報告の中で申し上げましたように、行政手続き無料相談というよりも行政書士の法律実務相談といったような内容になっているのでございますので、このタイトルの是非について、もしこのままとするならばサブタイトルに適当な文書はないかという点について検討を進めながら支部長会において、この実施について

は検討してみたいと考えております。また、将来対外広報は市民との対話であるという考え方に立てば、この無料相談事業は、現在の何倍も努力をしなければならないことだと思います。

弁護士会あたりは対外広報委員会を設置している弁護士会もあります。わたしの提案といたしましては、理事会にも申し上げたのですが、対外広報部を独立して企画部の持っている対外広報事業と開発部の持っている対外広報事業を一括して、年間5～6百万の予算で対外広報に力を入れてはどうかと理事会でお話をしましたが、理事全員寂として声がなかったということがございますけれども、どうぞ会員の皆様方からそういう対外広報に対する新しい考え方を出していただくような雰囲気を作らなければ、行政書士の業務のニーズの開拓を図っていけないのではないかと考えております。

そのような考え方で企画は新年度の事業を執行して参りたいと思いますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

議長 業研部長

業務研修部長 63年の業務研修の事業計画について述べていきます。基本方針にありますように、行政書士の地位の向上を柱とする業研部と致しましては、昨年度に踏をして支部の業務研修会または、研究会の推進を行なっていきたいと思っております。その中において各支部長さんの協力を得ながら、新入会員の研修、会員の品位に関する項目は必修科目となっておりますので、そのような実施計画を立てていただくべく本会の方から要請するところでございます。

支部研修の助成基準の中にちょっと書き代えていただきたいのですが、部外講師または助言者、その下に部内講師、または助言者と入れていただきたいと思います。

次の2の全道業務研修担当者会議の開催については、これは業務の研修の指針を図るところの政策的な会議を旨といたしますので、今年度においても開催いたしたいと思います。次に業務資料の作成については、ここに掲げられているとおりであります、かっこ2に於ける、日行連における中央研修の情報をこういう形で会員の皆様方に支部をとおして、実施していきたい

思っております。今回この業研といたしましては、4の専門者名簿の作成、及び専門者の交流については昨年の62年9月26日において、皆様の本会の方から各皆様に業務の報告について実施されましたけれども、これについては今年度において名簿の完成をするべく考えております。

併わせて専門者の交流については精通者の地位向上を目指しまして、専門者の交流の場ということで、今後一年間において実施していきたいと思っております。なお、専門部会においては昨年の委嘱状が出ている関係上、この体制の中で、専門部会の活動を実施していきたいと思っております。以上でございます。

議長 監察部長

監察部長 それでは監察部からご提案を申し上げたいと思っております。まず、一番目の監察強調月間の設定でございますけれども、これは昨年同様8月から9月の2ヶ月間について実施をしていきたいと思っております。変わっているところは本年度は警察署も回っていただきたいということで、ここに警察署を加えてございます。後程、全道監察担当者会議のことについても出てきますけれども、その中でいろいろ話が出ておりますので、各支部でそれぞれ工夫されまして、活動を展開していただきたいと存じます。

次に行政書士110番の開設については昨年までは企画部にございましたけれども、本年度から監察部担当で、110番を開設いたします。

次に3番目の全道監察担当者会議の開催も昨年は11月でしたけれども、今年から10月中に開催をしたいと思っております。4番目の官公署他土業などの諸団体対策につきましては、総務と連携を保ちながら必要に応じて随時展開をしていくということでございます。なお、札幌支部さんのように三土業間の協議会を持っている例もございまして、それぞれの支部におかれましても、それぞれの土業との話し合いの場を持っていたいただければと思います。

5番目並びに6番目については支部と本会と連絡を密にしながら事案の処理をしていきたいと、このようなことでご提案を申し上げます。以上です。

議長 車庫対委員長

車庫証明対策特別委員会委員長 まず車庫対委員は、このたび変わったわけでございます。前年度の総会におきまして変わったわけでございます。しかしながら、前年度の委員会を引き継いで、62年度はいろいろな面で踏襲してきたわけでございますけれども、今度は新しい車庫対として実際に実施をしているわけでございますので、実施要項を少々変えました。これは何故変えたかと言いますと、いままではディーラーを対象にした実施要項でございましたが、本年は新しいですから、全部自動車業界ということで対応していきます。

しかしながら、官公庁、あるいは陳情要請、自販連の要請、あるいは運動は前の通り実施していきたいと思っております。それらは今度の委員会で煮つめて実施するつもりでございます。それから、告発の件については継続してやる考えでございます。特にわたしの申し上げたいことは共存共栄が告発とどうなるのか、お願いします、お願いしますと言って告発していたのではどうにもならないのではないかと。わたしは決して共存共栄とは相反するものではないということで確信しております。

現実には現在は少々ながら、車庫証明もディーラーからも自動車協会からもやっている人達はたくさんきています。勘定でございます。やっていない人はこれは来ていませんかもしれませんが、そういうことでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 続いて第5号議案。五十嵐副会長

五十嵐副会長 それでは昭和63年度の収支予算案について皆さんに説明申し上げます。第一ページにつきましては、1から7までの、それぞれの収入、根源でございます。それで、1億1千3百18万8千円。このような収入予算を組まして、一応一表総括表にとりまとめわけでございます。それから、2ページの支出でございます。1から7までの1. 総務管理費以降7までの予備費、これを含めまして1億1千3百18万8千円の予算の計上をしたわけでございます。

以下、3ページにわたります、若干補足説明を申し上げますが、ちょっと詳細にご説明さ

せていただきます。まず、本年度の会費総収入総予算でございますが、9,209万7千円。これを計上したわけでございます。

(1) 現年度分これは8,665万7千円、説明書にもございますように、我々の年会費が一人当たり60,000円でございますから、1,553名、4月現在、これに掛ける60,000円ということになると、9,318万円になるわけでございます。従来から見ましても100%の達成は非常に至難でございますので、従来のある確実性の数字を把握いたしまして、この93%をとりまして、8,665万7千円を計上したわけでございます。

その次ぎの(2)でございますが、これにつきましては、先程決算案で決算の承認を賜りました現在の滞納金が、現会員で234名、退会者234名で957万7千円、それから退会者が20名、88万4千円。合計254名でこの1,046万1,720円という数字が構成されているわけでございます。ただし、1,046万1千円の内訳は昭和62年度ということ、第4.四半期の我々の所に請求書が回って参ります。第4.四半期分昭和62年度の当然1月末までに62年の3月に該当する第4.四半期分の会費のまだ未納額が、642万9千円あるわけでございます。

それから、滞納会費、昭和61年以前の滞納分が403万2千円あるわけでございます。その内訳が退会者の20名の方が88万円で残りの方が現会員で314万7千円ということで、合計滞納分が403万2,420円ということになるわけでございますので、先程申し上げましたように、健全財政の補充のために、この61年度以前のこの20名の88万4千円の、すでに退会の方については居所が不明だとか、非常に病弱だとか、支払い能力がないとか、こういうことがほぼ把握出来ているわけでございますので、滞納処理要綱に基づいて所定の処分が出来るのではないかと存じますが、問題は現会員の新しい昭和61年以前の会費の314万7千円をいかにして皆さま方のご協力をいただき、そして当該年度分をいかにして収入を図っていくかと、これが非常に大きな健全財政に貢献するかと存じます。この点をよくお含みいただきまして、1,046万1,720円に対して、52%の収入544万円を収入案として

計上したわけでございます。

2番目についての入会金、これは当然これだけの新入会員70名相当分の方の入会があるだろうと、それから、3番目の負担金並びに交付金は、この中に(1)特別会計負担金は後程の特別会計の方から管理費相当分をこの一般会計の方に繰入れするわけでございますので、ここで18万3千円を計上してございます。以下道の補助金に日行連からの交付金、それから償還金でございますが、本年度の償還金の予定額は、236万5千円を予定計上しております。

次に繰入金、これは実は先程、石川職員が退職しましたので、当然退職手当を支給しなければだめでございますので、退職積立金の方から113万4千円をとりくずして、繰入金として計上したわけでございます。それから、繰越金は先程の収支決算でご承認を賜りました62年度の繰越金、946万7千円でございます。雑収入30万と、以上収入総合計1億1,318万8千円を計上したわけでございます。

それから支出でございますが、第一に総務管理費でございます。今年度の支出総予算、8,779万円でございます。これは以下1から9までの交際費、ここまでの合計でございます。特に注釈を申し上げますのは、(2)を支部交付金、先程申し上げましたように、本当に満足な数字とは申し上げられませんが、各支部に一人当たり500円、これを増額して、2,237万2千円を計上したわけでございます。

それから負担金が若干増えてございますが、これは先程総務部長からのお話もございましたように、各士業協会とか、今年度は日行連の地方協議会もございまして、ここで40万を計上してございます。

それから、経理部の方といたしましても、滞納整理対策としまして、35万の予算を計上してございます。その次の事業通信費でございます。これは皆さん、とくと後程、ご検討をいただき、質問要望事項の中にもございますが、この説明書の中にもありますように、このように事業通信費として新たな項目に相なりますけれども、これを計上したわけでございます。

それから、員費、これは質問事項の中にもご

ざいますし、ここにございますように、いま収入の部で説明いたしましたように、積立金を取り崩し、退職手当といたしまして、113万4千円を計上したわけでございますので、前年度比で若干増えております。以下、説明書を御覧いただければ、特別注釈を必要としないのではなからうかと、かように存じますので、一応総務管理費、8,779万円を計上したわけでござい

ます。それから企画費につきましては、847万3千円を計上しました。これにつきましては、ただいま企画部長の方からもお話がございましたように、わたしが先程一般交付金じゃなしに各部からの支部に還元できる要因も含まれていると申し上げましたように、特に企画部につきましては、説明書の末尾の方でございますように、支部対外広報助成金145万円、これを新たに大きく計上して、それぞれ支部に配布するというところでございます。

企画費といたしましては、847万3千円、これを予算計上したわけでございます。

次の業務研修費、705万5千円、これを計上致しました。これの主になのは支部研修会の助成、285万3千円、それから先程来、いろいろ申し上げておりましたように、専門者名簿の作成、そしてこれの発送費並びに、それに基づいた専門者の交流費、こういうものに重点をおいていきたいということで、業務研修費といたしましては、総額で705万5千円を計上したわけでございます。

監察部費でございます。予算額が223万7千円を計上いたしました。これは先程監察部長からのご説明の通りで一部従来企画部で行っておりました印刷費そのものが若干監察部の方に移項して参った関係もございまして、

議長 すみません、先程もいいたしましたが、簡単に言って下さい。

五十嵐副会長 それでは以下、5、6、7、これについては特別説明はないと思いますので省略させていただきます、収支共に1億1,318万8千円の63年度の予算をここに上程申し上げる次第でございます。次の特別会計でございますが、御覧の通りでございますので、収支共に453万

4千円の予算を計上致しました。以上でございます。

議長 以上で収支説明を終わります、これから質問並びに要望事項に入りますが、先程以来簡潔にという要望がございますので、答弁も努めて簡略化をお願いしたいと思います。

それでは執行部から自由にどうぞ。はい会長。

質問第9 会員の和と団結について

特別委員会でも設置して検討（制度的にも）する考えはないか。

例えば、第5章第37条の3項の削除など。

により再質問いたします。

質問通告書提出者 代議員 永沼 祐
(旭川)

会長 質問通告書の2ページ目の9番、旭川支部の永沼先生のご質問でございますが、会員の和と団結について、質問の要旨がちょっとわたくしのとり方が間違っているかもしれませんが、特別委員会を設置して制度的にも検討する考えはないか。例えば5章第3条の3項の削除などということでございますけれども、37条3項は支部長は本会の役員と兼ねることは出来ないという規定でございますので、これから考えますには支部長を理事にするというような考え方ともとれますし、これについては、わたしどもの考え方としましては特別委員会はなるべく作らないという考え方にたっておりますというのは、それぞれ所管の部がございますので、例えばこの会員の和と団結につきましては、所管部の総務部とで担当することになります。

永沼先生の言われていることは、本会役員と支部会員との中で、つながりがとぎれているのではないかと、意思の疎通を欠いているのではないかとということ指摘されているのかなとも考えられますので、それであるならば、例えば札幌支部のように、本会の副会長さん、あるいは理事の方が札幌支部の副支部長をなさったり、理事をなさったりしております。これは一向抵触しないわけでございます。

それから、理事の方と支部長さんとの意思の疎通を欠いている面もなきにしもあらずでござ

いまして、あるいは支部でそういうことで兼任していただければ、流れが良くなるのではないかと、団結が保てるのではないかとというように考えられます。そんなことで答弁になるか分かりませんが、以上で答弁にかえさせていただきます。

議長 永沼代議員よろしいですか。次は10番、

質問第10 健全財政の確保

役員報酬なども含めて制度、会則、役員のボランティア関係について特別委員会を設置して検討する考えはないか。

質問通告書提出者 代議員 永沼 祐
(旭川)

会長 健全財政の確保についてこれもわたしども基本方針として出している問題でございますが、役員手当て等を含めて制度、会則、役員のボランティア関係について特別委員会を設置して検討する考えはないかと、こういうことでございますけれども、これも基本的には総務経理部の担当でございますので、特別委員会を設置するところまで考えておりません。

特別委員会を設置するということについては、やはり特別なものということで、本会では車庫証明特別委員会だけでございます。そういうことで、それぞれ所管の部でやっていただくのを原則としておりますので、特別委員会を設置するということは考えていないわけでございます。

議長 はい、永沼代議員再質問

永沼代議員(旭川)申しわけございません。

和と団結については、何年来、10年来くらいやっているのではないかと思います。健全財政についても同じことをやっているの、こころ辺で、全体を少し見直したらどうかという意味なんです。

熊谷先生の宗谷支部の関係もあります。普通のこういう業界では第5条37条の3項というのは普通は、先程支部長がやっぱり副会長だとかというようにスムーズになっていそうなんです。そういうのも考えて欲しいと思っています。それから、宗谷支部の熊谷さんが、年計報告書、これは、わたくしの調査、誤りなら謝りたいの

ですが、会長に質問しておきますけれども、わたしの調査では、北海道会だけだと記憶しております。年計報告を会則で義務付けているのは。そういうことで、年計報告について実際間違った報告であれば、熊谷さんはわかりましたと言ったのですが、これは削除したほうが良いのではないかと思います。

網紀委員会についても単的に熊谷さんは言わなかったけれども、弱い物いじめをする会であれば、止めた方がいいと、こういうことで質問の内容が変わっておりますが、同じことを同じ人が同じレベルでやっていたらだめですから、特別委員会を作って、特別委員会は予算はいらさない、本当にボランティアでやるような人を、好きならやっていたらだめで、したらどうかと思っています。もうひとつ、十勝さんと反対なんです。年内には人件費その他が変わってきます。同じ士業でも社会保険労務士と行政書士を兼ねている人もおりますが、いろいろ少なくて相当効率にやって、そういうようなのをひっくるめて予算は使わないで特別委員会を設置して、もう一度年計報告だとか、網紀委員だとかというものを検討したらどうかということですが、皆さんで検討していただけますか。

議長 はい、会長。

会長 先生のお考えは前にも本会でも支部長さんを本会の役員を兼ねることを出来るような方向付けをしたらどうかと、検討をしたことがあります。やはりそれぞれ性格が違うものです。支部長さんと本会の役員を兼ねるということにいろいろ問題があるわけです。

支部長に限り本会の役員は兼ねれない。本会の役員が副支部長であれば良いわけです。そういうことがありますので、和と団結ということについての、先程総務部が所管と言いましたが、今回業務研修部の方で専門者の交流会等もやるということで、必ずしも総務部ばかりではなく、業研部の方でもそういうことで、お互いの交流を図りながら、これも一つの和と団結の一環になっていくのではないかと、特にわたしどもの会の性質からいきますと、業務を通しお互いに同業という絆の中で、仕事を通したり、研究の場を通して結びつくということが大事な要件に

なるのではないかとということも考え合わせて、今回は業研部ではそういう方途をとったわけがあります。

年計報告については、わたしの知っている範囲で説明いたしますけれども、全国的に年計報告を取っていない方が多いので、北海道だけということではございません。これは連合会の方の法改正等において、他士業の法改正があったときに、行政書士はどういう業務をやっているのかというデータにもなりますので、連合会としては必要だと、とれるものならとっていただきたいという意向なんです。

それは会則でうたっていないところもあるのは事実でございます。

議長 永沼代議員よろしいですか。

永沼代議員(旭川) やはりそういうのは真剣に検討していただきたいと思うんです。年計報告についても、パーセントが上であれば、本部の言うことを聞くのではなく、相当10万円や20万円いることですから、やはりカットした方がよいのではないかと思います。網紀委員についても、弱い者いじめになるのでしたら止めた方がよいと思います。その費用があるのなら、創造的な業務発展のために使っていただきたいと思います。以上です。

網紀委員長 ただいまの永沼先生の網紀委員会の弱い者いじめというようなことでございますが、熊谷先生の質問と申しますか、これを見ますと、そういう意味もあったのかもしれませんが、一人は行政書士、一人は副会長の職にあったのですから、調査しないのではないかとという考えがあったのかもしれません。

これについては、先程お話しした通り、何ら不公平な状態ではなく、調査するところは厳密に調査しておりますし、特に総務の方でも事案があった場合は仲間ですから、出来るだけ擁護してあげようと、そして内部的に解決出来るものは解決していこうという基本的な姿勢のもとに、総務の方でも調査している。それに基づいてわたしども会長の付記を受け調査しているわけで、決してそういうことはございません。公平にやっております。その点ご了解願いたいと思います。以上です。

第4号議案業研部関係

議長 続いて第11、業研部長

質問第11 業務研修部 3業務資料の作成
各支部で必要に応じて業務研修会を開催してありますが、各支部の研修テーマの研修資料等を本会において報告を受けておると思いますが、行政書士の業務内容、法律の改正等があり、業務資料等の調査にも各自ですべてやることは大変だと思います。各支部で作成された研修テーマの業務資料を本会において資料のコピーサービスをして頂きたい。費用は実費でもかまわないと思います。

会報において各支部の研修テーマのみを記載するだけでなく、資料枚数、送料等を記載してほしい、業務資料の作成等を大いに期待しております。

質問通告書提出者 代議員 高橋 正利
(旭川)

業務研修部長 旭川支部の高橋先生のご質問にお答え致します。高橋先生のご質問のご主旨は非常に結構だと思っております。しかしながら、現在これを実施する場合、実際に事務局側で作業することになり、いまの現状の事務局の欠員あった状態では、物理的には無理だという面もありまして、これは支部長会または隣接の支部等を通して、個別に業務資料の提供の申し出の交渉をしていただきたいと思います。また業研の方で専門者交流ということ、また、専門者名簿の中の目的の中にも資料の提供ということもありますので、活用していただき、そういうことにより、基本方針にある会員の和と団結にもつながっていくのではないかと思いますので、協力のほどお願いいたします。以上です。

議長 高橋代議員よろしいですか。関連質問。
日高支部長

日高支部長 いまの業務研修の問題の関連で質問させていただきます。昨年日高支部と苫小牧、それから室蘭、3支部の合同の研究会ということで、特に建設業の許可問題について行なった

わけですが、残念ながら、この助成の対象に全くならないということです。今年実は車庫証明の問題と車の登録の問題で、合同の研修会の方なんです、3支部でやりたいという話が出て、いま煮つめている最中なんです。そこで、これは支部業務研修会ということで、各支部に対して補助されるわけですけれども、いまのような合同でやった場合の補助の道が全くないという状況なわけです。これをなんとか、考慮願えないかということが、わたしの関連質問の主旨です。

もし、合同でやった場合に、補助の道がないとすれば、3支部が同じ日に支部の業務研修会をやったというふうな位置づけて申請して補助の対象にしてもらえるのかということも含めてお考えを伺いたいと思います。以上です。

議長 はい、業研部長。

業務研修部長 日高の進藤支部長にお答えしたいと思います。これは研修会の開催要領の中に業務研究会という位置づけの中に、助成するべく基本的になっておりますので、主催した支部において交付請求があった時には助成することになっております。それで助成されていたかどうか、いえ、請求があったかどうかということになりますが、請求があった際には助成しております。

他の支部において助成しておりますので上です。

議長 日高支部長いいですか。それから高橋代議員よろしいですか。ありますか 再質問。

高橋代議員(旭川) いま会長さんが言われたように、確かに他支部間のいろいろな研修とか80回くらい開催しているわけですが、それなりに会員の和と団結を唱えるのであれば、それなりの会員の業務研修を図る上では、支部で研修会をやっていただけない場合もあるわけです。そこら辺は本会の担当、各企画機関があるわけですから、それなりに他支部の提携といいますか、本会の基本方針として検討していただきたいと思います。

ただ、各自が問い合わせをしていただくというのはちょっと弱いのではないかと思います。一応要望として、お願いしたいと思います。よ

るしく。

議長 業研部長

業務研修部長 担当部長としてお答えいたします。先程、わたしが主旨を述べましたのですが、この件については物理的な問題等の話でしたので部会の中でも検討はいたいたしたいと思えます。

しかし、業務資料というのは、各支部で行なわれていることについては、各支部長間の中で、交流するというのも和の中に入ってくるのではないかと思いますので、その辺を踏まえながら、わが部の方においても検討材料にしたいと思えます。以上です。

第4号議案車庫対関係

議長 続いて質問第12、車庫対委員長

質問第12 車庫証明対策について

組織上の重要課題として、運動を進めてきた「車庫証明問題」は、いまや重大な局面を迎えている。共存共栄とか企業努力という事では、この運動のテーマは解決しないことが、歴史的に証明された、と行って過言ではないと思う。いまこそ、執行部は、本年度を天王山の闘いと位置づけ、不退転の決意で、強い指導力を発揮して会員の統一と団結をはかり一挙に事を決する闘争方針を示すべきであろう。

そこで

- 1 闘争の重要テーマである「法と職域」を守るために、本年度の闘争目標を「警察窓口の規制」にしぼり、あらゆる戦法（道議会請願・告発…等々）を駆使して、その実現をはかるべきである。
- 2 車庫証明対策特別委員会の執行機能を強化するとともに、理事機関も一体として協力的な闘争を推進すべきである。
- 3 一拠点方式を見直し、全道5乃至7カ所に拠点を拡大し、執行部の請負闘争ではなく、全会員の統一と団結による闘争体制を再構築すべきである。
- 4 地域における運動の拠点である車庫証明センター組織の整備強化す とともに、センター長会議を開催（拠点単位も可）して、意識高揚と闘争体制の強化をはか

るべきである。

以上について、会長並びに車庫対委員長の、ご所見を承りたい。

質問通告書提出者 代議員 藤田 文夫
(旭川)

車庫証明対策特別委員会委員長 車庫証明対策について藤田先生に申し上げます。内容はみなさんご承知のことと思えます。この質問については全くわたしも同感であります。執行部の闘争ではなくて、各支部、地域の実績によって業務の誘致拡大運動を展開するようお願いした次第でございますが、しかしながら、成果は期待通りではありませんが、反面増加の支部もあるわけで、われわれの努力の足りないのではないかと、和戦両用で進めるべきであり、いつでも告発できる用意をすることこそが肝要であると提言されている支部もあります。ただいまご提案の要旨を十分反映するよう努力いたします。

これらの目的を達成できるよう皆さんの絶大なご支援、ご協力をお願いする次第であります。以上でございます。

議長 藤田代議員よろしいですか。続いて13番。
第5号議案経理部関係

質問第13 1 総務管理費中 (5)職員費について

単純に収入に対する職員費の割合は、前年度で16.5%、本年度は17.7%で1%のアップとなっているが、この割合について執行部はどのように考えるか？（本年度実績16%）

質問通告書提出者 代議員 川股 英慈
(旭川)

五十嵐副会長 質問13番の項目についてお答えいたします。先程予算案の中でご説明申し上げましたとおり今年度の職員費の中には、退職手当113万4千円が含まれておりますので、これの財源措置は退職給与積立金からとりくずしておりますので、実質的には特別の大きなアップにはなっていません。以上です。

議長 川股代議員

川股代議員（旭川） 川股です。ただいまのご
弁答をいただきまして、先程から合理化と節約
で総務管理費の500万円が節約できたというお
話でございます。これは対会費収入としてみた
場合、62年度9,400万円に対しまして、退職金
130万円を除いても平年度に比較しますと1,7
40万円としまして、この比率が18.5%、63年
度の予算案を見ますと9,200万円の会費収入で
職員費が2,013万円、21.8%。大体3ポイン
トほど上昇しております。これがそのまま続く
のであれば、5年後10年後どういふ対応をなさ
るのか、わたしの記憶が間違いがなければ、パ
ーキンソンの原則ですが、予算会計を採用する
官公庁においては、毎年事業量に関係なく人員
と予算が増大するというようになっております。

我々会員も常識の中で、事務局に対して協力
もいたしますし、役員の皆様もそれぞれの分担
の中で事務局に対して助力をしていただきた
いと思う次第であります。二つばかりお答えし
ていただきたいと思います。

五十嵐副会長 ただいまの件につきましては、
全体的に確かに、いまお話のように増加して
おりますが、健全財政の意義は何年来続いて
きておりますので、いったい健全財政という
ものを財政の積立金というものは何を目的
にして何を目標にしているのかということ
でございますが、これは基本的にはいますぐ、
あるいは来年、再来年会費の値上げという
のは当然望めません。おそらく会員の皆
さんもお承知にはならないと思
います。

逐次、この財政積立金は、もしも万が一の
ことがあった場合に、一年分の支部の交付
金相当額、今回につきまして2,200万円と
大きな額になりますが、先程の財政調整積
立金の現在高は1,700万円で、もう何と
か500万円まで、積み立てしていきなが
ら、適正なる執行の運用を図っていき、
費用の低減を図っていきたいというこ
とでございまして、以上です。

議長 川股代議員
川股代議員（旭川） 退職金が積立金の中
で処理されていますが、これは職員費の中
で項目を

立てて退職金として表せないのかを聞
きたいと思
います。

議長 五十嵐副会長
五十嵐副会長 これは収入の部を御覧
いただきま
すと確かに給料手当の合計は、今年度
は昭和63年度の予算は1,851万円、
昭和62年度の実績は1,660万7千
円です。この差額は190万7千円
で、そのうち113万4千円、この
113万4千円を差し引きしますと、
実質職員費のアップ額は金額に
して76万9千円だけです。ですから、
実質4.6%が職員費のベースアップ
を見ないで道職員並の賃金アップ
ということでご理解いただけると
思います。

63年度におきまして、1,851万円の中
には113万4千円の退職金が含まれて
おりますが、この財源措置は、収入金
の5項目の繰入金の113万4千円
を退職金そのものだけを見ますと、
プラス・マイナスゼロになるのでは
ないかと、実質的には職員費のア
ップ率は4.6%となりますのでご
了解いただきたいと思います。

斎藤代議員（十勝） わたし、滞納会
費の処分
で先程驚きましたのは、61年度の12
月以前の会費だと思
うのですが、314万7千円もある
ということなんです。

これについては、これらの人は現在
会員である
ということなんです。わたしの場
合を例にとりましても、5千円づ
つ払って行くのでしたら可能で
すが、1万5千円とまとまると
払わなければならない、月末に
金がないということもあり得る
のではないかと、それでは毎月
とるということも考えていいの
ではないかと。先程9ヶ月先
にならないと内容証明を出さ
ないという話のように受け取り
ましたが、もっと短い期間で
滞納の回収処理をやってはいか
がなものでしょうか。

議長 五十嵐副会長
五十嵐副会長 ご質問に、お答え
申し上げます。滞納につきましては、
よくご理解いただいたと思
いますが、残念ながら、昭和62
年度分の1月末納期限、これが
642万9千300円という額が
繰越分の中に入ってきていま
す。しかし、これは4月1日か
ら5月20日現在の間に642
万9千300円は100%とはい
かなくても80~90%は入
るのではないかと予定して考
えておりましたが、

残念ながら4月1日から5月20日現在までに198万3千円の振込しかないわけです。

そうすると62年度すらまだ450万円残っております。ご心配いただきました現会員の314万7千725円については、経理の方針で本年もっと更に強行な手段を講じていながら、滞納会費の納入方に協力をいただくことを部会であらゆる経理部、総務経理部の合同部会、あるいは理事会で、これをいかようにして回収していくかを検討進めて参りたいと存じます。

できるだけ、滞納処分を少なくして、効率の良い回収を図っていきたく思います。こういう基本方針でありますのでご理解いただきたいと思ひます。

齋藤代議員（十勝） 要望ということでお聞きください。3月たって請求を起すということですが、もっと早く迅速に支部の方へ下げるのなら下げて、早急に溜めないうちに回収の手続きを取ってくださいということです。それをやれば、310何万円、いわゆる今年分ではなくて、310何万円というものが、1千万円あって、その内の310何万円が61年度分だということです、そういうものが残っていること自体、こういう組織として、これが会社だったら大変だというのは、十勝支部の支部長さんも支部長会議で言われたと思いますが、そういうことを良く考えて、健全財政というのは何かを考えて運営してほしいと思ひます。

もっと早く手を打ったら、1万5千円まとまっているものが、3万円になる前に、1万5千円の段階でやれば確実に入ってくるはずですよ。3万円になったらその分が倍入りにくくなります。また4万5千円になれば、もっと入りにくくなりますよ。そういうことを考えて下さいと言っているのです。よくその辺のことを考えて早目に手を打っていただきたいと思ひます。

議長 副会長

五十嵐副会長 ただいまのご主旨、本日お集まりの代議員の皆様もよくいまのご要望に対するご理解をいただいたと思ひます。どうぞ支部にも持ち帰りまして、われわれもただいまのご提言に対しまして、一ヶ月以上過ぎた者については、この69条の手続きに基づきまして、一ヶ月

以上の一期を経過した者については、二期目についてはあなたの繰越分はこれだけ残っておりますよと、6ヶ月を9ヶ月、9ヶ月を待たずに6ヶ月くらいを早目に区切って、腎促を進めていくという方法をただいまのご要望を良く踏まえまして進めて参りたいと思ひます。有難うございます。

議長 続いて要望第5

齋藤代議員（十勝） 度々申しわけありませんが、業研の方でお願いした分の業務研究会について、業務研究会というのは、我々の専門的な業務について継続的に任意に支部で研究を進めていくということを想定されて業務研究の指導指針を作られていると思ひます。ところが、2年たつたいま、先程確認したのに間違いがないということですので、日高と胆振の方でやられた業務研究会しかないということですよ。

もっと積極的に任意団体ですから、お金を出すわけにはいかないかもしれませんが、もっと積極的に何か方策をもっておられるのならご説明をいただきたいと思ひます。

議長 はい、業研部長

業務研修部長 要望第9で副会長よりご説明もありますが、齋藤先生の要望と受け取ってよろしいかと思ひますが、いまの業務研究会は任意であろうとも、支部長の認定があれば助成の対象となりますので、拡大については支部長さんと協議した上で実施していただきたいと思ひます。

要望第5 行政書士業務のPRについて

行政書士業務のPR活動は、例年強調月間を設定して実施しており、一定期間の活動であっても、それなりの効果は上がると思ひます。

今道内主要道路を車で走ると、パチンコ、病院等の巨大広告塔が目につくのでこれにヒントを得て考えて見た。

北海道の主要道路に数カ所、行政書士の広告塔を設置するような年次計画を樹ててほしい。又情報化時代に備えて、テレビコマーシャルの年間実施計画に向けて、逐次予算の増額をお願いしたい。

要望通告書提出者 代議員 瀬尾 朝則
(十勝)

企画部長 行政書士のPRについて、十勝支部瀬尾代議員さんからの要望事項について企画部からお答えいたします。

ご要望の通りでございます。ロードサインについては企画部の部会で検討しまして、札幌の業者に見積りましたら44万5千円、帯広の広告業者に見積りましたら、15万8千円ということですが、全道的に公平に本会主導型でやるということは、土地所有者との関係、維持管理の関係、撤去する場合の関係、非常に困難があるということで、各支部に対する助成という形になってきました。本年度新しく初めましたPR対外広告費の助成を各支部で有効に活用させていただきまして、ご要望通りになるのではないかと思っております。来年度は若干増額になるのではないかと期待しております。以上でございます。

要望第6 商工会に対する広報活動について

市町村商工会は、会員から要請があるからと称して、行政書士業務を取扱っておりますが、これが違反ですと忠告しても、一挙にこの仕事を取り戻すことは困難と思われれます。そこで、商工会に近づき、親しみを持つには自ら商工会に入会することを考えました。そして、行政書士はこのような仕事をしておりますと言う趣旨の原稿を会員から募り、商工会報に掲載をはじめて1年半を経過しました。原稿募集は1カ月1回ですが、商工会から催促されることさえあります。

地味な活動ですが、ねばり強く続けるため、各地域から幅広い原稿応募をお願いしたい。一稿1,000字程度です。

要望通告提出者 代議員 瀬尾 朝則
(十勝)

企画部長 1年程前から商工会議所の毎月発行される商工帯広という会報に十勝支部では、代

議員のご要望の通り実施しておりまして、行政書士のイメージアップ、あるいは業務のニーズの開拓等到大変役に立っていると思っておりますので、しばらくの間継続することが望ましいのではないかと感じております。

ところで各地区から幅広い原稿文をお願いしたいということについては、地元の商工会議所の会報に掲載するわけですから、地元の先生方でそれぞれ寄稿されることがベターでないと考えます。たとえば、帯広の商工会議所の会報に札幌の会員から寄稿されても、なじみが薄いのではないかなと考えますし、逆に地元の行政書士のイメージがダウンするのではないかと考えられますので、地元でご検討をいただければ幸いです。

因みに帯広の商工会議所では会員が4,500名ございまして、毎月5千部くらい各企業体に配布されていると聞いております。

議長 瀬尾代議員要望第5、第6再質問ございますか。

瀬尾代議員 (十勝) 十勝支部の瀬尾でございます。1番目の行政書士のPRでございますが、大きい広告塔の効果 皆さんご存じの通り、車で歩くと巨大な広告塔が目につきますが、あれは何をやっているのかというのが一目瞭然わかります。そういう意味で計画に入れなければ、いつになっても計画が進まないと思っておりますので、年次計画を立てなければ一向に進展しないということだと思います。

広告塔については一挙に北海道の主要道路に数箇所立てるということは困難だろうと思っておりますが、テレビのコマーシャルの効果は言うまでもなく情報化時代に備えて、コマーシャルの効果は非常に大きいと考えております。十勝では一昨年からテレビのコマーシャル、監察強調月間の中で実施しておりますが、何しろ予算が乏しくてやりたいことがやれないわけです。本会の予算書を見ましても全体の予算の監察活動費は2%、支部段階で見ますと約9%くらいしか、監察活動にかける経費がないわけです。業務の開拓ですので、もう少し監察活動に力を入れなければならぬというのが信条でございます。

具体的に申し上げますと、テレビのコマーシ

ャルは、現在1週間に2回、1回の度数が15秒、文字にしますと150文字を一ヶ月に8回放送しますと、約12万円かかります。これを年間計画に流しますと、100万円かかるのですが、その半分の50万円くらいで出来るという話も広告社との間で話をしてみました。なかなか予算の関係もありまして、実施するのが困難でありますので、逐次予算の増額をお願いしたいというのが要望の一つでございます。

次に商工会の広報活動でございますが、わたしが何回か訪問活動を通じて商工会の考え方をいろいろ伺いました。自販速と違いまして商工会は非常に紳士的でわたしたちの要望をよく聞いてくれました。

この業務が違反だと言ましても、なかなか一気にそれではよいですよというわけにはいきません。商工会の職員さんは会員から要請があって、それを断るに断りきれなくて、やられているわけなので、自ら会員になって会員間で業務のやりとりをしてもらいたいというのが、事の始まりでございます。

そして一昨年11月から行政書士はどんな仕事しているかということ、まず商工会の会報を通じて売り込みをしようというのが、わたしの狙いでございます。一ヶ月に一度の原稿の募集は大変な苦勞でございまして、なかなか原稿が集まらないので、実はここに全道各地域から一稿でもお願いしたいというのが、わたしの考えでございます。

先程企画部長さんから説明がありましたけれども行政書士がどんな仕事をしているかということは十勝も札幌も同じなわけでございます。例えば相続であるとか、建設業であるとか、具体的な業務の内容をいろいろな角度から開設しますと、一つのテーマでも何項にもなると思います。これを継続するためには皆さんの協力を得なければならぬのですが、一稿でも結構ですので、ご協力お願いしたいと思います。

第4号議案 総務業研部関係
議長 続いて要望第7、総務部長

要望第7 新入会員研修について
新入会員研修については、昨年も要望し

たが、品位保持の面から、行政書士としての心構え、注意事項等を、本 において直接本人に対して説明し、徹底すべきである。

場合によっては、雇用行政書士とならない旨の誓約書を提出させることも必要と考える。

要望通告書提出者 代議員 斎藤 英雄
(十勝)

総務部長 斎藤先生からの新入会員の研修についての要望でございますが、新入会員の研修については昨年も要望ありましたが、品位の保持の面から行政書士の心構えと注意事項等を本会において直接本人に対して説明をし徹底すべきである。というのが、一項目で、二項目が、雇用行政書士とならない旨の誓約書を提出させてはどうかの二つですが、一項目の新入会員の研修につきましては、従来は本会の方で統一してやっておりましたが、その後支部でやった方がベターであるということで、北海道行政書士会研修会等の開催要領を定めて、支部で計画実施するものの中に新入会員の研修ということで、昨年5月9日にできています。

従いましてまだそういう移行後問もないので、各支部でやった方がいいだろうということでやられておりますので、もうしばらくこの通りでやっていただきたいと考えております。

行政書士等の心構え、注意事項等を本会において直接本人にやらせるということにつきましても、提案がございましたので考えましたが、そういうのであれば、従来は本会の方で登録証、会員証、会員の証というのを遠隔地については送ってございました。札幌近くについては本人に札幌の本会に来ていただいて、本会の局長なり次長なり、わたしどもが行った際にその時間帯に合わせてご本人と面談しまして、いろいろな話の中で、ご注意ご協力下さいということでやっておりましたが、それが遠隔地域は個々に郵送してございました。

そうしますと支部長さん知らない会員がたくさん出てくるという問題も一つ出てきます。従いまして、これを持ち帰って総務の部会は組織ですから検討させていただきたいと思ひます

が、一案としまして、示後の入会会員がそういうことでした場合、遠隔地の場合、支部長さんをお願いをして会員の人は支部長さんのところに会員証、会員の証、登録証を取りに行くと、その際に支部長さんから所要のご指導をいただく。そうすればいまよりいくらかいいのではないかと思います。そのようにもう少し時間を下さい。

雇用行政書士とならない旨の誓約書の問題ですが、誓約書をとってご置きます。簡単に申し上げますと、行政書士の登録申請をしましたが偽り、その他不正の手段によるものではありませんと、また行政書士法並びに関係法令、及び貴会会則を遵守いたします。こういうことで総合的に雇用行政書士とはうたっていませんが、これでご了承がいたいと思います。

議長 議長から要請申し上げますが、先程来議事進行で随分意見が出ております、午後から2時間半で会議が熟しておりますので休憩をとっておりませんので、答弁者も再質問者も簡略にお願いいたします。

米倉副会長 先程齋藤代議員が今後の研究についてどう考えているかについて一言簡単に述べさせていただきます。一つは支部主催の方法があると思います。この場合については、講師だとか資料だとか、要望を本会に上げてもらえば検討する。もう一つは本会で主催するということですが、本会といたしましては、専門者交流の中で将来は継続的な研究の場を作っていきたいと企画しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 要望第8、総務部長

要望第8 新入会員の研修を本部において実施されたい

新入会員の研修を支部において実施したところ10名近くの人員が居るにもかかわらず出席したのは僅か2、3名にしてその目的を果すことが出来ぬ状態であり過去の2年間同様であった。

かかる状態で雇用行政書士の排除とか品位の保持 又は行政書士法の内部規程以外の禁止事項について説明したようにも不出

席ではその伝達すら思うにまかせず、まして政連に至っては全然無視すると云った状態である。

本会は会員の増加を図るのみならず、新入者に対してはもう少し責任ある処置をとられたく要望するものである。

要望通告書提出者 代議員 山崎 慎一
(十勝)

総務部長 要望第8山崎先生の質問について、先程齋藤先生にお答えした内容と全く同じでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 業研部長

業務研修部長 担当の方からお話したいと思います。山崎先生の質問の中に10月14日に堀口支部長さんの方から申請がありましたのを確認いたしました。対象者が7名で5名参加、参加率が71%になっておりますが、残り2名に関しても支部長さんを通して阿部総務部長から言われましたが、会員証を渡すときに更にご本人を呼んで研修していただくよう支部長さんに努力していただきたいと思います。以上です。

第4号議案 業研部関係

議長 要望第9、業研部長

要望第9 講師派遣について

支部研修会に併せて、対話集会を実施してはどうか。

本会役員と支部会員が一同に会して、対話集会を開催することによって本会の動静及び中央の情勢などについて直接コミュニケーションの機会を設けてはどうか。

要望通告提出者 代議員 山崎 慎一
(十勝)

米倉副会長 対話集会は研修会に合わせてやっていただけないかということですが、過去に対話集会がございましたが、形式的には数やったのですが、内容としては、それほど効果が上がらなかったということで、現在は考えないで別な面で考えて、その一つは業研部として各地区に分かれている専門者の方々とお会いする機会を多く作って、そのときに支部の研修会等に出

席させていただいて、いろいろお話を聞きたいと考えております。

本会の役員ということは三役を指しておられるのか、どの程度かわかりませんが、前回の対話集会につきましては三役、常任理事さんまで出席しておりました。何か問題があれば事前に情勢を知りたいということ、上げていただければ誰が行っても答弁出来るようにやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 山崎代議員再質問ありますか。ございませんか。はい、了解。要望第10。

第5号議案 総務経理部関係

要望第10 役員はボランティアでよいか
(事業通信費に関連して)

役員の方々は、日当・交通費で清算できないくらいに、会務の処理に多忙を極め、日夜奔走頂いております。

事業通信費程度の支出でなく役員報酬のような科目で支出しても良いのではないかと考え、役員報酬の支出に賛同頂きたく提案、要望いたします。

要望通告書提出者 代議員 斎藤 英雄
(十勝)

斎藤代議員(十勝) この要望第10につきましては、全代議員の皆さんにご賛同いただきまして、来年の予算措置の中において、役員報酬というようなものを考えていただきたいと思います。

今回のいまの状態で行きますと、事業通信費がそのまま承認されると思いますが、このような少額のもので実質的に役員の方々がやっておられる会務の状況というものが、賄いきれていないのではないかとわたしは思慮いたします。どうしてかと言いますと、例えば、人の前で話すためには、話をするための少なくとも3倍の準備というものが必要なわけでありまして。

そうすると、そのために役員の方々はボランティアで自分の仕事をしないで会務を処理しなければならないという状況になると思います。ですからもうそろそろ役員の方々にボランティ

アで仕事をやって下さいと、我々1,500何名の行政書士のために、あなたがたは役員という名前をあげるからボランティアで仕事をしろというのは、そろそろ止めにして役員報酬というものを賛同いただけないだろうかというのが、わたしの皆さんに対しての要望でございます。議長 皆さんに対する要望ですから、他に関連質問ございませんか。これで質問要望事項を全部終わりました。

議長 お諮りをします。

第4号議案昭和63年度事業計画について、第5号議案昭和63年度一般会計収支予算について、第6号議案昭和63年度特別会計収支予算について、表決をとります。賛成の方挙手をお願いします。(挙手多数)

賛成多数、よって第4号議案、第5号議案、第6号議案は可決しました。有難うございます。(拍手)

議案第7号

議長 続いて第7号議案に入ります。

役員の新補充選任について。

札幌支部長 副議長を努めさせていただいておりますので、この場で副議長を降りまして、支部長として発言をさせていただきます。今回の役員改選でございますが、今回業務上の都合と一身上、健康上の都合ということで、お二人の理事の方が、任期途中で辞任をなされました。

非常に残念でしたが、お二人とも札幌支部から出ている役員でございます。つきましては、だから札幌が補欠の役員を出せるということにはならないことはよく存じておりますが、そのことを踏まえた上で、この補欠選任の役員に関して札幌支部の方からご推薦をさせていただきたいと思う次第であります。因みに、われわれ方の提案の中で推薦をさせていただきたいという理事は当札幌支部の現在本会の車庫対策委員長をやっておられます本間留四郎先生と、当札幌支部の経理部長をやっておられます本間幸雄先生を本会の理事としてご推薦申し上げたいと思います。これを提案させていただきます。

議長 ただいまの提案に対してご意見ございますか。

※このとき函館支部安部支部長から動議あり、

議長これを認め安保支部長次のとおり発言した。
函館支部長 函館の安保です。ただいまの札幌支部長の提案はよくわかりました。まず、本会において補欠選挙をすべきかどうかというのを諮っていただきたいと思います。

それを終ってから推薦なり自薦なりしてほしいと思います。

議長 ただいまの意見にたいして賛成の方おられますか。なければ動議として取り上げられませんが、賛成の声あり。

それでは、執行部側から提案理由の説明を求めます。執行部どうぞ。

会長 会則第15条第2項の規定により理事2名の補欠選任を認めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 15条の2項でございしますが、補欠または増員により選任された役員の任期は他の役員の残任期間と同一とする。

失礼いたしました。これは第2項となっておりますが、第3項の誤りでございます。ご訂正願います。第3項目で、役員が任期の満了または辞任により退任した場合において、当該役員の定数を欠くに至ったときは、当該役員は後任者が就任するまで職務を行う。

会則の上では補欠選任に関する規定はありません。従いまして、ここに掲げてあります15条第2項の規定ということは誤りでございます。現在理事二人欠員を生じたので、補欠選任として、二人とも経理部の理事さんですので、経理部が大変なんです。とりあえず補欠選任をお願いしなければ、全体的な会務が運営できないということでございますので、牧に2名の補欠選任を求めるといってございまして。

会則うんぬんということは消していただきまして、欠員を生じたので2名の補欠をお願いをするということで理解願いたいと思います。

議長 規定にはありませんが、運営上困りますので補欠選任を求めたいという意向でございまして。(異議なしの声あり) 異議なしの声がありました。

最初に戻りまして、札幌支部長の提案の札幌支部におまかせいただきたいというのはよろしいですか。異議なしですか。続いて人選に入り

ますが、札幌支部一任いただきたいというのはよろしいですか。はい、異議なしです。

決定いたしました。札幌支部から2名の理事を選出する。それぞれは札幌支部長から人選について。

札幌支部長 提案についてご承認していただいたと理解をいたしましたので、先程申し上げた通り補欠選の理事には、札幌支部より本間留四郎先生と、本間幸雄先生をご推薦申し上げます。

議長 お認めいただけますか。(拍手あり) 有難うございます。

なお、このほかに斉藤(十勝)代議員から役員報酬の件にかゝり代議員に対して賛否の問いかけをしたことについて、永沼(旭川)代議員から特別委員会を設置し充分検討すべきであるとの意見があった。

議長 どちらも要望ということで受け止めていただきたいと思います。表決をとりません。以上で議案全部の審議を終わりました。他にご意見がなければ、会議を閉じさせていただきます。函館支部長ですか。

函館支部長 本会の基本方針で地位の向上というのがございまして。それに伴って品位という言葉が相当出てきております。その品位と地位の向上というの、裏腹になっているのではないかと思います。わたし方函館支部におきましても地位の向上を目指す、品位をどうするんだ、品位はどこを基準にして品位になるんだという大きな問題があるわけです。

函館支部としてもいままでも、その件についてはいろいろと検討しましたが、結論は出ないわけです。ですから、お願いなんです、本会の方で品位の向上、品位というものを近いうちになんらかで発表してほしいと思います。要望です。以上です。

会長 ただいまの安保支部長さんの質問でございまして、わたしなりに文献その他もの本によりまして、今年の新年号の中で、品位の保持ということについての定義付けではないですけども、どういう考え方ということはわたくしの新年の挨拶の中に書いたつもりでございまして。それを読んでいただければ、ある程度ご理解いただけるかと思っております。

函館支部長 十分読ましてもらいました。けれども割り切れないものかかなりあるわけです。従って新入会員から言われますが、品位の保持という言葉が、どこに物差しをおいたらいいのか、というのが現実に函館支部としては、いろいろな問題があるわけです。そういうものからよく読ませていただいたのですが、割り切れないものがたくさんあるものですから、これは要望です。何かあったときにお知らせしていただければよいと思います。以上です。

議長 これにて提案されました議案の採決に入る旨を宣し、第4号議案、第5号議案、第6号議案について原案どおり承認されたい旨を議場に諮った結果、満場異議なく承認可決した。

議長 つたない議事運営でございましたが、終始報行部あるいは、構成員の皆様のご協力とご支援のもとに、どうやら議長団として責を全うすることが出来ました。

大変ありがとうございました。また今後の会の発展のための種々の要望がございましたが、1年間の会務執行に当り、皆様からの要望意見を受けとめ前進いただきたいと念願し降壇させていただきます。

最後に米倉副会長が閉会のことばを述べ本総会の全日程を終了した。

時に午後3時41分であった。

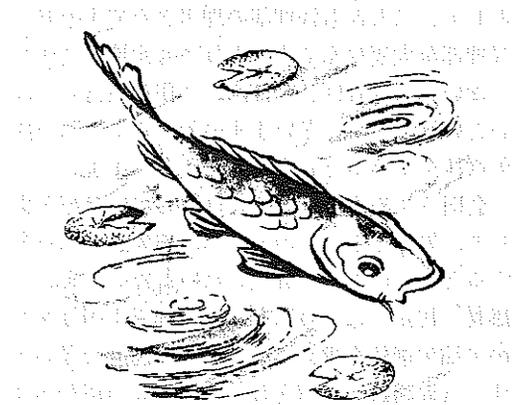
（以下は、右側の縦書きの文章の一部）

（以下は、右側の縦書きの文章の一部）

（以下は、右側の縦書きの文章の一部）

（以下は、右側の縦書きの文章の一部）

（以下は、右側の縦書きの文章の一部）



（以下は、右側の縦書きの文章の一部）

—事務局人事—

〈事務局次長の欠員補充〉

(退任) 石川卯佐吉さん

本会事務局次長として7年間にわたり総務、経理を主として担当され、本会の発展に寄与されましたが、4月30日付をもって退職されました。

(就任) 加地 毅さん

7月21日付で石川前次長の後任として就任されました。

昭和24年11月に道庁出納局に勤務され、主として会計部門を担当し、留萌支庁会計課長、監査委員事務局及び出納局物品管理課の課長補佐を歴任し、このたび道を退職されました。

本会の発展のため、ご活躍されますことを期待します。

会報第166号(63. 5. 25発行)

の記事訂正について

会報編集担当者

見出しのことについて、誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

記

1. 12P左側下から13行目、答(1)アのイ「道路運送車両法に基づく自動車申請」に続く「づく自動車登録申請」までを削除すること。
2. 表紙裏2P「行政書士倫理綱領の掲示について」掲げた倫理綱領は、文字及び項目の配置に誤りがありましたので、全面的に削除します。この度、会員の皆様のもとに支部から配られたものが、正しいものです。

編集後記

◇一村一品運動が提唱され、全道212市町村がそれぞれ開発に努力されていると聞きます。華々しい成功の話の陰で、なかなか結実しない町村も多いようです。時間とひたむきな努力を傾注してさえ、1つのもを世に問えるまで育て上げるのは並たいていのことではないのだろうと思う。

先日、チョモランマ(エベレスト山)に登った日本山岳会の隊員の話聞いた。登頂に成功するためには、先ず、その山の頂きに立ちたいと強く願うことであるという。願いが強くなければ、途中の小さなアクシデントにも、くじけてしまう。いつでも登りつめようと願い続けながら山に向かつていなければ、耐えられないだろう。

成功の第2の要因は、綿密な準備にあるという。起こりうるすべての状況を考え、その対応に細心の注意が必要だ。これを怠ると命を失うこともある。

第29回定時総会が無事終了し、いよいよ新しい年度の活動が始まりました。各部においては、何を願いどのように準備を進めているか、「和と団結」の行政書士会たらんと動き始めました。

◇行政ほっかいどうは年々ボリュームが増え、本号より二人の会報編集委員に加わっていただき、心を新たにして会報作りを行っていくこととなりました。新編集委員には、札幌支部理事の滝沢俊行先生と大森一竝先生が加わりました。これまでにない新風を誌面のそこそこに見出すことができるのではと期待しています。このみち超ベテランの酒井理事、口だけ達者な葛西と合わせて4人で、がんばってきたいと思います。

会員の皆様のご支援とご協力をお願いし、編集後記といたします。

会費納入についてのお願い

昭和63年度第2期分（7月～9月）の会費納期限は7月末日となっております。納期限内に納入されますようお願いいたします。

なお、納期限を気にすることのない、郵便貯金からの自動払込みを採用しておりますので是非利用してください。本会に通帳の記号・番号を連絡いただきますと「自動払込利用申込書」を送付いたします。

- ・行政書士の記名押印を励行しよう
- ・行政書士ネームプレートを着用しよう

年計報告を早く出してください!!

政連の会費を納めましょう!!

第29回 定時総会スナップ



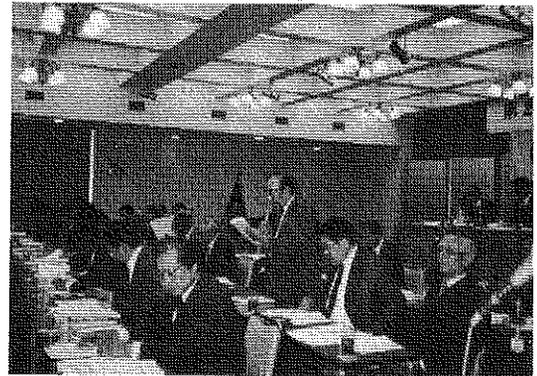
新川（空知）議長
佐藤（札幌）副議長挨拶



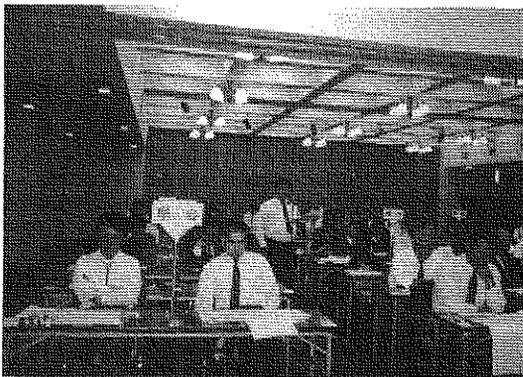
元事務局石川次長に感謝状授与



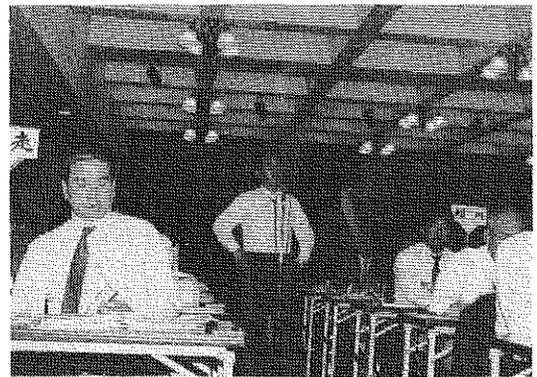
代議員の質問に答える
阿部総務部長



代議員の質問に答える
本間車庫証明対策特別委員長

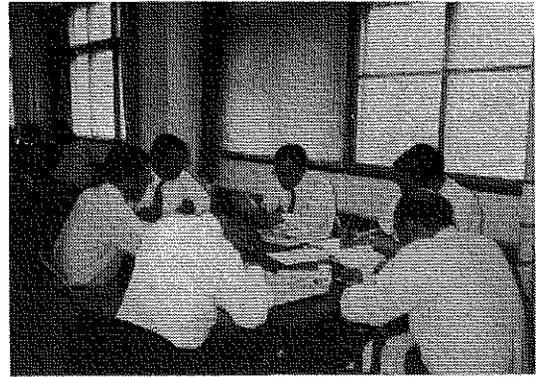


質問に立った斉藤代議員（十勝）

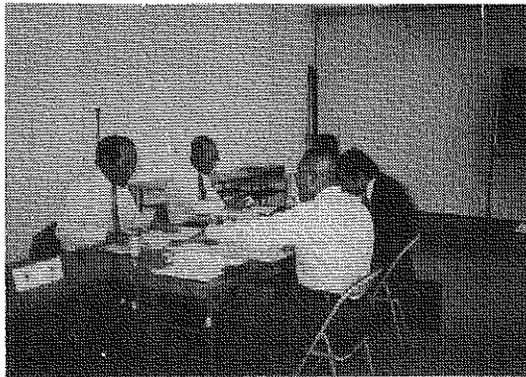


質問に立った熊谷代議員（宗谷）

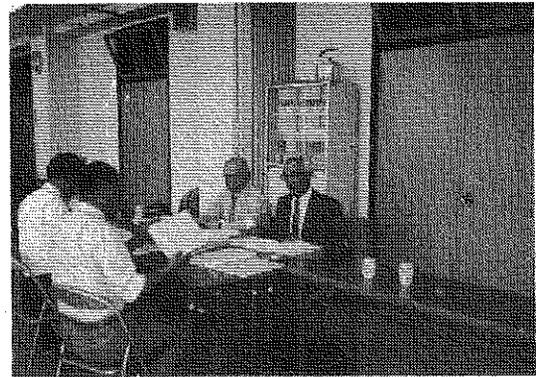
総会后初の 各部会開催風景



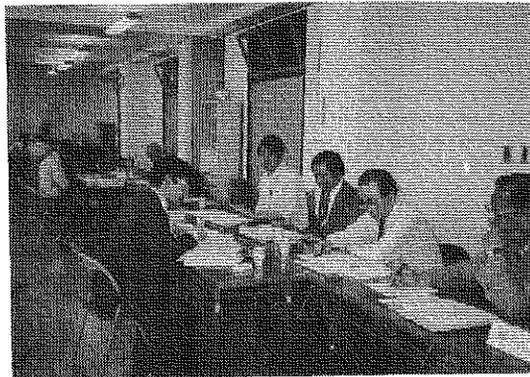
総務部会



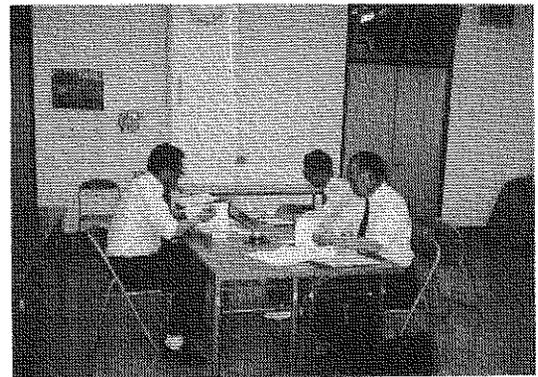
経理部会



企画部会



業務研修部会



監察部会

'88.7 第167号 昭和63年7月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
 編集人 坂下 尊
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 谷川印刷株式会社
 旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
 TFL 代表(011)221-1221
 郵便番号 0

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
 北海道銀行本店(当 19116)
 北洋相互銀行本店(普 0742651)
 北海道相互銀行本店(普 389444)
 振替口座 小樽3-8224番